

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月2日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和3年 3月 2日
至 令和3年 3月18日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 議案第 2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 5号 白馬山麓事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第23 議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算
日程第24 議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算
日程第25 予算特別委員会の設置について

令和3年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和3年3月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第2号から議案第21号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

- 6) 予算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 2 号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について
2. 議案第 3 号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
3. 議案第 4 号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について
4. 議案第 5 号 白馬山麓事務組合規約の変更について
5. 議案第 6 号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について
6. 議案第 7 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 8 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 9 号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 10 号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 11 号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
11. 議案第 12 号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
12. 議案第 13 号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
13. 議案第 14 号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
14. 議案第 15 号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）
15. 議案第 16 号 令和3年度白馬村一般会計予算
16. 議案第 17 号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
17. 議案第 18 号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
18. 議案第 19 号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
19. 議案第 20 号 令和3年度白馬村水道事業会計予算
20. 議案第 21 号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和3年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、令和3年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和2年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、白馬山麓事務組合議会令和3年第1回定例会が、2月22日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番 丸山勇太郎議員、第3番 田中麻乃議員、第4番 太田正治議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和3年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月18日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和3年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

世界中で猛威を振るい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、私たちの生活は大きな変容を余儀なくされ、また、我が国の経済は引き続き厳しい状況下にあります。

国においては、昨年12月以降の首都圏を中心とした感染拡大を受け、緊急事態宣言を発出するなど、感染拡大防止対策と医療体制の確保、雇用の維持や事業の継続に向けた支援、そして新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るものとして、大きな期待をしている新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先月17日より、医療従事者を対象にしたワクチンの接種が全国の医療機関で始まり、続いて、高齢者から順次、住民に対する接種を開始をする予定としております。

しかしながら、ワクチン優先接種の対象となる医療従事者の数が、当初の想定を大幅に上回る見込みであることや、ワクチンの市町村への配布時期や数量などがいまだ不透明であることなどから、今後ワクチン接種のスケジュールに大きな影響が出る可能性も報道をされているところであります。

村といたしましては、健康福祉課を中心に、大北医師会、地元医療機関、県や関係市町村などと十分に課題等整理をしながら、当初の国が示すスケジュールに沿って4月以降、迅速かつ適切にワクチンの住民接種が実施できるよう、今後もワクチン接種体制の構築など、準備を進めてまいります。

長野県では、2月16日に県内の感染状況が落ち着いたことから、新型コロナウイルス注意報を解除し、全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げました。いまだ緊急事態宣言が発出されている地域もあり、今後、長野県にも影響が及んでくる可能性もありますので、県民及び事業者の皆様には、引き続き感染防止に十分注意をしていただきたいと思います。

本村におきましても、これまでの間、特に酒類の提供を行なう飲食店などの皆様には、厳しい経営状況の中、休業または営業時間短縮を行ない、感染拡大の抑止に御協力をいただき誠にありがとうございました。

感染警戒レベルが下がったとはいえ、今後も気を緩めることなく、住民の皆さん一人一人が、感染しない・させないという意識を常に持ち予防対策を続けるよう、引き続きご協力をお願いします。

観光課関係の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受けて、かつてない窮状に陥っているこの冬のシーズンの状況について、途中経過ではありますが報告をさせて

いただきます。

1月末の村内5スキー場の利用者数は21万5,000人余りで、昨年に比べれば50%にまで落ち込んでいます。

去年は、暖冬と雪不足の影響を大きく受けたシーズンでありましたが、その半分にまで落ち込んでいるということは、新型コロナウイルス感染症の影響がスノーリゾートにとっていかに大きく深刻であるのかを物語っています。スキー場利用者数の落ち込みと同様に、宿泊施設も大変厳しい経営状況に陥っていると伺っています。

昨秋は、GOTOトラベル事業の効果もあり、前年を若干上回っていたものが、緊急事態宣言の発令や、GOTOトラベル事業の一時停止に加えて、長野県医療事態宣言の発令、村内における新規の陽性者の相次ぐ確認、感染警戒レベルの引上げといった難しい局面を迎え、観光団体の報告から察すると、1月から2月にかけての宿泊施設の稼働は、前年の20%にも満たないのではないかと見ております。

10都府県に対する緊急事態宣言は3月7日まで期間を延長され、GOTOトラベル事業の一時停止措置も同日まで継続をされていますので、全国から積極的に誘客を進めるという状況にはありません。

ただ、長野県では、感染警戒レベルの引下げに伴い、段階的に需要喚起策を実施することとしておりますので、村としては県と歩調を合わせ残るシーズンの誘客に取り組み、少しでも巻き返しを図りたいと考えています。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告をさせていただきます。

総務課関係では、本年度までの2か年で実施した新防災情報配信システム事業については、防災アプリ、配信メールを含め、4月の本格運用に向け、最終調整をしております。4月からは、屋外子局、家庭内での戸別受信機のほか、防災アプリ、登録制メールを公開し、新たに情報の多重化発信が実現します。

有事への備えとして、多くの村民の皆様から、防災アプリ、登録制メールについてもご利用をいただきたいと考えております。なお、このアプリは地区総会等での説明を予定しておりましたが、コロナの状況により要望がないことから、弾力的にお知らせをし、操作説明などの方法を考えたいと思います。なお、ダウンロードの方法については、広報誌でもお知らせをいたします。

ふるさと納税の見込額であります。予算で想定している3億9,000万円に今週中には達する見込みです。1月末の状況では、対前年比116%で、品目については、現在201件で昨年から60件の増加となっております。

多くの納税者の皆様にご感謝するとともに、このコロナ禍で増額につながったことは、返礼品事業者、指定管理者、そして職員の努力も大きいというふうに思っているところであります。

返礼品といたしましては、白馬産米、民宿の補助券、電子感謝券、スノーピーク関係の商品が多

い傾向となっております。

ふるさと白馬村を応援する条例につきましては、村に対して寄附をする方の意向を反映するための事業区分について追加をしたいため、本議会での条例の一部改正を提出をさせていただきますので、ご審議をよろしく願いをいたします。

第5次総合計画後期計画については、パブリックコメントを実施し、5名の方から14件の意見と白馬村議会からご提言をいただき、このご意見・ご提言につきましては、再度担当課で検討を行い、計画案が修正されたもの、されなかったものがありますが、これらを踏まえて策定作業を全て終了をいたしました。

計画期間となるこれからの5年間、白馬に集う皆さんが、白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える、そして一人一人が豊かさを感じながら成長することができる村づくりを推進してまいりたいと思います。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業について、前定例会以降の実施状況について報告をさせていただきます。

まず、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付の商品券事業についてですが、商品券の使用期限は1月末日でありましたので、現在は商品券の換金、事業費の精算段階に差しかかっています。

両村で販売した商品券は、合計1万7,199冊、額面にして1億7,199万円になりますが、この99.2%に相当する1億7,070万円の換金が終了をしています。

利用を業種的に見ると、8割弱が小売業で利用され、2割弱が飲食・サービス業で利用されています。また、大型店における利用率は36%であったことから、大型店に偏ることなく地域内で広く利用されたと見てよいと捉えています。

次に、第4号補正でお認めをいただきました観光割引クーポン発行支援金、白馬宿泊割事業についてですが、9月上旬にクーポン原資3,000万円余りを宿泊施設に配分し、9月19日から事業を開始をしたところですが、これまでの利用としては、換金ベースでは約1,000万円、全体の3分の1の利用にとどまっているという状況です。

冬の誘客に備え、配分額を抱えていたものの新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、これまでは活用できる状況ではなかったと言えます。

また、第6号補正では、リフト券付宿泊クーポン事業費の増額補正をお認めいただきましたが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、着手できていないという状況にあります。これから観光割引クーポン事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、長野県の需要喚起策が再開されてきますので、県と歩調を合わせて、かつ、県事業との併用による値頃感を前面に打ち出せるような仕組みを考え、残るシーズンの巻き返しにつなげることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として整備を進めております、白馬リサイクル

センター建設工事の進捗状況であります。広域連合によりますと、2月10日時点での進捗率は93%で、主に舗装工事を残すだけとなっております。当初の予定どおり4月から開設できる見込みと
のことであります。

また、広域ごみ処理負担金の負担率に直結をする焼却ごみ量について、令和2年1月から12月
までの暦年統計の速報値が公表をされました。速報値によりますと、3市村とも減少し、焼却ごみ
の総搬入量は1万597トンで、前年比707トン減少しました。このうち、白馬村からの搬入量
は2,693トン、前年比8.1%、239トンの減少となり、暦年数値の把握が開始された平成
29年以降、最少の搬入量となりました。

健康福祉課関係では、今年度において策定を進めている第6期白馬村障害福祉計画、第2期白馬
村障害児福祉計画及び白馬村高齢者福祉計画につきましては、3月16日までパブリックコメント
を実施しております。

新型コロナウイルスの感染症対策の観点から、策定委員会については、思うような開催はできま
せんでしたが、本村の高齢者福祉、障害者福祉の基本となるこれらの計画を今月中に策定をしてま
いります。

農政課関係では、国の基本指針に掲げる令和3年度主食用米等の生産量を受け、長野圏域の生産
目安値は18万6,615トンであり、うち北アルプス管内の割り当ては、昨年の生産数量目安値の
97.6%で、1万9,194トン、面積換算で3,154ヘクタールにとどまりました。

当村については、地域間調整後の数字が2,271トン、416ヘクタールで、ほぼ昨年の作付実
績並みに落ち着く予定であります。

令和3年産の作付に向け、適正生産の達成がなければ需給の緩和、価格の下落は避けられず、政
府による出口対策（買入等）は期待できないことを認識し、産地交付金を十分活用しながら水田活
用に取り組む必要があると考えます。

農業振興の基盤となる圃場整備事業についてですが、新田地区の圃場整備58ヘクタールにつ
きましては、昨年JAや農業改良普及センター、地元圃場整備推進協議会等で協議を重ね、営農計画
を作成し、県にお認めをいただきました。今後は、次のステップとして事業の実施計画や概要書の
作成に進んでまいります。なお、各事業の進捗は、地権者の同意なくして進むことができないこと
から、引き続き、ご理解とご協力を願うところであります。

建設課関係では、本年度の除雪関係について12月中旬以降断続的に降雪が続きましたことから、
1月末現在の実績では、平年を上回る降雪量となっております。ご承知のとおり、昨年は少雪のシー
ズンだったことも踏まえ、本年度除雪委託費の単価の見直し等も行い、円滑な除雪体制の構築と安
心・安全な道路環境の維持に努めておるところですが、除雪の委託に係る経費が予算規模を上回る
見通しとなりましたことから、本議会でご審議いただきますよう補正予算において所要額を追加計
上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

上下水道課関係では、今年度は上下水道事業を広く知っていただくことを目的に、広報番組を数本制作し、ユーテレ白馬で放映しました。

広報はくばには、上下水道関連の記事を毎月掲載しており、上下水道といった身近なインフラへの関心が一層高まるよう引き続き取り組んでまいります。

今年度の上下水道の使用料につきましては、新型コロナウイルスの影響により減収見込みとなっています。首都圏に2回目の緊急事態宣言が発令されるまでは、GoToトラベルの恩恵もあり、わずかな減収にとどまっておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことなどにより減収の幅が広がるものと予想をしており、新年度予算においても使用料収入の減収を見込んでおります。

教育委員会関係の教育課では、スクールバスの運行は大きな事故や問題もなく2月をもって終了をいたしました。試験運行ということから、路線の変更や時間設定の変更などを細かく行ないました。

現在、利用者にアンケート調査を実施をしており、新年度には学校、保護者へ報告をし、今後の事業検討に活かしてまいりたいと思っております。

GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット整備は、既に学校に機器は納品をされておりますが、校内ネットワーク整備が今月末を目標に工事を進めているところです。

小学校の教職員も事前に機器に触れて扱い方の研修を進めており、新年度から本格運用を目指しております。

3月は卒業のシーズンであります。村内小中学校でも、この定例会の会期中に卒業式が執り行われます。しかし、新型コロナウイルス感染症が終息しない状況から関係者のみの参列で行なわれることとなりました。児童生徒はそれぞれの希望を胸に小中学校を卒業いたします。議員の皆様も卒業式にはご参列いただけませんが、陰ながら卒業生にエールを送っていただきたいと思います。

子育て支援課関係ですが、来年度のしろうま保育園の入所状況であります。3歳未満児62名、3歳児36名の申込みがありました。

保育士の確保に難航しておりましたが、何とか確保することができ、またこの2月から村内で民間事業者による家庭的保育施設が開設をしたことに伴い、児童の調整をさせていただいたことにより入所辞退者及び入所基準を達しない者を除く、申込者全員の受入れが可能となり入所を決定いたしました。

来年度、保育園では、3歳未満児51名を含む154名のお子様をお預かりすることとなり、家庭的保育施設では、3歳未満児5名のお子様をお預かりすることとなります。

例年、未満児保育の希望者数に対して保育士が不足をしている状況については変わっておりませんが、今後も保育士の確保と併せまして民間事業者と連携をし、保育の充実に向けた取組を引き続き進めてまいります。

生涯学習スポーツ課では、図書館等複合施設につきましては、令和2年度において基本計画を策

定し、J R白馬駅を最優先候補地に選定をし、今年度においてJ R東日本長野支社との協議や、官民連携の可能性を探るためのサウンディング調査、駐車場の確保なども含めて、基本計画で課題としていたことを中心に条件整備をまいりました。

官民連携のサウンディング調査では、多くの民間事業者から白馬村の図書館複合施設の案件に興味・関心を持っていただき、多様なご意見やご提言を頂くことができ、基本計画で候補地を選定した際には、官民連携の可能性が高いと思われたことを理由にJ R白馬駅を最優先候補地といたしました。民間事業者からは、他の候補地のほうが望ましいというご意見も多く頂く結果となりました。

また、駐車場や屋外広場の確保のために、駅東側を視野に入れた計画案の検討をすることとしておりましたが、J R東日本長野支社との協議の中でも複合施設本体の建設工事に加えて、東西を結ぶ自由通路の新設予算的に大きな負担となることが確認され、新型コロナウイルス感染症の影響により、村の財政も想定以上に厳しい状況となっていることから、駐車場や屋外広場の確保を含めて現実的には厳しいものと判断をいたしました。

そして、多くの皆様が住民目線の白馬らしい施設を望んでいることや、村有地を有効に活用することで財政負担も軽減できる可能性があることから、令和3年度において、現在の子育て支援ルームがあるC候補地を中心として、候補地の見直しを進めることといたしました。

今後も引き続き、官民連携の可能性を探るための官民対話を重ねるとともに、住民の皆様にも情報を共有し、ご意見を伺いながら施設の詳細を検討していく所存であります。

また、繰り返しになりますが、厳しい財政状況を考えると、建設費や運営費の財源につきましても、しっかりと確保をすることが必要となりますので、次年度以降にどのような手法で財源を確保していくのかということも検討をまいりたいというふうに考えております。

図書館複合施設につきましては、当初の予定よりもスケジュールが遅れておりますが、時間がかかってもしっかりと検討・議論を重ね、多くの村民に長く愛されるようなよりよい施設にしたいと考えております。

延期となっております東京2020オリンピック聖火リレーが、4月1日に白馬村で実施されます。このリレーには、オリンピックムーブメントの推進に寄与され、長野冬季オリンピックの感動がもう一度知っていただけることを望んでいます。

庁舎入り口や多くの方が見てもらえる場所に、懸垂幕や聖火リレーコース上に横断幕等を設置しました。運営については、長野県の実行委員会と協力をし、コロナの状況等を含め運営をまいります。

令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）について若干説明させていただきます。今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に8,371万4,000円を減額をし、予算総額を75億9,044万円とするものです。

補正の主なものとしましては、歳入は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分による増額と、財政調整基金繰入金の減額であります。

歳出は、全般的に事業が完了した予算の精算によるものが主なものでありますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、介護施設従業員に対してPCRの自主検査費用の補助を新規に計上し、飲食店の時短営業などの影響を大きく受けた村内タクシー事業者の支援についても新規に計上しました。また、平年を上回る降雪量による除雪委託料の増額です。

次に、令和3年度白馬村予算では、一般会計の予算編成方針を、第5次総合計画の基本理念を実現させるための事業に取り組むことはもちろんですが、全世界に蔓延をしている新型コロナウイルス感染症対策を継続をし、その感染症が村民生活や地域経済に与える影響を可能な限り抑えることを意識して、全職員が一丸となって予算編成を行いました。

具体的な手法といたしましても、長期的に健全財政を堅持するため、令和3年度も一般財源の枠配分方式を用いて、歳出の徹底した圧縮を行なうものの、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策に最優先で取り組まなければならないため、令和3年度に予定している事業であっても令和4年度以降で実施可能な事務事業は極力延期することといたしました。

予算規模は56億3,600万円で、前年度当初予算59億4,500万円に比較すると3億900万円、5.2%の減となります。

令和3年度における重点事業は、2019年12月に行なった白馬村気候非常事態宣言と、2020年2月に行なったゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて、具体的な行動計画を策定するための事業に600万円余り、犬川に小水力発電施設を建設するための事業に2,300万円余り、地域の中核となる企業の取組を支援するためなどとして、昨年度に引き続き、地方創生推進交付金事業に1億6,200万円余り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止して、住民の生命及び健康を守るためのワクチン接種事業に4,200万円余り、村内事業者の業績悪化などによる資金繰り対策及び感染防止対策を支援するための事業に3,200万円余りを計上しております。

続いて、令和3年度特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は10億5,389万円で、前年比4,721万7,000円の減額、後期高齢者医療特別会計の予算規模は1億555万6,000円で、前年比316万9,000円の増額、農業集落排水事業特別会計の予算規模は454万9,000円で、ほぼ前年と同規模となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億1,000万円余り、収益的支出が2億5,800万円余りで、資本的収入は6,700万円余り、資本的支出は1億6,000万円余りです。不足する額は、損益勘定留保資金建設改良積立金等で補填をいたします。

大町建設事務所による国・県道の改良工事に伴う移転補償工事費や、北城南部地区の圃場整備新設村道への配水管工事費として8,300万円余りを計上しております。

下水道事業会計予算は、収益的収入・支出とも5億1,200万円余り、資本的収入は3億

4,000万円余り、資本的支出が4億5,600万円余りで、不足する額は損益勘定留保資金等で補填をします。

水道事業と同様に、大町建設事務所による国・県道の改良工事に伴う下水管の移転補償工事費として2,800万円余りを計上をしております。

本定例会に提出します案件は、議案20件であります。

議案につきましては、担当課長などに提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 議案第2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） それでは、議案第2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第6条の規定により、指定管理者の指定をしたいため、議会の議決を求めますのでございます。

公の施設の名称は、白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター、指定管理者となる団体の所在及び名称は、白馬村大字神城18005番地1、白馬村 堀之内区、区長 山田寿穂、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

当該団体は、平成28年4月1日当初から5年間、指定管理者として施設の管理を行なっており、今回1回目の更新となります。

説明については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第6 議案第3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、白馬村白馬町交流センター、2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城7071番地2、白馬村 白馬町区、区長 内川明、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

本施設の指定管理者の候補者であります白馬町区は、これまで白馬町交流センターの指定管理者として管理を行っており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、白馬村飯田交流センター、2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字神城21432番地、白馬村 飯田区、区長 田中敏明、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第5号 白馬山麓事務組合理約の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第5号 白馬山麓事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第5号 白馬山麓事務組合規約の変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、白馬山麓事務組合規約の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。現在、白馬山麓事務組合では、北アルプス広域連合からの受託業務として、旧清掃センターにおいてごみの収集を行なっておりますが、4月から白馬リサイクルセンターが開設することにより、白馬山麓事務組合としてのごみ処理に関する業務が終了することから、規約の改正を行なうものであります。

2枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

第3条は組合が行なう事務を規定しております。4つの事務のうち、ごみ処理に関する規定の第2号を削除し、以下の2つの号を1号ずつ繰り上げるもので、第11条第2項は、構成2村の負担比率の基準日等を規定しております。

3行目の利用割に関する規定の、「じん芥」の文言を削除するものであります。

表の改め文を御覧ください。

附則として、組合規約の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 議案第6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてご説明いたします。

放課後子ども教室は、今年度、試験的に白馬北小学校を対象に実施してまいりましたが、令和3年度から本格的に実施していきたいため本条例を制定したいものでございます。

第1条では設置及び目的、第2条では事業内容を、第3条で名称及び位置、第4条で管理運営、第5条で対象児童、第6条で利用料について規定させていただいてございます。

この条例の施行日は、令和3年4月1日としてございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、別表中、学校医の項を改めたいものであります。

最終面の新旧対照表を御覧ください。

学校医の項のうち、薬剤師の欄、「50,000」を「70,000」に改めたいものです。

学校薬剤師については、水質検査などの業務も増えていることなどから総合的に検討し、改正したいものであります。

なお、この条例の施行は、令和3年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 議案第8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) 議案第8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

3、4歳児の眼科検診につきまして、保健師等で実施してまいりましたが、視覚の発達する年齢は限られており、就学前からの治療が重要であることから専門技術職である視能訓練士を任用するため、本条例を改正したいものであります。

最終ページ、新旧対照表を御覧ください。

「視能訓練士、日額9,000円以内」として定めるものでございます。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項の白馬村に対して寄附を行なう者の意向を反映する事業の区分に新たに第9号として、「豊かな心を育てるための文化・芸術の振興に関する事業」を加えるものでございます。

改め文に戻っていただきまして、この条例の施行日は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布されたことに伴い、条例附則の改正を行なうものであります。

2枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

附則第5項において、新型コロナウイルス感染症の定義を「法附則第1条の2の規定」と定めておりますが、今回の法律改正により法附則第1条の2が削除されたことから、国の準則に示された定義に改めるものであります。

表の改め文にお戻りいただき、附則として条例の施行日を公布の日とするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,371万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億9,044万円とするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費として、令和2年度から令和3年度へ繰り越す事業は、4事業ありまして、まず2款2項賦課徴収事業264万円は、村税の納付書をコンビニ収納でも対応可能とするためのシステム構築業務委託料です。

同じく7項スポーツ振興事業85万円は、東京2020オリンピック聖火リレーのウエルカムプログラムやパラリンピック聖火フェスティバルの運営委託料です。

7款2項村道改良国庫補助事業1億230万円は、大和出踏切拡幅改良事業の実施設計委託料と、姫川通橋ほか2橋の改良に係る実施設計委託料と工事費です。

同じく5項村営住宅管理事業800万円は、村営住宅白馬団地解体に係る工事費で、以上の合計額1億1,379万円を次年度に繰越しをしたいというものでございます。

第3条債務負担行為の補正につきましても、5ページを御覧ください。

第3表債務負担行為の補正として、新たに雪置用公園や北アルプス広域連合施設の敷地に係る馬畔共有地の地上権設定契約を結んだため、昭和58年度から令和24年度までありました清掃センター等用地賃借料契約を廃止するものであります。

第4条地方債の補正と廃止につきましては、6ページをお開きください。

第4表になりますが、地方債の変更は、庁舎等屋根改修事業と落倉自然園木道改修に係る観光施設改修事業及び道路新設改良事業は、精算による限度額の減額で、村営住宅除却事業は、設計積算の中で減額が見込まれたため限度額を減額するものであります。

地方債の廃止は、小学校の情報通信ネットワーク整備に係る学校教育施設等整備事業であります

が、財源を地方債から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に組み替えたことにより廃止をするものでございます。

9ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

12款1項1目民生費負担金62万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症などの影響により児童クラブなどの利用者数が減ったことによるものです。

13款1項1目総務使用料1,353万3,000円の減額も、新型コロナウイルス感染症の影響によりジャンプ台リフト利用者数が減ったことによるものです。

14款1項1目民生費国庫負担金347万3,000円の減額は、対象児童数の減少により児童手当負担金を減額するものです。

10ページを御覧ください。

14款2項2目衛生費国庫補助金160万5,000円の減額は、浄化槽設置基数及び国庫補助対象基数の確定による浄化槽整備事業費補助金154万円の減額などによるものです。

6目観光商工費国庫補助金795万円の減額は、地方創生推進交付金がドローン事業の事業未実施、縮小に伴う減額とグランピング事業の事業縮小による減額です。

7目総務費国庫補助金620万5,000円の減額は、1人一律10万円を配布した特別定額給付金事業の事業費確定による給付費と事務費の1,980万4,000円の減額と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分による1,362万1,000円の増額によるものです。

11ページを御覧ください。

15款1項1目民生費県負担金78万4,000円の減額も、主に対象児童数の減少により児童手当負担金を100万9,000円減額するものです。

2項2目民生費県補助金44万4,000円の増額は、主に小学校放課後児童クラブと子育て支援センター利用者支援事業と子育て支援ルームに対して交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金250万円の増額によるものです。

同じく4目農林水産業費県補助金259万3,000円の減額は、12ページを御覧ください。

主に経営体育成支援事業費補助金の要望なしによる300万円減額です。

同じく10目商工費県補助金516万6,000円の増額は、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業に対する地域支えあいプラスワン消費促進事業の増額交付決定によるものです。

3項1目総務費県委託金1,036万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響額に対する補填金としてジャンプ台管理委託金の増額によるものです。

13ページを御覧ください。

16款1項1目財産貸付収入535万6,000円の減額は、白馬村振興公社の経営状況を鑑み、賃借料の免除による指定管理対象施設貸付収入の減額などによるものです。

2項2目物品売払収入155万8,000円の増額は、白馬クロスカントリー競技場圧雪車とウィング21の除雪機の売却によるものです。

18款1項1目財政調整基金繰入金2,824万9,000円の減額は、事業完了による歳出の精算などによるもので、今年度の財政調整基金繰入金は、今のところ1億2,708万3,000円となる見込みでございます。

同じく2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金723万円の減額も、充当予定事業の精算による減額です。

14ページを御覧ください。

20款4項1目雑入138万1,000円の増額は、主に北アルプス広域連合への派遣職員に対する人件費627万5,000円の増額と白馬山麓事務組合への派遣職員に対する人件費496万5,000円の減額によるものです。

21款1項村債に関しましては、先ほど第4条の地方債の補正、廃止で説明をさせていただいたとおりです。

16ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に、事業が完了した予算の精算によるものが主なものでございます。

1款1項1目議会事務事業105万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により会議等が中止となったための減額などによるものです。

2款1項1目一般管理事業379万9,000円の減額は、17ページを御覧ください。主に勤怠管理システムの導入先送りによる127万6,000円の減額などです。

2款1項6目情報化対策事業389万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によるリース期間変更のための減額です。

同じく特別定額給付金事業2,003万5,000円の減額は、事業精算による減額です。

18ページ、3項1目戸籍住民基本台帳事業323万3,000円の減額は、主に法改正に対応するための電算システム改修委託料511万円減額などによるものです。

少し飛びまして、21ページを御覧ください。

3目スキー大会推進事業290万円の減額は、新型コロナウイルス感染症による全日本スキー選手権コンバインド競技の開催地が札幌に変更となったための減額です。

3款1項2目老人福祉事業375万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老会未実施などによるものです。

22ページ、同じく高齢者移動支援事業780万円の減額は、高齢者のタクシー乗車券使用実績見込みによる減額です。

5目地域包括支援センター・地域支援事業262万5,000円の増額は、介護施設内の新型コロナウイルス感染防止のため介護施設従業員に対してPCR自主検査費用を補助するものです。

6 目後期高齢者医療事業 6 6 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、長野県後期高齢者広域連合からの精算通知に基づく減額です。

2 3 ページ、2 項 1 目児童手当等給付事業 5 9 0 万円の減額は、事業完了による減額です。

飛びまして、2 5 ページを御覧ください。

2 目子育て支援事業 1 3 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、主に事業負担額変更による北アルプス広域経常費負担金 1 4 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。

2 6 ページ、3 目子育て支援ルーム運営事業 1 0 0 万円の増額は、先ほど歳入でも説明をいたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用して子育て支援ルームの消毒費用 6 6 万円と、施設洗浄後のコロナ対応の備品購入費 3 4 万円です。

2 7 ページ、4 款 1 項 1 目合併処理浄化槽整備事業 2 6 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、浄化槽設置基数の確定による減額です。

2 8 ページ、母子健康事業 2 2 4 万 5, 0 0 0 円の減額は、事業終了による減額です。

2 9 ページ、2 項 1 目塵芥処理事業 1 8 1 万円の減額は、主にゴミ処理広域化推進分の減額などによる北アルプス広域連合負担金 2 0 6 万 4, 0 0 0 円の減額です。

2 目し尿処理事業 4 3 7 万 4, 0 0 0 円の増額は、浄化槽汚泥処理料、し尿処理料収入の減と、白馬、小谷の搬入比率の構成により白馬村の比率が 2% 増えたことによる白馬山麓事務組合負担金の増額によるものです。

5 款 1 項 3 目農業振興事業 2 9 7 万 1, 0 0 0 円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、主に経営体育成支援事業費補助金の要望なしによる 3 0 0 万円減額によるものです。

3 0 ページ、同じく農地集積協力金交付事業 4 6 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、北城南部地区圃場整備対象農地において第 1、第 2 工区の機構集積が実施されるため、これに対する協力金の交付です。

4 目多面的機能支払交付金事業 3 2 4 万 9, 0 0 0 円の減額は、新規参入予定であった地区の活動組織が参入を断念したことなどによる多面的機能支払交付金の減額です。

3 1 ページ、2 項 1 目有害鳥獣被害対策事業 5 3 万 3, 0 0 0 円の増額は、主に秋に熊の出没が多かったことと、猿、イノシシ、鹿が各地に出没したことにより実施隊員の出勤回数が増えたことによる鳥獣被害対策実施隊員報酬 6 2 万 4, 0 0 0 円の増額です。

3 2 ページ、6 款 1 項 2 目平地観光施設管理事業 2 4 1 万 6, 0 0 0 円の減額は、先ほど地方債の補正でも説明いたしましたが、事業完了による落倉自然園木道改修工事費の減額です。

3 3 ページ、3 目地方創生推進交付金事業 1, 5 9 0 万円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、地方創生推進交付金対象のドローン事業の事業未実施などに伴う減額と、グランピング事業の事業縮小による減額です。

同じく観光割引クーポン発行支援事業 9 0 0 万円の減額は、スキーシーズンに向けた新たな観光事業喚起支援のための観光割引クーポン発行支援金で、年度内執行不可能な額を減額いたしました。

2項1目新型コロナウイルス感染対策事業4万円の減額は、緊急事態宣言外出自粛、飲食店の休業、時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内タクシー事業者を緊急的に支援するため事業継続緊急支援交付金96万円を増額、注文システム構築費用や配達費用といった泊食分離形態への促進支援金の年度内執行不可能な額100万円を減額いたしました。

34ページ、7款2項2目除雪事業5,000万円の増額は、今年度は1月29日時点において過去7年間で2番目に多い積雪となっており、村道除雪が適切に行なわれるよう地区や受託事業者と十分に調整しておりますが、除雪委託料が不足したためでございます。

3目道路改良起債事業1,313万8,000円の減額は、事業精算による減額です。

35ページ、5項1目村営住宅管理事業383万3,000円の減額は、地方債の補正でも説明いたしましたが、設計積算の中で減額が見込まれました村営住宅白馬団地解体工事費の減額によるものです。

36ページ、8款1項4目防災事業160万円の減額は、主に新防災情報配信システムに係る施工管理委託料が実施不能となったことによる減額です。

37ページ、9款1項2目学校環境整備事業572万6,000円の減額は、GIGAスクール構想による小学校の児童用タブレット整備で、市町村総合事務組合が行なった共同調達による入札の結果、減額となったためです。

38ページ、4項1目社会教育一般事業187万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策により事業中止に伴うものです。

39ページ、4項4目文化財保護事業198万1,000円の減額は、主に氷河調査委託料で、長野県北アルプス地域振興局分が直接支払いとなったことによる188万3,000円の減額です。

40ページ、5項3目学校給食センター事業82万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る給食センター殺菌消毒実施による消毒等業務委託料の増額です。

11款1項2目公債利子事業270万円の減額は、利子の支払い終了による減額でございます。説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時21分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15 議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

3号)

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,176万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,368万8,000円とするものであります。

今回の補正は、長野県に納付する各納付金の額が確定したことによる減額補正及び財源の組替えを行なうものであります。

5ページの歳入明細を御覧ください。

5款繰入金2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金1,176万3,000円の減額は、歳出の減額により繰入額を減額するものであります。

6ページ歳出明細を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分521万8,000円、2項後期高齢者支援金等分627万1,000円、7ページになりますが、3項介護給付金分27万4,000円の減額は、いずれも納付金額の確定により減額をするものであります。

4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業は、財源の組替えを行なうものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億323万2,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、普通徴収分の納付被保険者数の伸びが見込まれることから30万円増額するものです。

裏面の歳出明細を御覧ください。

2款1項1目広域連合負担金は、納付される普通徴収保険料の伸びを見込み広域連合に納付するための費用として30万円を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入予定額220万4,000円増額いたしまして、3億910万4,000円とします。収益的支出予定額388万4,000円を減額いたしまして、2億6,728万1,000円といたします。収入では加入件数の増加により加入分担金等が増額になるものでございます。また支出では配水量の減少に伴い、運転に伴う動力費等が減額となるものでございます。

第3条資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入予定額2,191万2,000円減額いたしまして、4,567万8,000円とします。資本的支出予定額は1,170万円減額いたしまして、1億3,882万9,000円といたします。収入支出とも長野県大町建設事務所発注の道路改良工事の一部が、令和3年度施工に変更になったことなどによる減額でございます。

第4条では起債の限度額について補正を行なっております。また、第5条では職員給与費について補正を行なっているものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入予定額400万円減額いたしまして、5億2,018万円といたします。収益的支出予定額は230万円減額いたしまして、5億2,016万6,000円といたします。収入では一般会計からの補助金を減額いたし、支出では実績に合わせ汚泥処理に係る委託費、また運転に係る動力費を減額いたします。

第3条資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入予定額623万7,000円減額いたしまして、3億7,730万3,000円とします。資本的支出予定額は1,037万4,000円減額いたしまして、5億1,101万7,000円といたします。収入支出とも主な減額は水道事業と同様に、長野県大町建設事務所発注の道路改良工事の一部が、令和3年度施工に変更になったことによる減額でございます。

第4条では起債の限度額について補正を行っております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第15号までにつきましては、お手元に配付してあります令和3年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第15号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第19 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますのでよろしく願いいたします。

一般会計予算書2ページを御覧ください。

第1条令和3年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億3,600万円と定める

ものであります。

第2条債務負担行為の期間及び限度額につきましては、10ページをお開きください。

第2表債務負担行為として、まず北アルプス広域連合施設などの敷地に係る馬畔共有地の地上権設定契約であります。債務負担の期間は令和31年度までで、限度額は9,236万1,000円であります。

次に、北アルプス広域連合が行なう旧清掃センター解体撤去工事などの負担金に係るマテリアルリサイクル整備事業であります。債務負担の期間は令和13年度までで限度額は5,722万5,000円であります。

第3条地方債の目的につきましても10ページになります。

第3表になりますが、まず交付税の不足を補うための臨時財政対策債を2億5,000万円、以下、各種事業になりますが、庁舎等改修事業として庁舎の屋根改修に990万円、農業基盤整備事業として、圃場整備事業に1,300万円と、省水力発電事業に640万円、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策事業債を活用した、落倉自然園木道改修に1,500万円、道路新設改良事業に1億1,250万円、学校教育施設改修事業として公共施設等適正管理推進事業債を活用した学校環境整備事業に330万円、合計4億1,010万円の借入れを予定しております。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で利率3.5%以内でございます。

続いて13ページからの歳入明細を御覧ください。

13ページから14ページにかけては、歳入の21.6%を占める1款村税では12億1,821万8,000円で、内訳は村民税が3億8,328万9,000円、固定資産税が6億9,789万8,000円、軽自動車税が3,457万2,000円、村たばこ税が6,500万円、入湯税が3,745万9,000円で、どの税目も新型コロナウイルス感染症の影響などにより前年度と比べると減額で見込んでおります。

15ページ、2款地方譲与税7,017万円も県の推計乗率や過去の実績、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度と比べると200万円減額で見込んでおります。

16ページ、7款地方消費税交付金1億9,000万円も新型コロナウイルス感染症の影響により前年度と比べると500万円減額で見込んでおります。

17ページ、9款地方特例交付金の2項1目新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金1億9,640万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策による固定資産税の減収分を補填するために新設をされたものです。

18ページ、歳入の30.5%を占める10款地方交付税17億1,700万円は、普通交付税では国の地方財政計画や測定単位である5年に1度の国勢調査の結果により、特別交付税では地方創生推進交付金事業や特殊事情などを踏まえ、合わせて1億4,752万1,000円の減額を見込んでおります。

18ページから19ページ、12款分担金及び負担金は1項1目民生費負担金の保育所保育料負担金が72万8,000円増額となっておりますが、3目農林業費負担金の土地改良事業受益者負担金が625万円減額となり、2項1目総務費分担金に新防災情報配信システムの戸別受信機設置工事受益者負担分45万円を新たに計上、計1億56万8,000円で294万9,000円の減額となります。

20ページから21ページにかけて、13款使用料及び手数料では1項1目総務使用料のジャンプ台リフト使用料が300万円減額と、5目観光使用料のシャトルバス利用料が80万9,000円減額により6,534万1,000円で514万4,000円の減額です。

21ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金1億6,733万9,000円は、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付負担金が531万3,000円の増額となったことにより510万4,000円の増額です。

22ページから23ページにかけて、2項国庫補助金2億7,828万2,000円は、1目民生費国庫補助金の子供のための教育・保育給付国庫負担金2,384万9,000円増額、3目土木費国庫補助金の防災安全交付金6,736万8,000円減額となっておりますが、2目衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種事業補助金4,590万円の新規計上などにより1,228万1,000円の増額です。

23ページ、3項国庫委託金1,942万円は、1目総務費国庫委託金のナショナルトレーニングセンター委託金840万4,000円の減額により820万3,000円の減額となります。

23ページから24ページにかけて、15款県支出金1項県負担金は1億1,143万4,000円で、1目民生費県負担金の障害者自立支援給付負担金265万7,000円増などにより148万3,000円の増額です。

24ページから26ページにかけて、2項県補助金は1億3,398万7,000円で、2目民生費県補助金の子供のための教育・保育給付県費交付金1,112万5,000円増額、4目農林水産業費県補助金の地籍調査事業補助金750万円の計上などにより、1,400万2,000円の増額であります。

26ページから27ページにかけて、3項県委託金は7,729万3,000円で、1目総務費県委託金に衆議院議員総選挙事務委託金676万5,000円と参議院議員補欠選挙委託金446万4,000円を新たに計上したことなどにより、829万8,000円の増額です。

27ページから28ページにかけて、16款財産収入の1項財産運用収入は1,540万9,000円で、1目財産貸付収入の支店管理対象施設貸付収入120万円の減額などにより、92万6,000円の減額です。

28ページ、17款寄附金は1億5,509万9,000円で主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金1億5,000万円、1,845万4,000円の減額となっております。

29ページから31ページにかけまして、18款繰入金は5億1,417万7,000円で財政調整基金は前年度より2,200万円減額して1億2,800万円、ごみ処理広域化のための施設整備に係る村債と給食センター建設に係る村債の元金償還が始まることによって、公債換金事業が7,970万2,000円増額しておりますので、その特定財源とするため、減債基金を7,000万円、白馬村を応援していただいた皆様の期待に沿えるよう有効に活用させていただくため、ふるさと白馬村を応援する基金からは1,409万4,000円減額の2億9,868万8,000円、31ページに移りまして福祉基金から、かしま荘改築事業のための北アルプス広域連合負担金に450万円、ふるさと白馬人づくり基金から、ふるさと人材奨学金返還補助金に98万9,000円、中小企業融資利子補給補助金に中小企業融資利子補給基金から1,200万円の繰入れを予定しております。19款繰越金は3,000万円です。

31ページから34ページにかけまして、20款諸収入全体では1億4,245万8,000円で、主なものは、1項延滞金加算金及び過料に村税延滞金等265万2,000円、32ページに移りまして、3項貸付金元利収入に白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、4項受託事業収入に今までは5項雑入にありました介護保険地域支援事業受託金3,665万6,000円、33ページに移りまして、5項雑入に塩島区公民館建て替えに関するコミュニティー助成事業助成金1,500万円を含んでおります。

34ページに移りまして、高齢者の保険と介護予防等の一体的な実施事業に関する長野県後期高齢者医療広域連合補助金793万3,000円などです。村債の内容につきましては先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続いて36ページからの歳出明細を御覧ください。

1款議会費7,567万5,000円は、議員12名の報酬手当、職員2名の人件費などですが、今年度は新たに本会議場音響システムリース料120万9,000円を計上しております。

37ページ、2款1項1目一般管理事業2億3,457万3,000円は特別職2名、総務課及び会計室職員15名、会計年度任用職員6名分の人件費などを計上しております。

飛びまして40ページ、2目財産管理事業5,604万9,000円は庁舎等の維持管理費が主なものであり、今年度も庁舎屋根等改修工事費1,791万8,000円を計上しております。

41ページ、3目交通安全対策事業48万円は、白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業40万円は、白馬村防犯協会への補助金であります。

42ページ、5目姉妹都市提携事業467万1,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町等との姉妹提携交流費であります。

42ページから46ページの6目企画費2億8,621万5,000円の主なものは、企画一般事業のいこいの森借り上げ料690万円、北アルプス広域経常費負担金1,580万9,000円、43ページ、コミュニティー推進事業の各地区に対する地域づくり事業等補助金540万円と、先

ほどの歳入でも触れました塩島区公民館建て替えに関するコミュニティセンター補助金2,000万円です。

43ページから44ページ、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の主なものは、電柱添架使用料等720万1,000円、44ページ、ふるさと納税事業7,877万5,000円の主なものは、返礼品業務委託料6,855万4,000円です。

45ページから46ページ、白馬高校支援事業は白馬高校の運営に参加する地域案に基づいた事業といたしまして1億220万3,000円、45ページから46ページ、移住、交流、集落支援事業は地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や補助金、ふるさと人材奨学金返還補助金など、2,392万1,000円を計上しております。

46ページ、7目会計管理事業312万4,000円は、口座振替手数料など会計業務に関する経費です。

46ページから47ページ、8目電算事業3,148万6,000円の主なものは、総合行政システム委託料1,297万5,000円、北アルプス広域連合への共同化システム負担金1,135万8,000円です。

9目地球温暖化対策事業1,377万4,000円の主なものは、二酸化炭素排出抑制事業委託料500万円と気候非常事態宣言の理念の具現化に向けた再生可能エネルギーに関する基本方針調査等業務委託料668万8,000円などであります。

少し飛びまして51ページ、4項選挙費であります1目選挙管理委員会事業は選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費などで31万4,000円、52ページ、2目明正選挙推進事業10万5,000円は、明正選挙推進委員の報酬です。

52ページから53ページ、3目衆議院議員総選挙事業676万6,000円は、令和3年執行予定の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費を計上し、53ページから54ページ、4目村議会議員選挙事業864万9,000円は、4月25日執行予定の村議会議員選挙の経費です。

54ページから55ページ、5目参議院議員補欠選挙事業446万5,000円は、村議会議員選挙と同日執行となる参議院議員補欠選挙の経費です。

55ページから56ページにかかけまして、5項1目統計調査総務費162万3,000円は統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業の経費であります。

56ページ、6項1目監査事業61万1,000円は、監査員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などあります。

飛びまして、105ページから106ページを御覧ください。

8款1項1目非常備消防事業2,790万2,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報奨金などあります。

106ページ、2目常備消防事業は北アルプス広域連合への負担金などで1億4,970万

7,000円、3目消防施設管理事業は消火栓設置工事費などで451万円、107ページ、4目防災事業は新防災情報配信システムの保守委託料などで1,043万6,000円を計上しております。飛びまして127ページを御覧ください。

11款公債費7億1,557万3,000円は、長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。127ページから129ページにかけ、12款1項基金費1億1,766万8,000円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり寄附金に基づく積立金であります。

130ページ、13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

飛びまして140ページにつきましては、債務負担行為に関する調書であり御覧いただくことで説明は省略をさせていただきます。

141ページは地方債に関する調書で令和2年度末現在高は70億9,611万2,000円となり、平成26年度以降初めて現在高が減少する見込みで、令和3年度末現在高はそれよりもまだ2億円ほど減少する見込みであります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4条一時借入金の借入れの最高額は15億円としてございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） それでは次に、長澤会計室長。

会計管理者会計室長（長澤秀美君） それでは会計室関係につきましてご説明をいたします。

予算書46ページを御覧ください。

2款1項7目会計管理事業は312万4,000円でございます。主な支出内容につきましては口座振替手数料が108万3,000円、大北農協役場出張所の負担金が80万円でございます。

会計室関係は以上になります。

議長（北澤禎二郎君） それでは続きまして、田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） それでは税務課所管事項につきましてご説明いたします。

予算書は48ページをお願いします。

2項徴税费1目税務総務費6,661万4,000円は一般職員10名と会計年度任用職員2名の人件費が主なものでございます。

なお、一般職員には長野県地方税滞納整理機構へ派遣する職員1名の人件費も含んでおります。

49ページ、2目賦課徴収費3,363万4,000円のうち、賦課徴収事業3,041万6,000円の内容ですが、会計年度任用職員報酬187万1,000円は課税準備、確定申告相談、外国人対応に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

賦課収納業務、電算委託料1,197万5,000円は各税目の賦課及び徴収のための電算処理の委託料でございます。この中には令和3年度から運用を開始いたしますコンビニ収納とスマホ決済

のための収納システム委託料も含んでおります。

地番図更新等作成委託料519万2,000円は庁内で活用するGISシステムの地番図情報を更新するための委託料で、登記履歴管理や次期評価替えのための支援業務も含んでおります。

納税システム使用料等154万6,000円は口座振替、コンビニ収納、Yahoo公金支払いの各システムの利用料のほか、GISと連携した固定資産税システムのライセンス料でございます。

おめくりいただき50ページを御覧ください。

債権回収事業321万8,000円の内容ですが、長野県地方税滞納整理機構負担金167万5,000円は滞納整理機構の規約に基づき、滞納案件の移管件数15件と徴収実績割等により算出しました負担金を計上してございます。

税務課関係の説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 続きまして住民課関係につきましてご説明いたしますので、予算書50ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費2,259万円は職員2名分の人件費のほか、戸籍住民基本台帳に係る電算システムまたはそういった委託料が主なものになります。

それから、18節の北アルプス広域連合負担金につきましては、住基ネット戸籍システムの共同サーバーの運営費用になります。同じく18節番号カード関連事務交付金342万8,000円は地方公共団体情報システム機構への個人番号カードに関する負担金であります。

飛んで67ページ御覧ください。

3款1項6目住民総務費説明欄、住民総務事業1,127万3,000円は職員1名及びパートタイム会計年度任用職員1名分の人件費が主なもので、このほか令和2年度で開催を中止しました社会を明るくする運動、白馬・小谷地区推進大会を白馬村で開催するための講師費用等を計上しております。

住民国保事業1億914万8,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金であります。後期高齢者医療事業1億1,446万4,000円は、68ページにまたがりませんが、高齢者の保険事業と介護予防等の一体的事業を実施するための費用として、1節会計年度任用職員報酬91万3,000円は、管理栄養士、理学療法士、作業療法士の人件費で、このほかに事務を遂行する職員1名分の人件費、このほかに10節の消耗品費、11節の通信費を含む1,060万3,000円が一体的事業の事業費となります。この財源としては長野県後期高齢者医療広域連合からの補助金として721万2,000円を充当しております。

18節医療給付費負担金7,625万4,000円、その下の長野県後期高齢者医療広域連合負担金389万2,000円は、いずれも広域連合の試算によるもので、このほかに27節後期高齢者医療特別会計への繰出金として2,371万5,000円を計上しております。

68ページの7目福祉医療費4,389万6,000円は、18歳までの子供や重度心身障がい者などへの医療給付費が主なものであります。

続いて飛びまして76ページになります。

3款3項1目年金総務費412万5,000円は、職員1名分の人件費が主なものであります。

次に77ページになりますが、4款1項1目環境衛生費説明欄環境衛生事業3,003万3,000円の主なものは、職員3名分の人件費のほか、12節雑排水収集処理委託料318万8,000円、18節北アルプス広域連合負担金383万円は広域葬祭場の運営負担金、その下の水道事業会計補助金103万6,000円は簡易水道事業債の償還利子の2分の1及び職員の児童手当、23節水道事業会計出資金232万3,000円は、簡易水道事業債償還元金の2分の1を計上しております。狂犬病予防対策事業17万9,000円は、予防注射の委託料が主なものであります。公衆トイレ管理事業769万7,000円は、村内公衆トイレ16施設の維持管理に要する費用で主なものは、78ページ、10節光熱水費366万8,000円、12節トイレ管理委託料229万円はトイレの清掃をシルバー人材等に委託するための費用であります。

飛びまして82ページ御覧ください。

4款2項1目じんかい処理費1億6,780万7,000円は前年比5,631万8,000円の減となっております。これは旧白馬山麓清掃センターの解体撤去等に係る白馬村負担金の財源として、広域連合のふるさと基金5,688万1,000円の貸付けが広域連合議会で認められ、またふるさと基金につきましては白馬村に収入することなく広域連合の必要会計に収納されることなどにより、広域連合負担金が4,166万1,000円減の1億491万円となったことなどによるものであります。

じんかい処理費の広域連合負担金以外の主なものは、11節一般廃棄物処理手数料931万2,000円は、大町市が所有する最終処分場へのガラス、陶磁器くずの埋立費用、12節じんかい処理委託料4,017万3,000円は地区集積場等からのごみの収集運搬処分等に要する費用、13節土地借り上げ料530万8,000円は、リサイクルセンター等の敷地の借地料、同じく18節ごみ集積所使用設置補助金500万円が主なものであります。

なお、令和2年度までじんかい処理事業で予算措置をしておりました白馬山麓事務組合負担金は、ごみ処理業務の終了に伴い皆減となりました。

2目し尿処理費8,890万6,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理等に関する負担金で、前年比896万7,000円の増となりますが、これは昨年度までじんかい処理事業の負担金に含まれていました白馬山麓事務組合予算の総務管理費に計上された、人件費等の白馬村負担分を計上したことが主な要因でございます。

住民課関係は以上です。

議長（北澤禎二郎君） それでは、ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 白馬村一般会計予算のうち、上下水道課関係について説明いたします。

予算書は78ページでございます。

1目保健衛生費の説明欄中ほどでございますが、合併処理浄化槽整備事業でございます。下水道排水区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金ということで1,531万8,000円でございます。設置件数は38件を見込んでおります。また、青鬼、通といった小規模水道施設の集落の小規模水道の維持管理事業としまして修繕費を見込んでおります。

上下水道課の関係、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） それでは、健康福祉課関係についてご説明を申し上げます。

予算書60ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の本年度予算額ですけれども、5,768万2,000円は、説明欄にございます職員人件費のほか、民生児童委員会委託料、シルバー人材センターや社会福祉協議会への補助金などでございます。

2目老人福祉費は、予算額5,318万円で、説明欄を御覧ください。老人福祉事業2,575万2,000円は、次ページの老人福祉施設措置費2,321万円が主な支出でございます。

次に、介護予防・地域支え合い事業1,303万6,000円は、高齢者に対する配食サービス事業委託料434万2,000円、温泉施設利用高齢者等助成金240万円が主なものでございます。

62ページを御覧ください。

乗合タクシー運行事業1,335万8,000円は、乗合タクシー運行に要する燃料費ですとかタクシー会社への運行委託料でございます。

3目障害者福祉費は予算額1億4,518万8,000円で、前年比921万円5,000円の増となっております。こちらは説明欄にございます心身障害者福祉事業のうち自立支援給付費を1億890万円と、今年度の実績からサービス利用日数等を多く見込みましたことによるものでございます。

ページの一番下になりますけれども、地域生活支援事業は816万7,000円で、次ページをお願いいたします。主なものは、障害者自立支援センター運営委託費199万4,000円、日常生活用具給付費180万円、日中一時支援事業給付費136万5,000円などでございます。

続いて、4目社会福祉施設費は1,206万6,000円で、保健福祉ふれあいセンター維管理事業としまして607万3,000円、次ページの社会福祉施設事業は鹿島荘の改築等に係る費用の北

アルプス広域連合への負担金599万3,000円でございます。

次に、5目介護保険費は予算額2億932万7,000円で、説明欄介護保険事業1億6,749万1,000円は、主に介護保険の給付に係る北アルプス広域連合への負担金でございます。

続きまして、地域包括支援センター地域支援事業は4,183万6,000円で、職員人件費のほか、次ページをお願いします。介護予防日常生活支援総合事業等委託料としまして、通所訪問型サービス一般介護予防等の委託に係る費用として738万円を計上してございます。

そのほか社会福祉協議会負担金1,504万3,000円は、地域包括支援センターに勤務します社会福祉協議会職員2名分の人件費でございます。

続きまして、少し飛びますが78ページをお願いします。

4款1項2目保健予防費予算額8,072万6,000円、前年度比3,894万9,000円の増は、新型コロナワクチンの住民接種に係る費用を計上しているためでございます。この関係は、若干、説明欄の保健予防事業で説明をしますが、保健予防事業8,009万1,000円の中で申し上げますと、会計年度職員報酬931万1,000円などコールセンターに従事します職員の人件費や接種券等の郵送料としまして通信運搬費185万1,000円、接種券の代行プリント電算委託料228万3,000円、健診等委託料にはワクチン予防接種委託料2,422万2,000円等を含めて計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

最後になります。80ページを御覧ください。

3目医療対策費は824万5,000円の予算額です。説明欄を御覧いただき、主なものは医療対策事業の病院群輪番制の運営等に係る北アルプス広域連合への負担金571万9,000円と、スキー傷害診療事業の負担金200万円となっております。

健康福祉課関係については以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 農政課関係について説明をいたします。

83ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費1,164万7,000円は農業委員12名、農地利用最適化推進委員2名、計14名の報酬267万3,000円、職員1名分及び会計年度任用職員1名分の人件費、現在のシステムの期限の終了に伴う新システムの再構築に係る委託料88万円及び使用料84万円、84ページをお開きください。北安曇地区の農業委員会協議会負担金、農業者年金の業務受託料事業につきまして主なものとなります。

2目農業総務費4,158万2,000円は、職員6名分の人件費と農協から派遣いただく職員の人件費及び農業推進協議会等団体への負担金が主なものでございます。

3目農業振興費3,256万4,000円は、まず農業振興事業1,518万4,000円の内訳として、会計年度任用職員1名分の人件費、農業施設に係る燃料費、85ページを御覧ください。光

熱水費77万9,000円、公用車に係る借り上げ料55万8,000円、融資を活用して農業機械施設導入を支援する経営体育成支援事業補助金が300万円、白馬村農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業への補助金として264万2,000円、村単事業として認定農業者に対する農業機械等導入支援補助金150万円が主なものとなります。

次に、産地づくり対策事業156万2,000円は、86ページをお開きください。水稻病害虫防除及び収入保険加入促進への補助金65万2,000円余り、村の重点作物の産地化を推進する事業として負担金90万円が主なものです。中山間地域等直接支払事業876万6,000円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものであり、棚田加算も含まれております。特産品事業125万2,000円は、特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を図るものであり、特産品開発団体支援補助金66万円が主なものでございます。

農地集積協力金交付事業130万円は、農地中間管理機構を活用して農地を貸し付けた方に交付するものということで、主に北城南部地区の圃場整備事業集約に活用予定でございます。青年就農給付金交付事業450万円は、新規就農者就農初期段階での支援事業で、対象者は3名となります。

次に、4目農地費は1億4,243万円です。多面的機能支払交付金事業3,566万4,000円の主なものは、87ページを御覧ください。交付金3,532万4,000円で、農地の多面的機能維持の地域活動、また営農活動を支援するため活動組織12団体に交付をするものでございます。村単土地改良事業1,729万1,000円は、会計年度任用職員2名の人件費、中部電力二股発電所の老朽化による改修工事に伴い、木流用水が松川予備取水口からの取水となることから、その維持管理業務の委託ということで396万円、村単土地改良事業工事費として各地区の取水施設の土砂上げ等に係る重機借り上げ135万円、地区要望等で上げられた農業用施設の改良工事231万3,000円、88ページをお開きください。農業集落排水事業特別会計への繰出金359万1,000円が主なものとなります。

奈良井湿原保全事業120万8,000円は、奈良井エリアの環境保全のための草刈りが主なものでございます。圃場整備事業6,381万2,000円は、県営で行なう経営体育成基盤整備事業として北城南部地区圃場整備に係る負担金4,431万2,000円であり、令和3年はオリンピック道路より東エリアの第2工区15.4ヘクタールの面工事を行います。また、新規事業として、新田地区エリアの圃場整備事業58ヘクタールの測量設計、それから換地等の調整業務の委託料として1,950万円が主なものとなります。

地域用水機能増進事業145万5,000円は、木流川施設の維持管理及び老朽化した木橋等の修繕が主なものです。新規事業として犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出とスマート農業の導入による農業水利施設維持管理の低減により環境と農業の一体的な課題解決が見込まれます。また、小水力の発電収入につきましては、白馬村全体の農業用施設の維持管理に当てることを目的とし、一級河川犬川の用水を活用した事業であります。

総事業費は1億円を見込んでおり、令和3年から5年の3年計画の実施予定であります。令和3年度は、発電施設及び電動ゲート等の詳細設計、また用地測量の委託料2,300万円を計上しております。

89ページを御覧ください。

2項1目林業振興費1,695万4,000円の内訳として、林業振興・林道維持補修事業164万6,000円は林道の維持管理に係る修繕やペレットの購入が主なものとなります。森林整備事業168万3,000円は、緩衝帯整備ナラ枯れ伐倒駆除に森林づくり推進支援事業委託料89万9,000円、村内間伐に係る業者等へのかさ上げの補助60万4,000円余りが主なものでございます。森のエネルギー推進事業ペレットストーブ購入補助金30万円は3台分を予定しております。有害鳥獣被害対策事業765万4,000円は、鳥獣被害対策実施隊員への出動に係る報酬300万円、90ページをお開きください。昨年購入した実施隊のわなの見回りに有効なトレイルカメラの通信費45万8,000円、有害鳥獣駆除委託料、貸出し用電気柵等の設置の委託であります。62万7,000円、銃所持許可取得及び免許更新、狩猟登録の補助金52万円、有害鳥獣被害防止事業補助金、これは個人用の電気柵の購入に係るものであります。50万円、有害鳥獣被害防止対策協議会が行なう公営の電気柵購入に係るもの、また新年度は猿の出没対策に係る生息調査として負担金196万2,000円が主なものとなります。森林経営管理制度推進事業567万1,000円は、林地台帳管理システム保守業務委託料として517万円、西山のナラ枯れに係る被害木の伐倒委託料158万4,000円が主なものであり、残金につきましては基金への積立てとなります。

91ページを御覧ください。

3項1目地籍調査事業2,448万8,000円は、新規地区、北城24区八方集落の西のほうでございますが、約11ヘクタールの調査、また継続地区として整理・閲覧・認証事務を行います。職員2名分の賃金、数値測量業務委託料1,105万5,000円、事務のOA機器借り上げ料、公用車の借り上げ料が主なものとなります。

農政関係につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係について説明してまいります。

予算書は91ページ、下段からになります。

6款観光商工費1項観光費1目観光総務費は4,626万円です。

説明欄を御覧ください。

観光総務事業3,876万8,000円は、一般職員と会計年度任用職員の人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。92ページに移りまして、長野県観光協会事業749万2,000円は、観光施設整備事業費の償還金で、山小屋

の改修や白馬尻荘の基礎撤去、親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。

次に、2目観光施設整備費は、3,428万9,000円です。平地観光施設管理事業2,417万3,000円では、白馬駅前観光案内業務や駅前休憩所の運営業務の委託料、観光施設の修繕費等のほか、93ページに移りまして、令和2年度から2年計画で進めている落倉自然園木道改修事業2年目の工事請負費として1,470万円を計上しています。山岳観光施設維持補修事業は1,011万6,000円です。山小屋等施設の修繕費123万1,000円、登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料462万3,000円、頂上宿舎の内装を修繕するための工事請負費128万円、国有地借り上げ料66万8,000円が主なものです。

次に、3目観光宣伝振興費は2億5,616万1,000円です。21観光戦略事業7,319万9,000円では、94ページに移りまして、白馬村観光局負担金4,995万円、アルペンライナーや北陸新幹線シャトル、白馬バレーシャトルバスの運行負担金や、広域型DMOである白馬バレーツーリズムの運営負担金を含む観光振興負担金等1,823万円が主なものです。令和3年度は、白馬バレーツーリズムが中心となって、北アルプスエリアに存在する氷河の観光資源化に向けた広域連携事業を実施します。現存氷河の観光活用に向けた検討と、潜在氷河の可能性調査に取り組むこととしており、その負担金117万2,000円を新たにこの観光振興負担金等に含めています。また、令和2年度から3年計画で取り組んでいる宿泊産業イノベーション研修事業2年目の事業費として、委託料474万円も計上しています。

海外観光客受け皿整備事業1,350万3,000円は、ナイトシャトルバスの運行に係る費用が主なものです。この事業では、新たに観光地域づくり重点支援事業負担金300万円を計上していますが、これは白馬バレーツーリズムが実施するエリア周遊バスの体制整備拡充事業に対する負担金です。具体的には、デザインコートに基づく共通デザインの停留所を3市村及び索道事業者協議会で共同整備する計画であります。ゆるキャラ活用事業は192万8,000円です。

95ページに移りまして、サイクルツーリズム事業は458万1,000円です。地域おこし協力隊員の人件費のほか、サイクルイベント出店委託料等を計上しています。

次に、95ページから96ページにかけまして、地方創生推進交付金事業は、1億6,295万円です。令和3年度は2つの交付金事業を実施します。1つ目の事業は、4年目となるグランピング等によるアクティビティ強化、魅力増進事業で、予算額は1億2,400万円です。グランピング施設の拠点整備に対する補助金が400万円、白馬マルシェの運営、アクティビティのプロモーション等に要する費用が1億2,000万円です。2つ目の事業は、3年目となるドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業で、予算額は3,895万円です。山小屋への物資輸送をはじめとするドローンを活用した事業に1,795万円、滞在環境を向上させるためのトイレの改修事業に600万円、情報発信事業に1,500万円を計上しております。

次に、4目観光安全浄化対策費は、611万3,000円です。高山植物やライチョウ保護活動、

八方尾根自然研究路植生回復事業に対する負担金が主なものです。

次に、5目観光特産費は、278万6,000円です。道の駅白馬の敷地の借り上げ料のほか、売店の壁紙を修繕する費用として工事請負費91万3,000円を計上しています。なお、道の駅敷地鑑定評価委託料28万8,000円は、賃借契約期間が令和3年7月に満了になることに伴い、用地の取得に向けて土地の鑑定を行なうための費用になります。

97ページに移りまして、6目遭難対策費は297万7,000円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用、山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものであります。

続きまして、97ページ下段から98ページにかけて、2項商工費1目商工振興費6,989万7,000円です。商工振興事業は、3,734万6,000円で、白馬商工会に対する負担金や補助金として融資制度事務経費負担金30万円や、経営改善普及事業補助金905万2,000円、地域総合振興事業補助金等を計上しているほか、マル経資金の利子に対する補助金として小規模事業者経営改善資金利子補給補助金50万円や創業支援事業補助金500万円も計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業は3,255万1,000円で、コロナ禍における中小事業者の資金繰り支援として中小企業融資利子補給補助金1,200万円、信用保証料補給事業負担金1,600万円を計上しているほか、交通手段を持たない旅行者や住民に輸送サービスを提供する受診支援対策協議会負担金53万6,000円、店舗や事業者等が実施する感染予防対策に要する費用の一部を補助する事業者等支援事業補助金400万円も計上しております。

観光課関係の説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、予算書の99ページからお願いいたします。

7款1項1目土木総務事業は4,881万円で、職員5名の人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事等に伴う県単事業負担金1,722万円などが主な内容です。

その下、7款2項1目道路橋梁総務事業は340万円で、道路台帳の補正委託料291万9,000円などが主なものです。

100ページに入りまして、2目道路維持費のうち、道路維持補修事業3,740万円は、道路の維持管理に要する費用でございます。道路照明の電気料など光熱水費として200万円、舗装修繕など工事費に2,100万円、各地区への資材支給等原材料費として750万円を計上しております。

その下除雪事業につきましては、2億2,262万4,000円で、前年度に比べ730万円ほどの減額となっております。

次の101ページにかけて、光熱水費510万円は、ロードヒーティングや無散水消雪施設の電気料などであり。除雪委託料1億8,900万円は、近年の除雪費の実績を勘案して計上いたしました。原材料費の850万円は凍結防止剤の購入費用であります。

その下、3目の道路新設改良費です。道路新設改良事業937万8,000円は、職員及び会計年度任用職員各1名分の人件費が主なものです。

次の102ページに入りまして、村道改良国庫補助事業は4,271万9,000円、道路改良起債事業は9,006万6,000円を計上いたしました。継続で行っております橋梁や舗装の修繕事業が主な内容でございますが、投資的事業の縮小・先送り方針を踏まえまして、総体では前年比1億5,000万円余りの減額となっております。村道改良単独事業は、756万4,000円で、会計年度任用職員1名分の人件費のほか、南神城駅前整備期成同盟会負担金484万8,000円などが主なものです。

7款2項4目の交通安全施設整備費250万円は前年と同額の計上です。

103ページ、7款3項1目河川総務事業は781万8,000円で、前年に引き続き重要河川の支障木伐採の工事請負費として625万円を見込んでおります。

7款4項1目都市計画事業は、前年に引き続き景観計画の策定委託料として558万8,000円を見込んでおります。

その下、都市計画マスタープラン改定事業は、新たに改定時期を迎えます都市計画マスタープランの策定経費として450万円を計上いたしました。

次の104ページに入りまして、7款4項2目の都市公園維持管理事業では、主は大出公園及び周辺施設の維持管理経費として185万4,000円を計上いたしました。

7款5項1目村営住宅管理事業126万6,000円は、村営住宅に係る修繕など経常的な費用を見込んだものであります。

その下、2目の住宅費は、克雪住宅普及促進事業補助金で前年の実績を勘案し、90万円を計上いたしました。

建設課関係の説明は以上になります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課所管事項についてご説明いたします。

予算書ちょっと戻っていただきまして、44ページ下段から45ページにかけてお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち白馬高校支援事業1億220万3,000円は、地域おこし協力隊3名の人件費、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主なものであります。地域おこし協力隊助成金274万円余りは今年度から計上したもので、地域おこし協力隊員の活動経費について白馬山麓事務組合負担金に含めず、一般会計から支出することで用途の明確化を図ることにしたものであります。

では、予算書のほう飛んでいただいて108ページお願いいたします。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業184万3,000円は、教育委員4名の報酬と

大北市町村教育委員会連絡協議会負担金が主な内容です。

2目事務局費7,913万6,000円のうち、教育委員会事務局一般事業6,423万2,000円は、教育長と教育課職員4名、会計年度任用職員2名の人件費が主なものですが、教育委員会の職員及び会計年度任用職員の退職手当組合負担金が一括計上されております。

109ページ下段、学校環境整備事業1,427万9,000円は、学校施設の修繕や設備投資を計画的に実施しているもので、令和3年度は北小の地下タンク、トイレ、床、ほかの修繕を予定しております。

110ページ、2項1目学校管理費2,081万3,000円は、南小学校管理事業930万9,000円、111ページの北小学校管理事業1,150万4,000円で、ともに学校用務員各1名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費です。

同じ111ページの下段、2目教育振興費7,923万9,000円のうち、南小学校教育振興事業2,238万1,000円は、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。113ページ下段、北小学校教育振興事業4,132万円は、北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師5名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

115ページ下段、スクールバス運行事業1,553万8,000円は、令和2年度に引き続きスクールバスの運行に係る経費を計上しました。4か月の運行を計画しています。

3項中学校費1目中学校管理事業908万4,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と施設管理に伴う経常的な経費です。

116ページ下段、2目中学校教育振興事業5,585万3,000円は、学校講師4名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品等の経常経費です。中学の学習指導要領が改訂されたことに伴い、指導書を購入するため、消耗品費537万円余りは前年度よりも大きく増額となっています。

続きまして、125ページをお願いします。

中段の5項3目学校給食費1億107万7,000円は、給食センターの運営に係る費用で、栄養職員1名と常勤調理員11名ほかの人件費や施設の光熱水費、126ページ、賄い材料費や施設保守委託料が主なものとなっております。給食食材を購入するための賄い材料費には、第3子以降の給食費の無償化や地産地消推進を目的に1食当たりの給食単価を小学校で10円、中学校で20円を村が補填するようにしており、子育て世代の負担軽減と食育の推進を図っております。

教育課は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 子育て支援課関係につきましてご説明させていただきます。

69ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費2億2,895万円のうち、児童福祉総務事業2,279万

3,000円は一般職3名の人件費、70ページ、放課後子どもプラン事業1,084万9,000円は、放課後児童クラブ指導員4名と放課後子ども教室のコーディネーター1名、指導員2名の人件費が主な内容でございます。児童手当等給付事業1億9,530万8,000円の主な内容は、施設型給付費委託料4,796万円余りは白馬幼稚園が国の制度であります子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行したための委託料、地域型保育給付費委託料1,200万円余りは村内において家庭的保育事業の施設が開設したことに伴う委託料、71ページ、そのほか児童手当1億2,730万円など計上してございます。

71ページから72ページにかけて、2目子育て支援費2,256万2,000円は、相談員2名と一般職の保育士2名の人件費が主な内容でございます。また、ホームページ改修委託料44万円は、既存の行政ホームページをスマートフォンからでもより見やすくするための改修費、北アルプス広域経常費負担金157万円余りは、昨年度から北アルプス連携自立圏事業として開設しました病児・病後児保育事業の負担金でございます。

72ページから74ページにかけて、3目保育所費1億7,924万6,000円のうち、しろうま保育園運営事業1億5,548万円余りは、一般職及び臨時的任用職員、会計年度任用職員の各保育士の人件費と、給食等賄い材料費1,059万円余りなどが主な内容でございます。

74ページ、子育て支援ルーム運営事業2,476万円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、一般職2名と会計年度任用職員2名の常勤保育士の人件費が主な内容でございます。

76ページ、工事請負費308万円余りは雨漏り対策として屋根の改修費を計上してございます。少し飛びまして、80ページを御覧ください。

4款1項4目母子健康費4,301万6,000円のうち、母子健康事業4,197万6,000円は一般職、保健師2名と事務及び専門職の会計年度任用職員の人件費、81ページ、医薬材料費773万円余りは予防接種のワクチンの購入費、健診等委託料1,185万円余りは、予防接種や妊婦一般健康診査等の委託料が主な内容でございます。母子保健衛生事業104万円は、産後ケア事業等委託料26万円、産婦健診委託料44万円などが主な内容でございます。

以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、生涯学習スポーツ課関係の説明をさせていただきます。

56ページをお開きください。

56ページ下段、2款7項1目スポーツ事業総務費は、一般職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

続いて、2目施設管理費1億1,125万6,000円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持

管理費で、スノーハープ維持管理事業は1,984万8,000円、ジャンプ競技場維持管理事業は9,140万8,000円で、どちらも施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の管理委託料が主なものでございます。

続いて、3目スポーツ事業振興費は2,094万9,000円で、前年比782万6,000円の減額で、各種負担金や補助金が主なものでございますが、東京2020オリンピック聖火リレーの運営、あるいはイベントに係る委託料が減額となっております。

続いて、4目ナショナルトレーニングセンター費736万1,000円となっておりますが、ジャンプ競技場やクロスカントリー競技場利用料等を含め、国からは1,545万7,000円の委託料があり、北京オリンピックに向けて選手強化と地域振興となるコンテンツ化を図ります。

少し飛んで、118ページをお開きください。

中段の9款4項1目社会教育総務費は1,873万8,000円で、一般職員と会計年度任用職員の人件費、社会教育委員の報酬、ウイング21芸術文化実行委員会への負担金が主なものでございます。

続いて、2目公民館費は694万5,000円で、各地区分館長の報酬と会計年度任用職員として公民館長の人件費、各種講座講師謝礼等講座に係る費用が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

3目図書館費は1,266万8,000円で、主な内容は図書館の運営に係る経費で、会計年度任用職員としての図書館司書の人件費や図書等の購入費、システムに係る経費でございます。

4目文化財保護費は235万円で、前年比1,130万1,000円の減額で、氷河調査、神城断层地震アーカイブ、伝統的建造物群保存事業補助金等の減額によるものです。

122ページ後段より、5項保健体育費1目保健体育総務費は1,800万9,000円で、スポーツ推進員9名の報酬と、一般職員及び会計年度任用職員の人件費、スポーツ祭、スポーツ教室の委託料、並びにスポーツ少年団の助成、体育協会の補助が主なものでございます。

2目体育施設費は4,029万5,000円で、体育施設維持管理事業1,517万4,000円とウイング21管理事業2,512万1,000円で、主な内容は、施設の維持に関する光熱水費、各種の委託料、施設等の受付等に係る会計年度任用職員の人件費となっております。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会

計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算につきましてご説明いたします。

特別会計予算書4ページをお開きください。

第1条として、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,389万円と定め、前年度当初予算と比べ4,721万7,000円の減となっております。

第2条として、一時借入金の限度額を5,000万円と決めました。

歳入予算の概要を説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響から、被保険者の所得の減少を想定し、前年比863万7,000円減の2億2,136万3,000円を見込んでおります。

11ページ、3款県支出金1項1目保険給付費等交付金は6億9,541万円を見込み、1節普通交付金6億7,937万5,000円は、保険給付費へ充当する財源となります。

2節特別交付金1,603万5,000円の主なものは、保険者努力支援制度交付金600万円、県繰入金410万6,000円、特定健康診査等負担金340万6,000円は、特定健康診査等事業費の財源となります。

なお、特別調整交付金252万3,000円には、令和2年度分の新型コロナウイルス感染症に起因する国民健康保険税の特例減免分に対する国庫補助分222万3,000円を見込んでおります。

12ページを御覧ください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金1億914万6,000円の主なものは、1節保険基盤安定繰入金7,224万6,000円、4節人件費繰入金1,625万4,000円、2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年比899万円増の1,199万円を計上しております。これは国民健康保険税の減収見込みが主な要因であります。

13ページに移ります。

6款繰越金は、前年比1,600万円減の1,400万円を計上し、13ページ中段から14ページにかけての7款諸収入は、国民健康保険税の延滞金などとして183万4,000円を見込んでおります。

続いて、歳出を説明いたしますので、15ページを御覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費2,008万9,000円は、職員2名分の人件費、電算共同委託料などの経常的な費用が主なものであります。

16ページを御覧ください。

1款2項1目賦課徴税费337万1,000円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用であります。

16ページから17ページの2款保険給付費1項療養諸費6億924万5,000円は、被保険者等への給付費用が主なもので、前年比2,176万5,000円の減となっております。

18ページに移ります。

2款2項高額療養費は、前年比1,005万円減の7,005万円を計上いたしました。ただいま、ご説明しました療養諸費高額療養費の特定財源として、長野県から交付される普通交付金を充当しております。

19ページ中段になります。

2款4項1目出産育児一時金504万3,000円、5項1目葬祭費30万円は、いずれも実績を勘案しての計上であります。

20ページ下段から23ページ上段にかかりますが、3款国民健康保険事業費納付金3億1,755万4,000円は、県に支払う医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分の納付額を県の試算に基づき計上したものであります。

23ページ、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業1,584万4,000円の主なものは、検査実施機関への委託料で令和3年度も循環器病の早期発見と重症化予防を目的として、受診者全員の心電図検査の無料の実施を行ないます。

24ページ、4款2項1目疾病予防費669万2,000円は、30歳以上40歳未満を対象とする若年健診の実施機関への委託料、人間ドック補助金が主なものであります。若年健診につきましても、令和3年度から受診者全員の心電図検査の無料実施を行ないます。

2目医療費適正化事業費141万9,000円は、パートタイム会計年度任用職員1名分の人件費のほか、医療費の削減に向け被保険者への医療通知、ジェネリック医薬品利用差額通知に要する費用を計上しております。

27ページから31ページは、給与費明細ですので、後ほど、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書34ページをお開きください。

第1条として、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億555万6,000円と定め、前年度当初予算と比べ316万9,000円の増となっております。

第2条として、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

歳入予算の概要説明をいたしますので、39ページをお開きください。

1款後期高齢者保険料は8,155万9,000円で、前年比371万4,000円の増となっております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は201万円で、前年比114万6,000円の減となっております。これは前年度当初予算に計上しました税制度改正に伴う電算システム改修費の減が主な理由であります。

2目保険基盤安定繰入金は2,170万4,000円を計上しております。

40ページを御覧ください。

4款繰越金、5款諸収入は、いずれも前年度と同額を計上しております。

続きまして、41ページの歳出につきまして説明いたします。

1款総務費1項1目徴収費129万円は、保険料徴収に要する費用で、前年比117万3,000円減となっております。これは歳入でご説明しました電算委託料の減によるものであります。

2目保健事業費72万円は、後期高齢者の人間ドック補助金であります。

2款分担金及び負担金1項1目広域連合負担金1億327万6,000円は、当村に納付された保険料及び保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するための費用で、前年比431万5,000円の増となっております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第22 議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算書は43ページからなり、まず44ページをお開きください。

3年度の予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ454万9,000円といたします。

2年度に比べ6万4,000円の増額となります。

歳入歳出明細により概要を説明いたします。

47ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

1款使用料及び手数料の関係89万6,000円を、また2款一般会計の繰入金として、359万1,000円を見込んでおります。

3款諸収入、雑入は償還金に対する地元負担金でございます。

48ページをお開きください。

歳出の関係になります。

2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出でございます。267万7,000円。処理場運転管理委託料167万4,000円が主な支出でございます。

49ページです。

3款公債費の関係でございますが、1目元金は151万8,000円、2目利子は28万1,000円を見込んでございます。

50ページをお開きください。3年度末の地方債残高の見込額でございますが、1,598万5,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

予算書51ページからでございます。まずは、52ページをお開きください。

第3条の関係、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収益的収入では3億1,031万9,000円を、収益的支出では2億5,804万1,000円を予定してございます。

続きまして、第4条の関係です。

資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入では6,789万7,000円を、資本的支出では1億6,090万6,000円でございます。不足する額9,300万9,000円は、地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填することとしております。

54ページをお開きください。

第6条一時借入金の限度額1億円と定めてございます。

また、第9条棚卸資産の購入限度額ですが、2,000万円を限度として定めてございます。

予算の実施計画を説明いたします。

71ページを御覧ください。

収益的収入の関係でございます。水道使用料2億6,408万3,000円が主なものでございますが、コロナ等の影響で減少という形で見込んでございます。

72ページの関係です。収益的支出の明細の関係になります。

水道事業費用のうち、1目浄水費の主なものは、18節の委託料、浄水場の維持管理に係る委託料の関係でございまして2,158万9,000円。

また、25節の動力費の関係ですが、施設の電気料等ございまして440万1,000円でございます。

73ページの関係行きます。

2目配水及び給水費の関係ですが、配水管及び配水池等の維持管理に係る経費でございまして、18節の委託料、水質検査また水道台帳との補正等に係る委託料570万6,000円。

21節工事請負費の関係ですが、水道メーターの交換に係る工事請負費751万9,000円です。

25節動力費ですが、これも配水池等の電気料でございまして1,489万7,000円を予定してございます。

続きまして、74ページの関係になります。

4目総経費でございますが、水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

18節の委託料1,106万8,000円でございますが、メーターの検針委託料のほか各種保守それから監視システム等の委託料でございます。

支出の関係でございます。75ページです。

6目減価償却費につきましては1億267万7,000円を、それから2項営業外費用の関係でございますが、起債償還リストの支払利息と消費税で2,251万7,000円を見込んでございます。

続きまして、76ページでございます。

資本的収入と支出の関係になります。

1款資本的収入の分担金及び負担金でございますが、工事負担金のうち797万5,000円でございますが、長野県大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う物件移転の補償費でございます。3年度も引き続き白馬駅前の無電柱化事業や県道白馬美麻線の道路改良工事に伴う布設替工事が予

定されてございます。

2款の企業債ですが5,660万円を計上しました。北城南北地区圃場整備事業に併せた新設村道に配水管を布設する予定でございます。また、老朽配水管の布設替工事も進めていく予定でございます。そのための企業債でございます。

3款出資金ですけれども、統合前の簡易水道事業で借りた起債の元金償還に関する一般会計からの出資金でございます。

4款国庫補助金の関係ですが、水道施設台帳整備事業において、交付金を見込んでございます。

77ページの関係です。

資本的支出の関係です。

1項1目排水設備工事費の関係ですが、21節工事請負費の関係ですが、先ほども申し上げましたが、大町建設事務所が施工する道路改良事業の配水管の布設替工事、それから北城南部地区の圃場整備事業に係る配水管の布設工事、また名鉄地区等の老朽配水管の布設替工事を順次進めていく予定で計上してございます。

2目営業設備費の関係932万7,000円でございますが、計量法の規定により8年ごとに行なう水道メーターの交換に係るメーターの購入費用でございます。

2項企業債償還金の関係でございますが5,530万5,000円、今まで借りた企業債の償還でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第24 議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書80ページをお開きください。

第3条収益的収入及び支出の関係でございます。

収益的収入、支出とも5億1,233万3,000円を予定してございます。

81ページの関係です。

第4条資本的収入及び支出です。

資本的収入は3億4,185万2,000円、資本的支出は4億5,692万3,000円でございます。不足する1億1,507万1,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金等で補填することにしております。

第5条企業債の関係です。金利3.5%以内として1億1,400万円を限度額としてございます。82ページでございます。

6条の一時借入金の限度額を3億円と決めました。

9条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億3,950万円の補助を受ける予定でございます。

実施計画の明細の関係で予算の概要を説明いたします。

少し飛んで97ページからになります。

収益的収入及び支出の関係でございます。

収益的収入では、営業収益としまして、下水道使用料1億7,772万8,000円が主なものでございます。これもコロナの影響で減収というふうに見積っております。

営業外収益といたしましては、一般会計補助金で1億3,000万円、長期前受金戻入として2億423万7,000円、雑収益といたしまして、東部地区からの負担金といたしまして27万7,000円を見込んでございます。

98ページに参ります。

支出の関係になります。

下水道事業費用のうち1目の環境費の主なものは、18節委託料マンホールポンプの補修管理委託料といたしまして234万7,000円。

22節修繕費といたしまして、マンホールの修繕その他弁等の修繕合わせまして251万4,000円。

25節の動力費は、ポンプの電気料等の関係で404万2,000円でございます。

2目の処理場費の関係ですが、浄化センターの維持管理に係る経費でございます。

18節の委託料は、浄化センターの運転管理委託料また脱水汚泥の処理委託料が主なものでございまして5,335万8,000円を予定してございます。

99ページです。

3目総係費ですが、下水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

18節委託料は、料金システムの保守管理委託料や下水道台帳の補正業務の委託料といたしまして690万3,000円を計上しています。

続いて100ページになります。

4目減価償却費の関係、3億3,564万9,000円を、また2項の営業外費用の関係でございますが、償還の利子等の利息5,288万5,000円、消費税及び地方消費税の関係で1,350万

円をそれぞれ見込んでございます。

101ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の関係になります。

1款資本的収入の主なものは、企業債としまして1億1,400万円、また一般会計からの補助金を2億950万円、区域外流入分担金、受益者負担金、東部地区の負担金、合わせまして698万1,000円を計上してございます。

また県の補償金といたしまして、大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う物件移転の補償費といたしまして1,137万1,000円を見込んでございます。

続いて、102ページでございます。

資本的支出になります。

1項1目管路建設改良費の21節工事請負費の関係でございます2,805万円でございますが、大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う、県道白馬美麻線白馬駅前無電柱化事業等による下水道の配水管の布設替また公共ますの設置費用でございます。

2項企業債の償還金の関係でございますが、4億1,810万円を見込んでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 予算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第25 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第21号までは、いずれも令和3年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第21号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、3月3日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日3月3日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月3日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和3年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和3年3月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより令和3年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は、通告された方のうち、4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。今期最後の定例会、一般質問のトップバッターとして登壇させていただきました。ここでこけないように、こけてみんなの足を引っ張らないように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1問目であります。

昨年初めから世界経済に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、この年末年始には第3波が押し寄せ、雪に恵まれた今冬のスキー客入り込みの期待をよそ目に、当村の経済に多大なダメージを与えました。このピンチをどうチャンスに変えるのか、今までの在り方を見直し、こういった災害にどう備え、強い経済へと立て直すのかが問われています。

そこで、以下について伺います。

1、今回のコロナ禍でどのような教訓を得られたとお考えか。

2、こういった災害に対して弾力性がある地域、経済システムはどのようなものとお考えか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員から、新型コロナウイルスの感染症について、2項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、今回のコロナ禍での何の教訓を得たかについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスは、感染により、元気な方でも急激に悪化し亡くなることがあるなど、これまで有効なワクチンもなく、現在でも誰もが感染する可能性があるといった感染症であります。

国内における新型コロナウイルス感染症の蔓延に関しましては、緊急事態宣言が発出され、外出自粛など感染者数の減少に向けた取組が各方面でなされているものの、事態の収束までは数年を要するとの見方もあり、新型コロナウイルス感染症への社会・企業等による対応は長期化を視野に取り組まざるを得ません。

新型コロナウイルス感染症が短期間で終息しないことを前提とした場合、この間に、社会全般に被害をもたらす水害や地震などの自然災害が同時に発生する可能性も高いと言えます。

これまで行政では、近年頻発する自然災害を想定をした対応マニュアルや新型コロナウイルスに係る事業継続計画を策定をしたり、訓練を重ねたりして備えてまいりましたが、これほどまでに代替的や有効なワクチンを持たなく長期化する感染症対応という、新たな要素を加えた複合災害を想定をしなければなりません。

併せて、従来の生活様式の変容や勤務の在り方及び社会経済全般についても変革が求められたことから、これらの点については教訓と言えると考えます。

次に、弾力性のある地域、経済システムについてですが、昨年度、白馬村の経済産業構造分析事業を実施をしましたので、まずそこから経済産業構造を確認をさせていただきます。

売上高の高い産業を主要産業であると位置づけると、主要産業は、宿泊業、飲食業、総合工事業、索道業であると推測をすることができます。それぞれの産業の売上高の構成比は、宿泊業が26.7%、飲食業が3.4%、総合工事業が15.3%、索道業が14.9%となっており、売上高としては観光関連が45%を占めているということになります。

また、事業所数にあつては60%、従業者の数にあつては52%を観光関連が占めており、これらから観光業が白馬村経済にとって極めて重要であることが分かります。

関連して、観光関連産業を需要面から見ると、宿泊業が総需要127億円のうち、村外への販売は120億円となっており、村外観光客がその大半を占めていることが分かります。そのうち飲食業と索道業にあつては、総需要のうち、村外への販売が2分の1を占めております。

以上から、白馬村の経済は、村外観光客の来訪と消費により成り立っていると言えますので、人の動きが滞ってしまうと、それに応じて消費も落ち込み、経済も低迷するということになります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、海外からの人の動きは消滅し、国内都市圏における緊急事態宣言の発令により、大きな人の動きがほぼ失われてしまいましたので、それに相当する需要も失うことになってしまい、白馬村経済全体が縮小してしまったと考えます。

弾力性がある経済システムについてであります。様々なリスクに対する備えと、これにより困難な状況にしなやかに適応するということが求められると考えます。

以上、1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すいません。落としましたので、追加答弁をさせていただきます。

また、全国的な感染の波が白馬村の観光のハイシーズンにぶつかってしまったことで、観光にブレーキがかかり、地域経済が止まっていくという姿を目の当たりにしました。これまでも言われておりましたが、季節変動の平準化、通年型観光の必要性を改めて認識をいたしましたし、通年型観光による産業と雇用の安定化は、この冬のような感染例の減少にもつながるものと考えております。

以上で、1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） まず、1つ目の教訓のところですけれども、このコロナというものが、長期の対応しなくてはいけないのではないかと。その間に、自然災害等、複合災害を想定するなど、変革を求めることが必要だというふうにおっしゃっていたかと思えますけれども、これまでの考え方が対応できずというのは、どんな考え方をされて今までいらしたのかなど、その点ちょっとお聞かせ願えますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今までの考え方という、そういう考え方があるというのではなくて、要は、今回の新型コロナについては、今までの考え方の中に入っていない現象、感染症だったということが言えるかと思えます。

そこら辺、いつ起こるか分かんないということを想定すべきということもあるかもしれませんが、想定を超えるような事態だったということで、今までの考え方が及ばなかったということで答弁をさせていただきました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） やはり私どもの基幹産業である観光がもう大打撃を受けまして、もうにっちもさっちもいかないそんなような状況かと思えます。

それで、先ほど答弁で頂いたように、観光が主産業であるにも関わらず、人の動きが滞ると、全く需要を失うと、そういう状況になったわけでありまして、それにしなやかに対応していかなければいけない、通年型の観光にしていかなければならない。通年型の観光というのは、もう何年も前からやってきているんですが。言われてきています。なのに、なぜできないんでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

観光地経営計画でもありますとおり、通年型のマウンテンリゾートということで、事業者含めて、村の観光を推進してまいりました。

その成果といたらちょっと上げさなんですけども、それによって、秋以降、特に昨年の9、10、11月はアウトドアアクティビティ、そういった需要に応じて観光地づくりを進めてきたことで、秋はしっかりとお客様に来ていただいて楽しんでいただいたというふうに理解しております。なの

で、これをまた来年以降は春もという形で、特にグリーンシーズン、進めてまいりたいというふう
に考えております。

特に、昨年を例に見ますと、こういうような感染症の広がりによって、やはり外で遊ぶというか、
少人数で人との接触を避けて自然の中で遊ぶというような傾向が見られて、そういった需要に応じ
て、キャンプとかアウトドアアクティビティーが人気、注目されたというふうに認識しております。

来年度もそういった方向、しっかり力を入れていきたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） もうちょっと違う答えを期待していたんですけども、まだ山に依存して
いる、そういう感じを受けました。そもそも山しかないのか、この村はと思います。私たちには、
長い歴史のある文化だとか慣習とか、そういったものがあるはずで。そういうものを全く生かせ
ないで来ている、そのツケが、今、来ているんじゃないか、私はそのように思います。

ちょっと時間もありませんので、また同じような質問が出るかもしれませんが、あとは次に移り
たいと思います。

2つ目に移りたいと思います。持続可能な村づくりについてであります。

上記でも述べているように、このコロナ禍で、今までの価値観、特に経済活動の在り方の見直し
が迫られています。実体経済は疲弊しているにも関わらず、金融経済の羅針盤である東証株価は3万
円を上回るという、我々庶民の生活とは全くかけ離れた動きを見せています。

2016年の世界GDPは約76兆ドル、これに対し、クレディ・スイス銀行のグローバル・ウ
ェルス・レポートによると、個人資産だけでも280兆ドル、それだけでも実体経済の4倍近く。
しかも、これには法人のデリバティブの金融資産は含まれていないとの記述を見つけました。

今の資本主義体制を続けていけば格差は広がるばかりで、縮まることは絶対にありません。その
ふくれ上がった金融資産は、インフレになると株価を下げるため、インフレを好まず、インフレに
なる前に実態のあるものに換物される方向に動くと思われれます。これは、私の私感です。

一番手堅いのは不動産、特に土地であると私は考えています。そして、その波は白馬村にも来る
のではないかと。もう既に来ているかもしれません。そんな予感がしています。

そんな大きな流れからどう村を守り、村の強みをどう生かし、何を子供たちに残し、持続可能な
村にしていけるか。今、真剣に議論していかななくてはいけない。その時期だと私は思っております。

そこで、以下について伺います。

1、前回の一般質問で、学校の在り方検討は統廃合ではないとの答弁をもらいました。しかし、
まだ根強い統廃合推進論があると思われれます。

辰野町は1月に、町立の全5小中学校の学区を廃止し、児童が減少している小学校も存続させ、
各キャンパスで特色ある教育を展開し、子供が好きなキャンパスを選べる制度の導入案を示しまし

た。私は、これは勇断であると思います。教育長はどのように思われますでしょうか。

2つ目、前定例会の大型施設建設や大規模開発を推進する方向かとの一般質問で、規模でなく、良質の開発か否かが重要との答弁を頂きました。良質の開発の定義をお聞きしたいと思います。

3つ目です。

前回の一般質問で、みらい観光税、いわゆる宿泊税の導入は、社会経済や地域の状況を慎重に見極めて行なう必要があり時期は未定と、導入に前向きな答弁を頂きました。

私は、経済学の初級クラスで、税金とは排気ガスなどの抑制したいものにかかるべきものと教わりました。例えば消費税の率を5%から8%、10%に上げるたびに消費は落ち込みました。意図する、しないに関わらず、消費が抑制されたのは事実であります。経済学に照らし合わせれば、課税対象の宿泊は抑制したいもののカテゴリーに入りますが、この導入予定のみらい観光税は、抑制したいものに課す税金とどこが違うのかをご説明いただきたいと思います。

4つ目です。

コロナ禍で、国から第1次として交付された6,866万9,000円について、白馬村は600もの事業者がおり、全国でもまれだ。余ったお金はほかに使えるというがほとんど残らず、不公平だとの村長の弁をよく耳にいたします。

この全国でも稀な個人事業主が多いという事実は、村にとって、強み、弱みのどちらとされているのか伺います。

5つ目、地域経済の要はいかに域内循環をよくするかであることは、産業連関表策定時にも周知されていることと思います。コンサルなどへの委託料、前回の一般質問でも尋ねたふるさと納税の外部委託、藤本元副村長の起用もまさにアウトソーシングで、村内を循環しないお金であります。

また、アウトソーシングのデメリットは、庁内や村内の人材育成につながらない。人任せで人材が育たない点と思いますが、その両面をどうお考えなのか伺います。

6つ目です。

スキー大会の村負担をなくすべきとの意見があります。スキーで多くのお客さん呼び、この村は発展し、そしてオリンピックをはじめとする多くのスキー大会で、世界で活躍する選手を輩出し、それによって村は知名度を上げてまいりました。この事実は、ニセコにはまねのできない白馬村の強みであり文化であると私は信じております。自分たちが持つ強みを知らず、どう生かすかでなく捨て去る方向に持続可能な道があると思われるのかを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員から、持続可能な村づくりについて、6項目の質問を頂いておりますので答弁をさせていただきますが、1点目は、後ほど教育長のほうから答弁をさせますのでよろしく願いをいたします。

まずは、2点目の前回議会において、大規模開発を推進する方向かとの質問に対して、私はどちらとも言えませんとお答えをした上で、現在の白馬村環境基本条例及び施行規則は、大規模開発を抑止することを目的としたものではなく、良質の開発は受け入れていくという考えに基づいたものである旨の答弁をさせていただきました。

この良質な開発につきましては、具体的な定義や線引きがあるわけではありませんが、一般的な考えとして、人口の増加や雇用の促進あるいは地域経済への波及効果とそれに連動した税収の増加などにつながる開発と行うことができると思います。

ただし、開発の規模に関わらず、法律や条例、規則の内容を遵守するということは大前提でありますし、逆に、小・中規模であっても、基準を無視した開発については反対であるとの考えは、前回の答弁で申し上げたとおり、変わってはおりませんことを申し添えさせていただきます。

3点目のみらい観光税は、抑制したいものに課す税金とどこが違うかとの質問ですが、伊藤議員は恐らく、経済学で言うところの外部の不経済において、課税、補助金制度、デポジット制度等の経済的手段によって外部不経済の内部化を図る手法について学ばれたのではないかと推察をいたします。

伊藤議員が例に挙げられた排気ガスはまさしく外部不経済であって、こうした外部不経済を生み出す生産要素に課す税を提唱したイギリスの経済学者の名前を取って、通称ピグー税と呼んでおります。平成24年10月に施行されました地球温暖化対策のための税が代表的なものであります。

一方、観光振興のための新たな財源は、将来にわたり本村が観光立村として生き残るための観光振興施策の財源となるものでありますことから、観光に訪れる大切なお客様を、伊藤議員がおっしゃるような、抑制したいもの、すなわち外部不経済と捉えるのは、そもそも筋違いの話ではないかと考えます。

平成30年度に議論した財源確保検討委員会でも、将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源を確保することは必要であると報告を受けております。

4点目の個人事業主が多いという事実についてのご質問ですが、初めに結論を申し上げますと、多様な事業者がいるということは、村にとって強みであるというふうに考えています。

なぜならば、スキー場をはじめ、宿泊施設や飲食店、交通事業者などの多様な業種の事業者が存在することで、国際的なマウンテンリゾートを構成することができるというふうに考えるところであります。

5点目のアウトソーシングのデメリットに関するご質問でありますけれども、まず、国の地方創生人材制度という正規な手続を経た藤本前副村長の起用をアウトソーシングという言葉でくる考え方は、明確に否定をいたします。藤本氏が退任後、伊藤議員から一般質問で藤本氏の名前が出るのは今回で3回目になりますが、その都度申し上げているとおり、村の幅広い業務、難しい課題に対

してもひるまず取り組む姿勢は、まさに若手職員のお手本であり、まさに人材育成であったと思います。

ちなみに、議員がおっしゃった産業連関表策定も、藤本氏が若手職員を巻き込み始めた事業であります。

また、例示されたふるさと納税業務の委託であります。今年度の納税件数は1万2,000件を超え、そうした膨大な量の返礼品の発送業務をミスなく、そして遅滞なく行なうことこそ、業務の効率化、働き方改革かと存じます。

ちなみに、現在委託をしている業者は村内の業者であり、返礼品は当然、白馬村にゆかりのある品でありますので、お金はほぼ100%村内を循環をしていると自負しているところであります。

さらに申し上げますと、村が何もしていないわけではなく、納税者対応や礼状作成に返礼品の新規開発などの企画は村が中心になって対応しているところであります。

確かに様々な業務をいわゆる丸投げの形で安易に外部委託することは、職場内に技術やノウハウが蓄積されず、職員の能力向上につながらないというデメリットはあると感じております。そのような考え方から、今年度策定の第5次の総合計画後期計画に関しましては、コンサルタント業者への委託は行なわず、全て職員の手で行なったところであります。

今後も明確な理由がない安易な外部委託は慎んでいきたいと思っておりますし、委託業務であっても、あくまで事業主体は村でありますので、決して業者任せにはせず、適正に指示や協議をしながら業務を進めてまいります。

最後の項目について、伊藤議員のご質問のとおり、白馬村は雄大な北アルプスの麓、恵まれた環境でスキー産業が発展し、1998年には長野冬季オリンピックの開催地ともなり、スキー産業は村の根幹であると認識をしているところであります。オリンピック開催地として、オリンピックムーブメントの理念の下、多くの国内大会、国際大会を開催をしているところでもあり、地元白馬村からも、国内大会、国際大会でも活躍する選手を輩出しております。渡部暁斗選手、元フリースタイルモーグルの上村愛子さんに続く選手も徐々に活躍を始めており、地元白馬高校からも全国高等学校スキー大会での優勝や世界選手権への出場など、若い選手も活躍をし、成果が出始めているというふう感じております。

スキー大会の開催については、白馬村スキークラブと協力をしながら運営を行なっておりますが、昨今の財政事情に鑑みて、今後、スキー大会が村の財政を圧迫することのないよう、計画的に大会を誘致をしていくことが望ましいと考えており、関係団体と協議の上、開催について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の白馬の強みや文化については、従前より実施してきたものをそのまま実施するのではなく、どのように生かして、どのように活用していくか検討しながら進めているところでありますので、決して捨て去る方向に向かっていることではないということをご理解をいただきたいと思います。

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） それでは、続けて答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 持続可能な村づくりについて、辰野町長居町長の私案であるキャンパス化のご質問であります。私も勇断であると思います。

児童生徒が入学時にキャンパスを選択するほか、1年または学期単位でも移動ができ、共通課程に加え、音楽、美術、スポーツ、自然と特色ある体験学習を行ない、運動会、音楽会といった行事は全体で実施するという町長の大胆な発想であります。学校教育法等関係法令とのすり合わせや教員の配置など、実現させるためには様々な課題もあると思われませんが、全国的に少子高齢化が進む中で、魅力ある学校づくりで子供の個性に寄り添う教育を目指したいという町長の思いであります。

本村においては、白馬南小は裏山にスキー場を有し、北小はジャンプ台があり、それぞれに特色あるスキー学習を実施するなど、全国に例を見ない教育活動を行なっております。これらの財産をどのように次世代につなぎ、深化させるか、その方向性などについても、現在、学校あり方検討委員会で議論をさせていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

まず、本来ならば、1つ目の学校のあり方のことから行けばいいのかなと思ったんですが、一つだけ、私が藤本元副村長のことを3回取り上げていると。なかなか皆さんに分かっていただけない。私、個人的に藤本副村長のこと、嫌いとかそういうこと全然ありません。ただ、なぜ、副村長がもういるのにも関わらず、もう一人雇う必要性があったのかというところを聞いているつもりです。

ですから、これ、アウトソーシング云々ではないんですね。村からお金が出ているじゃないのと、その分。それをどう考えるんですか。しかも、こういう本来ならば職員の皆さんが考えていただくべきところをほかの人に任せていないですかというところを尋ねています。どうしてもそこところが食い違うので、3回目になりました。申し訳ございません。

それで、その点と、あともう一点、一番最後の、ここの文化を捨て去るものではないとおっしゃっておられたかと思えます。以前、大分前なんですが、私、オリンピックのロゴ、八方口の街路灯のところにある、あれをきれいにしたらどうかとか、アルペンリフトの横のスタート台、あれ、みずばらしいので何とかしていただけないかといった質問いたしました。結果、どうなったかといいますと、あそこの八方口の街路灯のロゴはなくなりました。これ、守っている形になりますでしょうか。ちょっとその点だけよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 藤本前副村長の件に関しては、恐らく何度言い合ってもお互い理解できない

のかなと、この3回で思っております。

最初のご質問のときに答弁したかと思うんですけども、当時、震災明けでいろんな課題が山積している中、いろんな国とのパイプをつなげるためもありますし、なかなか震災復旧にばかり目が行っていたところに、村づくりという観点を取り入れたいというところから、国の制度を取り入れたということでもあります。要は、例えば職員が10人、国へ研修に行くのではなく、1人の国の職員を村へ来ていただいて、職員全体が研修を受けるというような観点もあったかというふうに考えておりますので、それについては効果が非常にあったというふうに認識をしております。

あと、オリンピックロゴの関係につきましては、私もオリンピック開催時、オリンピック課に属しており、オリンピックについては非常に熱い思いはあります。そうしたものを残したいという思いはありますが、例えばスタートハウスについては、もう現地の索道事業者にお渡しした物件であるというふうに認識しております。そうした中で、老朽化が激しいというところについては、ちょっとまた対応は検討していきたいというふうに考えております。

とりあえず、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 藤本元副村長のお話について、ちょっとまた後で同じような形のことが出るかと思っておりますので、そのときにお話できればと思います。

学校の在り方、そちらのほうに移りたいと思います。

皆さんのほうに、資料を配ってあるかと思っております。そちらを参照させていただきたいと思っております。

1ページ目の、地域に小学校があることというところの2段落目、左のほうですね、上の段の。こちらのほうなんですけど、これ、この「自治が育つ学びと協働 南信州・阿智村」というところのその部分であります。

「さらに、この3年間、地方創生政策の下、総務省が全ての自治体に公共施設等総合管理計画の提出を要請したことによって、統廃合の圧力は強まっている。将来、自治体が公共施設を改善していくためには多くの赤字が算定され、それを解消するために公共施設の床面積を減らしていく数値目標が掲げられる」と。これ、皆さんご存じのとおりで。

下の段に行きまして、2番目の段落です。

「そんな中で、公共施設の延べ床面積の4割から5割を占める小中学校は、どこでも格好のターゲットになっている。合併した旧町村の複数の学校をまとめて小中一貫校にしてしまう、幼稚園と保育園をまとめて認定こども園にしてしまう、そんなむちゃな政策が教育的効果、適正規模を口実に行なわれている。しかし、学校は地域にとって、ただの公共施設ではないし、延べ床面積として切り捨てられるべきものでもない。学校が中心になってコミュニティをつくってきた歴史があり、それを失うことは容易に地域を壊していくことにつながる」、後ろのページに行きます。

それで、上段のほうでは、17歳の少年が教師を刺殺するという事件、著者の娘さんが通う小学

校の校長が、PTAの挨拶で、学校を守るのは地域のソフトの力ですよと述べているようなことが述べられています。

下の段であります。

「そのとき、学校が、そしてそこに通う子供たちが、長い時間をかけて積み上げられてきた見えないものに守られていることを強く感じた」、これ、お母さんですね。「伝統とか特色ある教育とか、そんなものを含み込んだもっと大きなものに守られている。そして、公立の学校であっても、それぞれ異なった個性があり歴史がある。そして、廃校はそれを一瞬で失わせてしまう。子供の成長や発達にとって地域が果たす役割については、もっと科学的に実証されていく必要があると思う。しかし、今行なわれている活力のなくなった地域を切り捨て、大多数の子供たちに安上がりな教育をあてがっていくような教育改革に対して、自治体が小学校を守っていくということは最大の対抗軸になるに違いない」、こうおっしゃってます。

こういった考え方、こういった価値観に支えられて、白馬村のような弱小地方は自治体として残っていくと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） すいません。質問の趣旨とちょっと違うような答弁になりましたらご勘弁願いたいと思いますが、伊藤議員のおっしゃるような考え方もあろうかと思います。教育長答弁のとおり、そういったものをいろんな方向から検討を今しているというところで、村も今、決して統合のほうに向かっていることではありません。こういった考えもありますし、そういったことをみんなで議論することが大事ななというように思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） すいません。ちょっといつも、イエス・オア・ノーという答えではないので、ここはどうしても皆さんに知っていただきたい、そう思って用意させていただきました。

それで、同じ資料の左上のほうです。教育大綱が願う子供の姿ということで、こちらは、出典のところにありますように、子どもがまんなか教育大綱、池田町の町民懇談会、こちら2月11日、先月行なわれた懇談会のユーチューブ、そちらの写真を撮りまして載せてあるものです。

これは、左下の挑戦というところがありますよね。ここがまず初めなんです。それで、その挑戦をして、自然保育なので、成功体験、失敗体験して、自己決定の経験をする。達成感を得て、幸せな気持ちになって安定してくる、気持ちが。自己肯定感が生まれて、自信につながって、また挑戦すると、そういうループになっていると。こういうことをやっていきたいんだということを、池田町の教育長、こういうふうにおっしゃっていました。これ、すごくいいなと思ったんです。

まさに、ここが、先ほど藤本副村長云々というところで言っていた。これ、子供だけでなく、職員の皆さんにもやってもらう必要があるんじゃないかなと。自分たちで考え、失敗して、それで

やっていく。そういう必要があるんじゃないかなと、私はこれをたまたま見たときに、ああ、これ、こっちにも言えるなと思ったんです。

その下にありますように、なぜ私がそこまでしつこく言うかなんですが、皆さんに責任を持ってもらわないといけない。職員の皆さんに責任を持ってもらわないといけない。そう思っているんです。自分でつくったものじゃなきゃ、責任なんか持てません。そのうまいループをどうやってつくっていくかというところなんです。それがこの庁舎の中でされていないんじゃないか、そういった思いがあります。

その下のところなんです、ここには企業についてですが、この企業というところは、ドラッカーという、経営者とか大企業の管理者なんかは皆さんよく読まれている方らしいんですが、ドラッカーという人の本で、左にありますように、「現場のドラッカー」、國貞克則さん、この方の書いた本ですが、そこからの抜粋であります。「大きな責任を担い、自ら成果を上げ貢献することにより、人は自信と誇りを得ます。自信と誇りは、人から与えてもらうことはできません。自らが自らの仕事を通して獲得するしかないのです。そして、自らの仕事を通して自信と誇りを得た人は、自ら進んで新しい課題に取り組んでいく」と。2行目飛ばして、「短い時間で大きな成果を上げるために、会社や上司からの指示は、命令でなく、自らの意思決定によって仕事をするという働き方に変えていくということだ」、こういうふうに書いてあるんです。まさに、これ、一般企業のことを言っています。これ、私、自治体にも当てはまると思うんですが、いかがでしょうか。そういう形になっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） ご提言としては非常にありがたいお話だとは思っております。

ドラッカー、私も十数年前、女子高生マネジャーがドラッカーで高校野球をやったらというような本は興味深く読ませていただきました。その印象で行きますと、私はドラッカーというのはマネジメント能力だったというふうに考えています。マネジメントとイノベーションだったかと思しますので、多分これは指示や命令でなく、サジェスションというか、そういった方向へ職員たちを意識づけていかせる、それが上司の務めなのかなと、それがマネジメントにつながるのかなというふうな感想を持ちました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 感想を持っただけじゃなくて、ぜひともこういった考え方を取り入れて、こういうことをやりたいという人が人材だって言います。そういう人たちを中心に、一生懸命村のことを考えていただきたい。ここが一番情報の集まる場所です。そして、皆さんがこうしてほしい、ああしてほしいというのが集まる場所なので、それをどうやって横のつながりを持ってやっていくかというところを問われています。これがマネジメントだと思いますし、そこが、私からし

てみると、足りないんじゃないかなという気がいたします。

次に入りたいと思います。

次、ちょっと飛ばしまして、みらい観光税のところでありますけれども、こちらのことですが、先日、2月の終わりにありました観光地経営会議、その後期の取組に、また宿泊税という文言が幾つか出てまいりました。それで、やっぱりそういう方向に後期計画ではなっているんだなど、宿泊税を取る方向で行くんだなという印象を持ったわけであります。

それで、私、前回、10月の23日、第2回の観光地経営会議があったときに、宿泊税の税金、資金が足りないと言われた方に、実は個人的にメールを打ちました。何と書いたかということ、村はお金ないし、宿泊業者も廃業するか否かと大変なときなので、ハクバツーリズムとか観光局の財源をお手伝いすることはできないと。それで、「あの観光地経営会議は、どのような事業をどう実現させていくのかを検討する場と考えていますが、本日の会議ではそのような具体的な内容には全く触れられず、次回への持ち帰り課題も示されておらず、ただ集まっているだけのように見受けられました。財源のことを言えば、お金があつてやるなら誰にでもできます。財源がないのなら、財源がなくてできる事業をまずは考えていただけないでしょうか。そういう経験と知恵をお持ちの方があそこに集まっているのだと思っていますが、違いますでしょうか。我々是一个の船に乗っている共同体です。ぜひともこの難局を、力を合わせ、知恵を出し合い、財源なしで上向きになる方策を考えていただきたくよろしくお願い申し上げます」とメールをいたしました。

しかし、明確なお答えは頂けませんでした。その後、観光地経営会議でこのような、財源なしでやってみようよというようなことは話されましたでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 経営会議の中では、観光財源、一度検討、導入に向けて、ストップをしているんですけれども、これから先を見据えて継続的な投資というのは観光には必須ですので、導入に向けた検討を進めていきたいと思いますという話でありました。

財源なしでという件ですけども、そういった議論は正直ありませんでした。ただ、観光財源ありきではなくて、当然ですけども、外部財源、国とか県の補助金、そういったものを活用していくというのは大前提で皆さん認知していると思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この観光地経営会議の後期の計画の中に、3ページ、「観光と連動した法定外税で、宿泊税を使った地域イノベーションの仕組み」とあるんですが、イノベーションと、よく使われていますね、強みとかイノベーションとか。企業の中ではイノベーションが必要だ。

イノベーションという定義、御存じですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） こちらの観光地経営会議の資料の中で、世界水準リゾートの要件の具体的な項目として、今の伊藤議員のおっしゃったコメントあるんですけど、ここでイノベーションというのは、私なりの理解ですけども、地域において変革を起こしていくというようなふうに理解しております。ここで言えば、継続的な投資によって観光地のレベルを上げて、それによって人を呼び込む、産業を呼び込む。それによって地域に変革をもたらす。それが持続可能な観光地づくりにつながるのではないかというふうに私は理解しております。

ただ、この資料については、伊藤議員も確認いただいていると思うんですけども、経済産業省で作成したものですので、今、私が申し上げたイノベーションの解釈と若干違っているかもしれませんが、私の理解を申し上げます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと、やっぱり企業というか、経済界で使っているイノベーションとは全然違うかなという感じがいたします。お国のやることというのは、イノベーションというのはお金をかけてやる、そんな感じなんですかね。お金は税金ですので、自分たちで、ない知恵を絞ってやらなくてもいいのかな、そこの違いが大きく出るのかなというような印象を持ちました。

先ほどご紹介した「現場のドラッカー」なんですけど、ここでいうところのイノベーションというのは、顧客は自分の本当のニーズや欲求がよく分かっていない。企業は顧客が望みもしない、要求もしない、想像さえしない商品やサービスをつくり出していかなければならない。そのために何が重要かという、マーケティングだと言っています。ここでお金を云々、財源がないとかそういうことは一切言っていない。みんなの知恵だと言っています。みんながそういう方向に向かわないとイノベーションってできないんだと。新しいモノ、全くお客さんが想像もしていないようなものをつくり出すこと、それがイノベーションだと言っています。そういうものがないところは衰退すると言っています。淘汰されるからです。

ですので、もう一度その定義を考え直して、財源がないことに頼らないでいただきたい。そのようにしていただけないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきますが、まず、現在取り組んでおります新たな観光財源については、村長答弁にもありましており、状況が非常に厳しいというものはありますけども、その中で何とか見いだしていきたいということは答弁のとおりです。

まず、お答えをするのに当たりまして、議員のご質問の中にありますとおり、観光の法定外税を課した場合に抑制につながるかといった点について、これまでの村の議論と考え方のほうを整理をさせていただき、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、観光とは、人間の社会生活における所得の出口の消費に当たるといふふうに考えます。そこで、これが抑制につながるかどうかということになりますけども、過去に観光客を対象といたしました支払いの意識調査において、観光客からの金銭的協力については、過半数を超える62%が用途が明確であれば協力をしたいというまとめとなっております。

併せて、財源確保の検討委員会では、新たな観光財源の議論の基本は、応益性として宿泊行為について課税するわけではなく、その応益に見合う対価を宿泊した人から徴収をするという考え方であり、宿泊行為自体に担税力を見いだして課税するというのではないことが議事録でも記載されておりますし、確認をされていることかと思えます。

最後に、報告書では、この用途を二次交通整備や景観の整備、ツアーの開発といった観光振興施策のみに充てるといった応益税を基本と考えておりますので、これに基づき開発を進めていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） あまり時間がなくなってきました。本当はもっといろいろお聞きしたいところがありますけれども。

最後に村長と教育長にお聞きしたいんですけども、これから生まれてくる子供たちも含めてなんですが、子供たちに何を残してあげたいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 第5次総合計画にもありますけども、この白馬村、山岳景観のすばらしいこの環境を次の世代に残していく、これは我々今生きている世代にとって絶対に必要だといふふうに思っております。いろいろ各観光地、いっぱい競争相手があるわけでありまして、この白馬村のすばらしい山岳景観、どこにとってもすばらしいといふふうに自負をしております。そんな中で、先ほど言ったように、次の世代にこの環境は残していかなきやいけないということは常々思っているところでありますが、そんな中で、村民の皆さんも、そしてまたあらゆる方々も、この白馬のすばらしさというものを認識をしていただきたいなど、こんなふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。教育長。

教育長（平林豊君） 村長からも話がありましたけども、私としては、財産は白馬村のすばらしい景観だと思います。これから生まれてくる世代にもこの財産というものを残したいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は答弁を含め、あと6分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） まさにそのとおりであると思います。すばらしい景観とおっしゃいました。

今、里山を守る会というグループが、石垣を残してほしいと。あそこを前に五竜を見る、あれが絶

景だと。あそこにはシマヘビでしたかね。ヘビがいて、それを餌にするノスリがいる。そういうものは私は財産だと思うんですが、どうでしょう。それは財産で残していくべきものではありませんか。村長、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員、先ほど言ったとおりでありますけども、本当に白馬村はいろいろな財産があります。農業しかり、それから山があり、それからスキー場があり、雪渓があり、これをいかに生かしていくか、これが今、我々のこれからの使命だというふうに思っております。特に観光、観光という、前にもそういうお話をした経緯がありますけども、農業だって観光に非常に貢献しているというようなことで、観光と農業を今回もう一度再認識する中で、この地元の産業、観光がこけたら村全部終わっちゃったじゃあ、本当に大変だということが今回のコロナで強く感じたところでもありますけども、違う財布も何とか稼げるような、そんなふうにしていかなければならないということ改めて感じたところでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） これで私の議員生活で最後の一般質問を終わりたいと思います。

このように、私が村に関わるような、村のことに関心を持つようになりましたのが、飯森の焼却炉建設——ごみ焼却ですね——であります。

私がそれに反対した理由が2つありまして、1つは、長野オリンピックを見て、ここがきれいな村だって、それで私が当時やっていた英会話教室の求人広告を見て応募してきたのが夫なんですけど、夫に、ここはカエルが多いと、すごくカエルが多いと驚かれたんです。カエルはきれいな空気のところしか生きていけないんだと、すごく大切なんだ、それがすごく印象に残ってまして。ああ、これは守っていかなきゃいけないんだ、白馬のこれからの子供たちのために守っていかなきゃ駄目なんだって、そこがすごく一番思ったことと、もう一つ、青木湖から佐野坂に入りまして、どんと盆地になっているわけなんですけど、そこに60メートル弱の煙突を立てても、多分ガスはこの盆地から出ていかないだろうと。そうなると、もしかしたら雪が降らなくなるかもしれない、そんな懸念がありました。それで、私は大きく反対したわけでありまして。その活動を通して、亡くなられました渡辺俊夫さんを知るようになったわけでありまして。渡辺さんに推していただいて、この場に立つことができました。

添付の省エネ新聞なんですけど、私、これ、4年前の信大がやっているプロフェッショナルゼミというのに参加したときの参加前の事前課題で、こういうのを書きなさい、何か自分の課題。5年後にはこうなっているよみたいな未来新聞を書きなさいということで、課題で書いたんですけど、そのときに地域交通のこと、村バスの会というのをたまたまやってみまして、それを題材に挙げたんですけど、そこをちょっともう一つ前進させて、再エネでバスを走らせるのはどうかなというふうに思

って書いたわけなんです。

それで、私は自分のオリジナルだと思っていたんですがこれ、考えてみたら、渡辺さんが昔、生きてられた頃、よく私におっしゃってくださったことで、本当にこうやって今考えてみるに、渡辺さんがおっしゃっていたことは、今、少しずつ現実になってきているなという感想を持ちました。そして、改めて、夢やビジョンを持つこと、描くことの大切さというのを渡辺さんがから教わりました。

同時に、私をこの議会に押し上げていただいた方にも深くお礼を申し上げたいと思います。皆さんのおかげで、ばあちゃんの眠る大切な白馬について、一生懸命考える時間を与えていただいたと、そう思っております。

最後になりますけれども、一昨年、鬼籍に入りました父が、ここにいる役場の皆さん、OBの方も含めてですけれども、とても助けられたと、ありがたいと言っておりました。父は、ちょっと言葉は悪いんですが、やんどもと言っておりました、やんどもは本当に一生懸命やってくれる、ありがたい、そう言っておりました。これは、当然、ジャンプ台のことですとかスキー大会のことですけれども、本当に——それでは何か皆さん、たくさんお酒を飲まされて体を壊したというようなことも聞いて、申し訳ないなという思いもありますけれども。それで、本当に生前よく私にそういうことを話してくれました。ここで、父に代わり、感謝を述べたいと思います。本当にありがとうございました。

皆さんが思ったような議員活動ができなかったかもしれませんが、これで最後とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上です。（拍手）

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。今回の質問事項、一つだけであります。令和3年度の取組についてであります。

早速、質問の要旨に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大に収束が見えない中、令和3年度予算執行の時期となりました。

コロナ禍による、観光立村白馬の経済的損失は甚大と言わざるを得ません。村民と共にこの難局を乗り越えていくために、行政の果たす役割は極めて重たいものがあります。

令和3年度は、第5次総合計画後期計画が、総合戦略と統合してのスタートとなりますが、各課の後半に向けての課題や対策を念頭に答弁いただければと思います。次のことについて伺います。

(1) 第2期の総合戦略がスタートしています。国の総合戦略であります。国は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生の取組を求めています。考えを伺います。

(2) 地方創生推進交付金の使い道として、全国的なモデルとなる事業を支援とあるが考えを伺います。

(3) 第5次総合計画後期計画の中に、自治体行政に期待されるSDGsの取組について、第5章として追加されているが、予算を計上されている事業はあるのかを伺います。

(4) 国は、コロナ禍により孤立、孤独問題に対応するため、多角的なコロナ対策に乗り出しました。村としても早急に専用窓口を開設すべきと思いますが、考えを伺います。

(5) 多文化共生支援システムの進捗状況をお伺いをいたします。

(6) 将来に向かっての、小学校区と地域コミュニティの存続について、現在の考えを伺います。

以上、6点よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員から、令和3年度の取組について、6項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

なお、最後の項目につきましては、教育長より答弁をさせますので、よろしくお願ひをします。

1点目の新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生への取組の考え方についてお答えをいたします。

国では、感染症にも経済危機にも強い、強靱かつ自律的な地域経済の構築に向けて、自治体が地方創生臨時交付金を活用して取組むことが期待される20の政策分野を地域未来構想20と例示いたしました。さらに、これらの取組を推進するためには、各分野に関心のある自治体、各分野の課題解決に向けたスキルを有する専門家、関連施策を所管する府省庁の連携が重要だと考え、第三者の連携を図るための官民プラットフォーム地域未来構想20のオープンラボを開設をしました。

併せて、地方創生臨時交付金の活用事例や活用状況を広く紹介する地方創生臨時交付金ポータルサイト（地方創生図鑑）を公開をし、好事例の見える化と横展開を図ることとしております。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて、内閣府はSDGs（持続可能な開発目標）を原動力とした地方創生を推進をしており、これらを共通言語として活用することで、地方創生の課題解決が一層促進されることを期待をしており、本村といたしましても、この考え方に基づき地方創生を推進をしてまいりたいと考えます。

2点目の全国的なモデルとなる事業支援についての考えについてをお答えをいたします。

令和2年度より地方創生推進交付金、Society 5.0タイプが新設をされ、この制度につき

ましては、地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を国が支援をしていくといった制度になります。

この制度の活用方法につきましては、AIの活用やIoT、スマートモビリティによる生活交通や物流、自動運転、ドローンの活用、遠隔医療、小型電動モビリティ等が考えられます。本村にいたしましても、行政運営の中で抱える課題解決に向け、今後取り組むべき事業について財源と調整を図りつつ、効果的な方法を検討をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の自治体行政に期待されるSDGsの取組について予算を計上をしている事業があるかについてをお答えします。

第5次総合計画後期計画に記載をしていますとおり、基本構想に掲げられている基本理念「白馬村の豊かさとは何か・多様であることから交流し学びあい成長する村」の実現に向けて取組んでいくために示されている四つの目標と、それに向かって取り組むべき方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標と、スケールは違うものの、持続可能な社会を目指すという方向性は同様であることから、本計画の推進と図ることでSDGsの目標達成を資するものと考えています。

このため、第5次総合計画後期計画の施策とSDGsの17の目標の関係につきましては、計画の中で表示をしております。

また、令和3年度当初予算編成方針でも、新たな時代を見据え、村政運営の基本となる白馬村第5次総合計画後期計画に掲げる基本理念の実現に向けた事業を推進をしていくこととしていることから、すなわち、令和3年度の予算編成全てがSDGsを意識をした取組という考え方です。

あえて、具体的なSDGsを意識をした各課の代表的な事業を申し上げますと、総務課では地球温暖化対策事業、コミュニティ推進事業、情報化対策事業、防災事業。観光課では地方創生推進交付金事業、21観光戦略事業、商工振興事業。農政課では犬川用水電動ゲートの設置・小水力発電事業。健康福祉課では保健予防事業、地域包括支援センター・地域支援事業、地域生活支援事業。建設課では道路改良事業、都市計画マスタープラン策定事業、住宅事業。上下水道課では合併浄化槽整備事業。住民課ではじんかい処理事業、後期高齢者医療事業、公衆トイレ管理事業。教育課では北小学校教育振興事業・南小学校教育振興事業・中学校教育振興事業、スクールバス運行事業。生涯学習スポーツ課では保健体育一般事業、図書館事業、公民館一般事業。子育て支援課では子育て支援事業、児童手当等給付事業、しろうま保育園運営事業といえます。

4点目の村として早急に相談の専門窓口を開設すべきとの考えについて、お答えをいたします。

少子高齢化の進行や人口減少に伴い、人とのつながりが希薄化している中、世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、外出や人と触れ合う機会がますます少なくなり、孤独や孤立による自殺や、子供の貧困などの問題が一層顕在化しております。

この状況の中、政府は2月19日に、このような各省庁にまたがる問題に横断的に対応するため、

孤独・孤立対策担当室を内閣官房に新設をいたしました。これにより、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動を推進をしていくこととしております。

白馬村では、高齢者人口の特に75歳以上の人口は今後増え続けると予想され、核家族化の進行による高齢者のみの世帯、また配偶者を亡くし、ひとり暮らしになった世帯も増加しております。

また、コロナ禍で外出を控える傾向があり、そのため人と話す機会が少なくなり、健康面においても影響が心配をされております。

子供や高齢者、障がい者などが抱える問題については、社会情勢の変化とともに、複雑化・複合化していることもあり、関係する各課において相互に情報の共有を図りつつ、県が実施する相談支援事業や、民生児童委員などの組織との連携をして対応しているところであります。

そのようなことから、ご質問の専用窓口の開設につきましては、村の規模から見ますと、専用窓口の設置し、専門職員を配置することは困難であると考えておりますし、必要に応じ、緊密な連携も現状ではとれておりませんので、各担当部署において相談や対象者の発見を行ない、関係機関で協力をしながら取組んでまいりたいと考えております。

5点前の多文化共生支援システムの進捗状況に関するご質問ですが、まず支援サイトにつきましては、10月下旬にサイト構築作業が終了し、既に11月中旬から公開しております。

支援サイトに掲載する各種の情報につきましては、8月の定例課長会議で担当する税務課から、掲載情報の基本方針や、優しい日本語表記などの掲載上のルールについて全庁的な統一が図られ、各担当課において掲載情報を作成をしてまいりました。

サイトは、行政サービス、防災関連、白馬村のルールの三つを柱に、日本語を含め11か国語が翻訳表示されるようになっております。12月から1月の2か月間のホームページのアクセス件数は5,906件で、同じ時期の白馬村ホームページ英語版のアクセスの件数257件を大きく上回っている状況であります。

次に、外国人所有の不動産のデータベースシステムですが、11月末にシステム構築が完了し、村が持つ固定資産課税台帳情報や、法務局からの不動産登記情報の入力作業を税務課において鋭意進めております。また、今後は、システム化された多文化共生支援員からの提供情報を付加して、データベースの充実を図っていくこととしております。

私からの質問に対しての答弁とさせていただきます。

すいません。先ほどの専用窓口の開設につきまして緊密な連携も現状では取れておりませんと答弁をいたしました。現状では取れておりますので訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 引き続き答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 将来に向かっての小学校区と地域コミュニティーの存続について、現在の考えとご質問ですが、今年度、各学校で学校運営協議会を設置をしました。

学校運営協議会は、学校と保護者や地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、

協働しながら子供の成長を支える趣旨で設けたものであります。また、小学校は児童の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しており、防災、地域の交流の場など様々な機能を持ち合わせております。

教育委員会としましては、学校をよりよくすることを目的とした地域との連携によって、地域の活力が高まり、地域がよくなれば、学校への支援が強力になるという好循環を形成したいと考えております。

ご質問の令和3年度の取組として、小学校区及び地域コミュニティの存続については考えておりませんが、現在、地域の特性に応じた、子供たちにとってよりよい学校教育の在り方と方策について、学校あり方検討委員会で議論をしていただいております。

その答申を受けまして、本村における教育の振興のための施策に関する基本計画を策定してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ありがとうございます。国は、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略っていうのが、もう今年から始まっているということで、だけれども、このコロナの感染症が発生したということでもって総合戦略というものを改定をしております。これからその改定した内容っていうのは、まあちょっと大分複雑なところがありますので難しいところがちょっと省いたといたしましても、先ほど答弁の中にSocietyっていう、そういう言葉が出てきました。この五つの目標値いうところが、特に脱炭素社会の実現に向けた取組というところで、白馬の今取組んでいるところに、まさにマッチした第1項の五つの項目だというように思います。

その中に、特に脱炭素社会の実現に向けた取組ということで、地方にとってのSDGsの実現などの持続可能なまちづくりということで、白馬の場合は、これをどちらかというと脱炭素社会の実現、そっちのほうが優先しているんですけども、国の場合は一つというように考えているのではないかと私は思います。そのところを改正をしているというところで、再質問の中で交通整理ができればいいんですけども、まだ両方ごっちゃ混ぜになったら申し訳ないと思いますけれども、この地方創生施策による脱炭素社会実現に向けた取組というところで再質問をしていきたいというように思います。

先ほど、施策の方針というようにところで、地方創生SDGsの実現の持続可能なまちづくりっていうところがちょっと答えていただいたんですけども、特にこのSDGs未来都市モデル事業っていうのが、去年、去年、一昨年ですか、それが始まっているわけでありまして。それで村として、このSDGs未来都市モデル事業っていうのを、今まで募集に参加したことがあるのか、そのところからちょっと説明をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまご質問いただいた事業については、村のほうで手を挙げたということはございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今までは募集に挑戦したことはなかったというところで、答弁だったということと思います。今年も、このSDG s 未来都市モデル事業っていうのは募集をしたんですけど、この3月1日でもって閉め切っているというようなところで、これからSDG s も、総合計画の中に入ったことですので、ぜひ次年度にこの募集に、モデル事業の募集にもうぜひ参加していただきたいというように思うわけであります。

これはある程度、この募集に参加することによって、このSDG s の未来都市自治体SDG s モデル事業というようなところで採択されれば、隣の大町市が昨年この未来都市の自治体というところで認められてSDG s の活動をさらに活発にしているというようなところで、隣では始まったというところでもあります。これもかなり挑戦し認められれば脱炭素社会に向けた施策の方向性というところがかなり進んでいくのではないかというように思うわけであります。ぜひ来年度において、この炭素SDG s の未来自治体の募集にも参加していただいて、脱炭素社会の実現に向けて頑張りたいなというように思うわけであります。

白馬村のそのSDG s の取組というところは、民間のほうでいろいろ頑張ってるところがあります。例えば、要望書が出るかと思えますけれども、白馬村SDG s の学習旅行という集まりがあるわけでありますけれども、そこんこのメンバー、それからSDG s L a b という名前のところがあります。それから、白馬バレーのほうもSDG s の活動を行なっているということで、環境を守る観光の提示に白馬バレーツーリズムがSDG s のビジョンというものを定めたというようなところがあります。

このように民間のほうが何となく、この取組については先行してるのではないかというように思ってますけれども、ぜひこの民間の方々と村とタイアップしました、このSDG s のこの取組というものをやってほしいと思うわけですが、この取組っていうものをまとまって、一つにまとまって対応していくっていう考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、SDG s の中で、田中議員からは脱炭素を特にフォーカスされてご質問されておりますが、村としては村長の答弁にもございましたとおり、17の開発目標というのは全ての業務に関わってくると考えておりますので、今言われた脱炭素という部分では、既に幾つかの団体とも協力をさせていただき、一緒にやりましょうというお話もさせていただいているところです。

それぞれの項目について、民間と一緒にやってくるのかどうかというところは、今後また検討して

いきたいと思いますけども、議員が特におっしゃっている脱炭素につきましては、現在、再生可能エネルギーの更新に向けた協議会というものを立ち上げておまして、そこでの議論にも今言われた方も構成として入っておりますので、全く影響力はしていないというところではないとは思いますが、できるだけ横展開できるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今年度予算にゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて具体的な行動計画を策定するという事業に、この600万余りを使うということでもありますけれども、基本計画というようなそういう意味合いでよろしいのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、結論から申しますと、そういうふうに捉えていただいて結構かと思えます。

準備会の中でも、まずは正確な実数値の把握、それとどのように活用していくのかという点については、協議会のほうに移行してまとめていくという作業になりますので、一つは調査業務を進めるのと協議会での議論を進めるという同時並行で進めてまいりますので、調査業務につきましては協議会にお諮りをした後、協議会自体で全体をまとめていくというふうに捉えていただければ結構かと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 先ほど、学習旅行というところをちょっと出したんですけども、この人たちにしても、ぜひ、計画もある程度、こういうSDGsの計画っていうものも作っていただいて進めてほしいっていう、そういう希望もあるみたいです。その中に今の計画、今、総務課長がおっしゃった、この計画ですよね、その中にSDGsの取組ということも一緒になって計画を作ったらどうかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 再生可能エネルギーという部分でいろいろなご意見等を伺うということであれば、意見を伺うことは考えられると思いますけども、ちょっとこの関わり方を、相手方のほうもどこまでを意識しているのかという部分を確認しないといけないと思いますので、ちょっと、この場での明言は避けさせていただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ごもっともだというように思いますけれども、ぜひ、繰り返すようですけども、SDGsの実現の持続的なまちづくりというのは、脱炭素ばかりじゃないというようなところでもって、経済、社会、環境と、この3側面をSDGsも言ってるわけでもありますけど、脱炭

素のほうも、まあ多分環境のとこだというように思いますけど、もう全体的にある程度考えていくってということも、で、その計画を作るっていうことが大切なことではないかなっていうように考えるわけでありませう。

そうならば、ぜひ計画のところはそのようなお答えでありますけれども、ぜひ学習旅行の皆さんにしてみれば、役場の中に窓口を作ってほしいということをおっしゃっています。できれば担当職員ということか、担当職員がどこになるのか分かりませうけれども、企画課になるのかどうか分かりませうけれども、SDG sの窓口というところを設けたらどうかと思いますけど、その点はどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほど来の答弁とまた重複しますけれども、SDG sの17の目標がありますので、例えば脱炭素というところについて担当は誰だということであれば、ある程度のお話はできると思うんですけども、SDG sそのものをということになれば、元々その17の開発目標一個一個を意識してという部分で考えると、そのSDG sの取り組み方というのは果たしていかかという学者さんもいらっしやいます。ですので、もともと念頭に入れながら、いわゆるSDG sに取り組むというところで考えると、どの課も担当ということになりますので、その点につきましては、具体的にどういう項目についてというお尋ねをいただければ、総務を窓口として紹介のほうはさせていただきますというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） これでSDG sのところは最後の質問にしたいというふうに思いますけれども、ある程度、全国でもかなりこのSDG sのモデル事業として先進地というのがあります。名前を言いませんけど、岡山県のある市でありますけれども、きちっとして、このSDG sの17の項目全てにおいて基本計画というものを策定して、それで一つ一つ対応してるというところが、市があります。それで、ホームページを見てみると、かなり白馬よりもいろんな面で進んでいるようなところが見受けられるということでもあります。これからだんだんと多分この白馬村も、この17の項目について全てを一つ一つ計画を作っていくところが出てくるのではないかとというように期待するわけでありませう。答弁は結構ですけれども、ぜひそのような取組っていうものを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから次に、相談窓口のところでもあります。今コロナ禍でもって、かなり世界の人々がいろいろ悩んでることが多いというところで、非常に追い詰められてる方が世界でも多いというふうに聞きます。ほで、日本もそうですし県でもそうです。長野県でもそうです。白馬の実態というものは、まだ私の耳に入ってきませうけれども、かなりコロナに対して非常に悩んでる方が多いのではないかとというふうに思います。

特に長野県の中でも、いろんな追い詰められてる方の行動に出るようなところが非常に多く見

受けられるというようなところであります。ぜひコロナに対する窓口っていうものを、一本電話でも一つそういうとこに設置して交通整理、振り分ける作業する人でいいと思うんですけども、その考えはないというんですが、この今のこの時期、これからさらにコロナ禍の関係で厳しさを増してくるような、住民が多く出てくるのではないかと思うんですけども、ぜひ相談窓口、交通整理をする方でもいいですので、その方を設置してほしいなというように思いますが、その点はどうですか、もう一度聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） この関係については先ほど、考えとしては村長答弁にあったとおりでございますが、実際、こういった孤立ですとか孤独を感じてる方が村内においてどのぐらいいらっしゃるかっていうデータとして持っているものはございませんが、コロナ禍において、そういったことを感じる方がもしいらっしゃれば健康福祉課のほうで相談にはもちろん乗りますし、専用窓口ということで、どこにそういった担当を置けばいいのかっていうところはまた考えてはいきますが、とりあえずはそれぞれご相談いただければ振り分け等はそれぞれの課で担当者につながりということはやっていくんだろうというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 社協のほうか健康福祉課のほうということで今課長がおっしゃったんですけど、ぜひ交通整理をしていただきたい、経済的なところ、もしあったら観光課というようなことがありますし、税務課もありますし、健康的なところ、精神的なところっていうのは社協であったり、健康福祉課であったりだというふうに思いますので、ぜひ電話来た時には丁寧に、ご丁寧に電話対応をしていただきたい。分かりませんので言うんじゃないで、この課が担当だと思えますのでそちらのほうへお願いしますというようなことで丁寧な対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから次に、先ほどきちっと税務課のほうでも答えていただいたんですけど、多文化共生支援システムです。ほで、私もこのホームページを見て本当にきちっと説明をされているというようなところで、先ほど5,000件を超えるようなアクセスがあったというようなところで、非常にインパクトがあったのではないかとこのように思います。ほで、このところに関しては議会の中でも割れたところでもありますので、ぜひそういう意味合いのところでの考えをいただいて、このシステムのところをきちっと対応していただきたい。

ほで、先ほど村長の挨拶の中で非常に厳しい経済状況の中で予算編成をしなければいけなかったというようなところで、どうしても税収増っていうようなところが財源がなかったら何もできない話ですので、ここで外国人の方々にもぜひご理解いただきながら税の徴収をきちっとお願ひしたいと思うんですか、税務課長どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 税務課としましては、外国人に限らず、公平公正な賦課徴収に努めていくと、それが基本でありますので、そのことをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、6番のところであります。再質問でありますけれども、本当に子供が少なくなっていて、特に白馬南小学校の場合なんかは存続ちゅうのがだんだんと危ぶまれてきてるといふようなところで、先ほども同僚議員が質問したわけであります。長い120年か130年ぐらいの歴史ある白馬南小学校でありますけれども、小学校の、小学校区として神城地区が発展してきたといふようなところであります。これが将来的にすぐではないと教育委員会ではおっしゃってますけれども、できる限り20年、30年後どうなるか分かりませんが、そのところまでどうにか存続してほしい、そのためにはそれ以上存続は本当もちろん望むわけでありますけれども、特にこの空き家対策のところ、どうにか神城地区のほうに人口が入ってきてほしいといふところがまず一番の解決策なんではないかというように思います。

以前に私も、この空き家バンクっていうようなところを質問をしたわけでありますけれども、村では、この空き家バンクの制度をまだ持ってないといふようなところで、ぜひこの空き家バンクっていうものを村でも設置してほしいなっていうように思うわけであります。不動産業者のほうに頼るのではなくて作ってほしいと。

ほで、私の住んでる飯田地区にしても、本当にこのあと10年後、20年後ってなればもう一気に空き家になるだろうなっていう家がいっぱいあります。飯田でさえもそうなってるのでありながらも、よその地区、北城地区も多分あると思いますけれども、非常に区としても危機感を覚えているといふようなところであります。そういう意味合いおいて家が大き過ぎて借りづらいついていふようなところもあるかもしれないんですけど、村として人口対策といふような意味で空き家バンクの設置といふようなところは大事なところではないかなと思うんですけど、その点はどうか。どなたがお答えいただけるかどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、空き家バンクの質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

よその自治体での空き家バンクという話もちろん、こちらのほうでも理解をしておりますし、お話を伺うと空き家バンクの登録はしてもらってはいるんですけども、実際に、ほとんどは不動産会社に丸投げで、維持管理のところの経費もかかっているといふようなお話も伺っています。その一方で、今回のコロナ禍における一極集中の、都市部への一極集中、これについては見直しを図るのが地方創生、新たな地方創生の取組として、テレワークであったりとか、働き方改革というのが言われておりますので、この要素の一つとして地方への移住ということは、これから拍車がかか

ってくるだろうというふうにも思っております。それが空き家バンクとうまくマッチングをするのかどうなのか、いわゆるニーズとして新たな居住の地を求めてくるのか、それとも住むだけでいいのか、その辺については少し状況判断は必要かなというふうには考えておりますので、現時点ではその空き家バンクとしての登録をするかどうかということについてはお答えは控えたいと思っておりますけれども、地方への移住やテレワークによるいわゆる居住地の移動というのは考えられる部分ありますので、その辺については取組として進めていきたいという考えでおります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 分かりました。ひと、まち・ひと・しごとですか、そんなところで、それが地方創生の基本なんでありましてけれども、ぜひ人口増のところをお願いをしたいなというように思います。

国のほうもある程度、ちょっと方向転換じゃないですけども、人口については関係人口っていうような言葉が最近国のほうでも言い出しました。これからも関係人口っていうようなところが一つのポイントになるのではないかなというように思います。ぜひ南小学校の存続について、学校の存続についてぜひご尽力を願いたいというように思います。

それでは、以上でこの大体の質問は終わらせていただきますけれども、大体っていうか、通告した質問に対しての再質問は終わりたいというように思います。

財源のない総合計画ですけども、財源の裏づけのない計画っていうのは単なる絵に描いた餅だというような、市の首長がおっしゃってるところがあります。非常に厳しい中でもって財源確保は難しいところではあるかと思っておりますけれども、これからの総合計画においては財源の裏づけっていうのをきちっととって、これから対応していただきたいなというように思います。

それでは、今まで私が一般質問してきた中で非常に気にしたことが幾つか、幾つかあります。そんなところを簡単にお答え願いたいというように思います。

まず初めに、水道ビジョンでありますけれども、非常に老朽化をした上水道に関しては非常に私も危惧していたところでありまして、何回も何回もこのことについて布設替えのところは質問してきたわけでありまして。これからの水道ビジョンについて、どなたか課長、上下水道課長になりますか、お答え願いたいと思うんですが。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長、お答えできますでしょうか。

上下水道課長（酒井洋君） 具体的に通告があればもう少し丁寧なお答えできたかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思っております。

水道の関係でございますけれども、水道は生活とか産業を支える本当に基本的な社会資本であるということでありまして、安心安全に安定的に水を供給するということが、また、そういった使われた水を適正に処理して自然に戻してやるということが上下水道課の非常に大きな使命であろうかと

思います。

田中議員も参加していただいて作成いたしました、平成28年に策定いたしました水道ビジョンです、それにおける課題とか実現の方策とか達成目標等々示させていただいたものでございます。何とか今年度もそういった具体的な個別な計画に対しましていろいろ準備を進めまして、管渠につきましては向こう10年間の個別の更新の計画というものをまとめて順次進めていく予定でございます。

また、懸案となっております二股浄水場の更新につきましても、簡易耐震診断やりましたら、やはりレベル2では若干損傷を受ける可能性があるというような結果が出ておりますので、更新の方法につきましては幾つかパターンを想定し、現在も水道課に所属した職員等で専門員会での打ち合せも行ない、また、課長会議等にも情報提供をして議論を進めていく準備を進めて、いずれにしても村にとって最適な更新が行なわれるように引き続き議論を進めていくというような段取りになっておりますので、その辺きっちり段階を追って進めていくという状況になっているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めあと10分です。質問ありませんか。

第10番（田中榮一君） もう神北合併してもう60年以上なるわけでありましてけれども、その当時布設替えをした管路ですか、非常に神城断層地震の時にも痛めつけられているのではないかとということで、漏水も激しいというようなところであります。ぜひ毎年毎年一定の金額を投入して地道にこつこつと、この布設替えというのは進めてほしいなというように思います。

あと、健康的なところで、私も何度かいろいろ質問をしまして。農水産、食育のところでちょっとお聞きをしたいと思います。

農林水産省が学校給食の地産地消の取組推進などを盛り込んだ第4次食育推進計画の案を公表しております。

議長（北澤禎二郎君） 田中議員、通告に従って、通告に関連ある質問をぜひ絞っていただきたいと思うんですけど。

第10番（田中榮一君） 先ほど私が冒頭で各課の後半に向けての課題や対策っていうようなところで話しておりますので、それに関連づけて話しているところであります。議長、よろしいですか、いいですか。

議長（北澤禎二郎君） はい。

第10番（田中榮一君） 駄目っていうならやめちゃいますけど。じゃあお許しをいただいたということで。

非常に健康というようなところでもって大事なところだというように思います。じゃあ一つだけ

教育委員会にお聞きをします。給食センターっていうのは、食育の拠点というような位置づけで造ったというようなところが竣工した後の文書の中にも残ってるわけでありましてけれども、これから来年度に向けて食育推進計画っていうのが作られていくわけでありましてけれども、教育委員会の食の拠点としての取組というようなところは、これからどう考えていくのかっていうところをお聞きしたいというように思います。

議長（北澤禎二郎君） お答えできたらお願いします。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 食育基本計画ですとか、食育計画に沿ってということで、給食センターどのような役割かという部分かと思えます。

今給食センターには栄養教諭ということで、小中の給食の栄養管理、食の指導、そういったものを総合的に管理する職員がおりますので、その者の指導によって行なっておりますが、食育計画の中では小学生の生活習慣病の予防というような部分もございますので、そういった件については健康福祉課と連携を取りながら、また、地産地消の進め方については地場産のものをどう受け入れていくかということについては、農政課と連携を取りながらということで、食育計画については教育課が作成するものではございませんけれども、そういった各課と連携を取りながら、その拠点になるところというところで給食センターのほうは役割を果たしていきたいというように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ありがとうございます。それでは最後になります。ちょっと私の今までの思っているようなところをちょっと聞いていただきたいというように思いますけれども、私の議員生活12年の中で印象に残ったことっていうのは、やはり東日本大震災の発生で、この3月11日で10年目となるということで、新聞紙上、マスコミ等も連日この報道をしているわけがあります。いまだにまだ多くの方がふるさとに帰れないで、帰ることができないような状態にいるわけでありまして。早く帰れるような状態になってほしいというのは日本国民全員の願いであるのかなというように思っております。

その3年後に、この平成26年に発生した神城断層地震のこの二つで経験したのがこの二つであります。特に堀之内、三日市場の皆さんは大変な思いをされたというようなところで、今でも鮮明に記憶に強く脳裏に焼きついております。

そのことは震災の当日でありますけれども、村長をトップに震災兆候に立ち上げた災害対策本部の対応であります。本当にあれは見事でした。あの行動はぜひ後半職員にしっかり受け継いでいくことを切に願っております。

それと、その時受け取ったふるさと帰れない状態が続いている気仙沼市民の皆さんや、福島県富岡町の富岡小学校の4年生の児童の皆さんからの励ましの手紙であります。これは忘れることができません。人の優しさを強く感じた文面でありました。3億近い日赤義援金等を受けた恩は決して

忘れてはならないと思っております。議員生活、貴重な多くの経験をさせていただきました。

今定例会の冒頭、村長は、計画している図書館建設基本計画の見直しを議会に示しました。建設の思いは私も同じ思いであります。図書館検討委員会の報告書を見ると、新しい図書館はみんなの道しるべ、新図書館を物心両面で利用しやすい村民の同情的な存在として位置づけ、平穏な時には休憩所や目標となり、迷った時にはとても頼りになる存在、そんな図書館になってほしいとつづられております。同感であります。

コロナ禍にある今まさに、このような図書館が必要なのではないのでしょうか。七、八百年前の方丈記、徒然草、枕草子等を今読んでも励まされることがたくさんあります。人類歴史の中、何度となく押し寄せた感染症や災害に人々が様々な本と出会い、共に立ち向かい生き抜いてきたのではないかとこのように思います。新しい図書館で読み聞かせをする母子の姿を思い描いただけでも安らぎ感を覚えます。財源確保が難しい現状でありますけれども、村長任期中に何とか建設のめどが立つようにご努力を願いたいというように思います。

しめとして、毅然とコロナ禍の難局打破に立ち向かう村長の決意をお伺いをいたしまして、私の議場での最後の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から通告外の質問をされましたけども、激励をいただいたり、そしてまた、今コロナ禍の中で本当に白馬村住民、そしてまた事業者、大変な状況であります。そんな中で何とかこのコロナ禍を乗り切って、乗り切った先には必ず明るい日が見えてくるというふうに私は確信をしているところであります。

その中でたびたび私から村長メッセージとして発信をしております、手洗い、そしてマスク、人にうつさない、うつらない、こういったことをしっかりと村民の皆さんに励行していただいて、今はちょっと落ち着いているわけではありますが、またいつ発生するか分かりませんので、そんなことをまた村民にも発信をしながら、その先には必ずすばらしい白馬があるということを確認して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうか議員の皆さんからも、ぜひご支援をお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。それでは、一般質問、通告書に従いまして質問をして

まいりますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による危機管理対策と今後の経済再生について伺ってまいります。

昨年からの新型コロナウイルス感染症対策として、国では感染拡大の防止対策の緊急事態宣言により、一時的にとまってしまった経済再生対策をそれぞれ行なってきました。

しかし、年末より当村においても、第3波による当感染症の罹患者が延べ100人余り出てしまい、現在も終息には至っていません。この通告書を出したときには、2週間ほど前だったので、今日までのところで行きますと、県内、白馬村も含めて感染者は出てないという状況であります。

また、白馬村民で運が悪くてこの感染症に感染してしまった方へのお見舞いを改めて申し上げます。

全国的な感染拡大に伴い、国による11都府県へ向けて2回目の緊急事態宣言の発出や県からの医療非常事態宣言、白馬村へは感染警戒レベル5が発生され、スキーシーズン真っただ中の観光産業へ大きなダメージを与える状況となってしまいました。

この感染症が発生し、1回目の緊急事態宣言が出された第1波の頃より、第2波、あるいは第3波が年末年始を中心に蔓延していくことが、感染学会でも予想されていました。

この間、ウイルスの感染メカニズムや予防対策、あるいは予防対策もある程度は解析され、ワクチンの開発も進められてきました。今はそれなりに収まりはしているものの、今後変異ウイルスの蔓延も懸念されています。

村民の命を守る行政として、今まで行なってきた新型コロナウイルス感染症対策について、今後の状況もかなり十分検証していくべきと考えます。

さらなる拡大を防止していくため、国や県の指導を仰ぎ、どう取り組んでいくかを伺います。

また、観光立村としてコロナ禍と向き合いながら、経済をどう回していくかについても伺います。

1、新型コロナウイルス感染症について、事前に想定していた対応策は取れていたか、具体的に取った行動は何か。また、その対策について効果はあったか。

2、このような疫病の感染状況下で、大規模災害が発生した場合についての対応策はできているか。

3、行政関係者から罹患者が出ました。その指導と対策については、どうなっているか伺います。

4、住民への感染状況について情報が乏しく、不安を抱いていた人も多いと聞きます。個人に関わる部分もありますが、感染状況の情報を今より分かりやすく開示すべきと思いますが、対応は可能か伺います。

5、不要不急の外出の自粛を盛んに呼びかけていました。曖昧な基準であり、分かりにくい。協力要請だけで感染対策にはつながらないのではないかと思います。そういった意見も多く聞かれました。改正された特措法の運用も含め、分かりやすい今後の予防対策について伺います。

昨年からのあらゆるイベントや行事が中止あるいは延期されています。村民へは不景気感を助長し

てしまったと思っています。野外イベントにおいては、次年度はしっかりとした感染予防対策をし、萎縮することなく実行すべきと思うが、その考えはありますか。

7、さきの県への要望において、白馬山麓観光の有史以来の危機に遭遇しているとまで言い表した、観光産業の立て直しについて、現在の状況を詳細に分析、調査し、コロナ禍と向き合いながら、各方面からの意見も伺い、今後の経済対策を早期にまとめるべきと思いますが、その考えはあるか、答弁をよろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員から、新型コロナウイルス感染による危機管理対策と今後の経済再生について、それぞれ答弁をさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルスの感染症対策の行動と、その対策の効果についての答弁をさせていただきますが、新型コロナウイルスの感染者が、中国武漢市で初めて確認されてから既に1年以上が経過をし、世界の感染者は累計で1億1,200万人に達し、死者も249万人を超えました。

国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は、2月24日時点の数字ですが、42万7,467名、死亡者は7,584名となりました。村内では、昨年12月の1日に1例目の陽性者が確認されて以降、これまでに白馬村を居住地として発表のあった陽性者数は106名に上がっております。

村では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、国や県の対応方針等に沿った基本的な感染症対策の徹底ということで、マスクの着用、うがい、手洗い、3密の回避などについて、村ホームページ、行政無線、ケーブルテレビ、広報誌、新聞折り込み等の媒体を使い、情報発信に努めてまいりました。

また、私からは、昨年4月9日以降、14回にわたり村長メッセージとして、感染拡大防止のためのお願いや注意喚起を、その都度行なってきたところであります。

新型コロナウイルスについては、未知のウイルスということもあり、事前の想定等も難しく、世界的な感染拡大のスピードなど、正直、我々の想定をはるかに超える部分がありました。

有効な治療法等が確立されていない中で、まずは一人一人が感染しないように、また感染させないようにと、先ほども申し上げましたが、感染予防対策に取り組んでまいりました。

昨年12月末まで村内において、感染者が一人も出なかったということから判断すれば、村民の皆様のご協力により、一定の効果はあったのではないかと考えております。

しかしながら、本村特有の冬期間のみの就業など、交流人口の増加に伴う感染経路が、エリア的に集中しやすいといった背景を併せ持っていることも如実に表われた結果となりました。こうした点については、今後における対応策に含まれなければならないと感じているところであります。

2点目のこのような疫病の感染状況下で、大規模災害が発生した場合について対応策ができていくかとの質問についてお答えをします。

この状況下での災害の発生については、現在、全国の自治体共通の課題でもあります。

当村は、平成26年の神城断層地震の際に、約1か月にわたり避難所を開設をした経験がありません。

しかしながら、このコロナウイルスの感染拡大により、避難所での感染症対策に対する考え方は改められ、避難所での必要な感染症対策は多岐にわたるようになりました。

例えば、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人員を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も必要と考えます。

また、避難者に対して手洗い、せきエチケット等の基本的な感染症対策を徹底をし、避難所内では十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意をしなければなりません。

このようなこともあり、昨年7月に長野県旅館ホテル組合白馬支部と、白馬村災害時における宿泊施設の臨時避難所使用に関する協定を締結をしたことにより、有事の際には、2次避難所として活用することが可能となりました。

また、避難所には、相応の感染症対策の物品備蓄等も必要になります。すぐに多くの物品をそろえることは、財政面や輸送力、物理的に収納面からも困難ですので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用しながら、物品等の収納のできる防災倉庫を設置させていただき、間仕切りやエアマット等の必要な物品もそろえる予定で進めております。

また、同時に地域との協働での避難所設置訓練や収容人数の点検を踏まえた避難所の見直し等も必要になりますので、今後の課題として取り組みたいと考えます。

3点目の行政関係者から罹患者が出たが、その指導と対策はとの質問についてですが、まずは、役場職員から感染者が発生をし、ご心配をおかけしたことについては、事業者の長としておわびを申し上げます。ただし、その感染経路等について、職員自身に不適切な行動があったものではなく、それぞれ感染予防対策を取った中での罹患であることをご理解を頂きたいと思っております。

村では、全管理者等で組織する新型コロナ感染症白馬村対策本部を、昨年2月に設置以来、23回にわたり会議を開催をし、情報共有や課題についての協議を続けておりますが、その都度、職員に対し感染予防の徹底を指示してまいりました。

3密回避はもちろん、検温の実施とともに、体調不良者へは出勤の停止や、国の感染状況ステージに合わせ、実家が県外にある職員には帰省の自粛を指示をしたり、不要不急の県外移動自粛に、大人数の宴席設営中止など対応してまいりました。

職員からの感染者発生後は改めて、第三者との接触を極力回避すること、不要不急な村外移動への自粛、酒席への参加自粛を求めたところであります。職場の換気の強化も行なっています。

また、感染がいつ、どこで発生してもおかしくないと認識をしており、感染予防には最大限注意をしてまいりますが、万一、職員から感染者が発生しても、悪いのはコロナであり、職員ではないという考え方の下、治療と感染拡大防止を最重要とし、当該職員が罪悪感を感じることなく、復職

ができる職場環境づくりと感染症における業務継続計画による対応により、住民に対して不便をかけないよう努めてまいるところであります。

すみません。ちょっと修正させていただきますが、業務継続計画に沿った対応により、住民に対して不便をかけないよう努めてまいります。

4点目の住民の感染状況についての情報を今より分かりやすくすべきだが対応は可能かについてであります。まさに今回の感染拡大の中で私も非常に頭を悩ませた問題であります。

ご承知のとおり、感染者に係る情報は全て県の管理下にあり、県発表以上の情報は原則、村へも伝達されません。部外秘資料として感染者年齢と入院した医療施設名が知らされるだけなのが実情であります。12月の時点では感染者数も少なく、県からの情報も足りていたところではありますが、1月に入ってから急増時には、住民への感染実態を伝えられないことに、大変もどかしい思いがしたところあります。

例えば、白馬村の場合は、若年層の感染者が非常に多く、無症状または軽症者がほとんどのせいか、療養状況の記載で自宅療養という感染者の発表がとても目立ちました。自宅療養という表現は、あたかも感染発覚前と同じ生活を送っているような印象を与え、住民からも外出に関して、不安の訴えや問合せがあり、私も県へ、自宅療養の実態をしっかりと公に説明していただきたい旨を申し入れたところあります。

村独自の情報発信としては、県への聞き取りの中で何とか特徴的な傾向である、寮生活とか、共同生活という言葉、村長メッセージとして伝えるのがせいぜいという状況でありました。

私としても、興味本位の感染者探しをするためではなく、住民に的確な情報を開示をし、感染予防につなげることがとても大事なことでと考えています。県の発表では、宿泊施設のスタッフでも会社員と発表されたり、自営業従業員と発表されたりしており、様々な臆測を生む要因となっております。

津滝議員がおっしゃるとおり、住民の不安を和らげるような情報開示については、県へ要望をしてまいるとともに、村としてできる範囲で、どんな発表の仕方ができるのか、研究をしてまいりたいと思います。

5点目の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の運用を含めた、今後の予防対策についてお答えをいたしますが、これまで本村における新型コロナウイルス感染症についての対応は、長野県新型コロナウイルス感染症対応方針に基づき準じるものであり、これは長野県新型コロナウイルス感染症対策条例に基づく基本方針であり、また、対応方針の中の新型インフルエンザ等対策特別措置法の根拠規定を記載した取組以外は、県条例に基づく感染症対策として、実施をするものとされています。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により、方針に変更の必要が生じた場合は、都度対応方針の見直しが行なわれました。

そして、今回の特措法の改正では、新型コロナウイルス感染者への対応は、現在進行形でありませんが、国民の命を守るため必要な見直しは、速やかに対応していく必要があり、現行制度の下で取組を進める中で得られた知見や経験を法制度に反映させ、感染の早期収束につなげていくことが重要であり、このような考え方にのっとり、現下の新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高め、より確実な取組を推進するために必要な法改正を行なったものであります。

市町村へは、国から県への通知と併せて法改正の運用について、段階的にQ&Aが示めされ始めており、これまで同様に県と連携を密にして、感染症及び予防対策に取り組みたいと考えます。

また、今回の改正には、発生届の内容や積極的疫学調査の結果の共有について、国、地方自治体間の情報連携がより一層図られることとなる点につきましては、4点目の答弁でも申し上げましたが、当該市町村への情報共有への方法について改善をされることを期待をしております。

6点目の今後における屋外のイベントに対する考え方ですが、津滝議員がおっしゃるとおり、あらゆるイベントや行事が中止または延期ということで、楽しみにされていた方にはご迷惑をおかけしました。

村民の安全と生命を守るという基本的な方針に基づき、クラスター発生リスクが高い換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集集団、間近で会話や発声をする密接場面の3つの密が重ならないよう、村が主催するイベントなどについては、長野県から示された長野県新型コロナウイルス感染症対応方針に基づき、イベントごとに個別に判断をして、開催の可否を決定をしております。

また、村が共催するイベントや実行委員会に参画するイベントについても、県の方針を踏まえ、丁寧に調整をしております。

現時点では、萎縮することなく開催と断言はできませんが、議員がおっしゃるとおり、今後は感染予防対策を施した上で、何とかイベントや行事を開催したいと考えております。

最後に、今後の経済対策についてお答えをいたします。

このコロナ禍がいつ、どのような形で終息をしていくのかは、見通すことができませんので、しばらくはこの状況下で経済活動、白馬村であれば、観光産業を動かしていくこととなります。

そのためには、公的な支援による経済対策が必要であり、これまでもそうでありましたが、今後も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、経済対策を打っていくこととなります。

その具体的な内容につきましては、津滝議員がおっしゃるとおり、状況の把握、各業界団体との対話を経て、交付金実施計画に反映していく必要があると考えています。

現時点では、来年度の交付金額は繰越手続における1億250万円余りについての実施計画を、来年度早々までに作成をする予定ですので、若干時間を頂きたいと存じます。

以上、津滝議員からの新型コロナウイルスの感染に関わる質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 現在進行形のこの疫病、新型コロナウイルス感染症ですが、内閣も非常にこれをどのようにコントロールしながら、特に、2020東京オリンピックであつたりとかということが、目前に迫っているわけですが、国、県でも阿部知事が非常に苦慮しながらいろんな対策を打っておりました。

下川村長も、その下に入りながら、村としては対策を打っていくという形になっているわけですが、どなたがトップリーダーでやられても、このところどういうふうに対応していくかというのは、非常に大変難しい問題だと思います。

ですが、住民の不安とかいったものを取り除いて、安心して暮らせる地域に、日常にしていけるためにどうしていくかということは大事なことなので、そのことについて、もう少し深掘りして聞いていきたいと考えます。

まず、現在までの感染、村内です、白馬村の感染者数、そのうちの重症者、中等者、軽症者、無症状者の数。それから入院者、療養施設者、それから自宅療養者、それから現在の状況というのは、まだ入院されている方がおられるのか、そういうような療養生活を送られている方がおられるのか、健康福祉課長に聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。村内での感染状況等でございますが、先ほど村長答弁にもございましたとおり、県からの情報が非常に限定的で、当初の感染者の発生ということで、プレスリリースされますが、それ以上のところでちょっと分かりかねる部分があります。

長野県内の状況ということで申し上げますと、現在までの感染者数です。2月12日時点でございますが、陽性者の状況は重症者37人、中等症321人、軽症者1,576人、無症状者411人、計2,345人です。

このうち、軽症者と無症状者の方で全体の85%を占めるというような状況でございます。

また、3月2日時点での、県内陽性者実績ですが、2,364名で、うち426名が無症状病原体保有者で、重症の方は現在いらっしゃいません。

あと入院者数ですが、3月の2日時点で、県内で入院している方は10名、自宅療養中の方は2名ということで聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 白馬村の感染者数が分からないんですか。県からは一応出てますよね。白馬村は何人かというのは、分からないですか、感染された方は。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 失礼いたしました。村内の感染者につきましては、村のホームページ

のほうでも公表はさせていただいておりますが、村内を居住地として発表されている感染者の方は、現在106名です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 白馬村でも106人の方が感染されて、内容については福祉課のほうでも、詳細まだ分かってないということですが、それぞれ重症者があったというような話は聞いていませんけども、それなりに皆さん大変だったなというところでもあります。

この数については、現在進行形ですので、現在までの状況かと思えます。

ただ、人口割からすると非常に高い確率で、白馬村感染したということは事実でありますので、これを今後どういうふうに生かしていくかということになるかなと思えます。

それで、観光客も含めて、地元の人たちも含めて、搬送システムです、小谷と白馬で共同で行なうというようなシステムを取っているんですが、この利用者というのはいたのか、いないのか。いた場合には何人ぐらい利用されたのかということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。白馬・小谷新型コロナ受診支援対策協議会というものを組織して、その事業実施しています。

感染疑いのある旅行者の方を宿泊施設から指定医療機関まで、感染対策を施した車両、それから研修を受けたドライバーが送るといようなサービス、14日から実施しております。

これまでのサービス利用した人数は8名いらっしゃいます。季節的にいいますと、10月に2名、それから年末からこれまでに6名の利用がありました。いずれも旅行者とあとはスキー場のスタッフも一部あるんですけども、村内に住所のある方ではありません。

また、このサービスなんですけども、来年度もこのコロナ続くので、継続することを計画しております。継続するに当たっては、これまで旅行者だったんですけども、交通手段持たない住民の方も対象に、このサービス実施しようというような、現在計画しているところでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それから、長野県でレベル5になったときに、いわゆるこの中部地区、平川から松川までの間の飲食店向けにPCR検査を積極的に受けてくれというような通達があって、飲食店関係者、これ希望を取ってやったわけではありますが、何名受けられて、そのうちの何名が陽性患者、だったのかいう数字をお持ちですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。この集中検査につきましては、ウイングのほうで、1月の26日から28日までの3日間行ないました。

希望者については、希望を取りまして211名、検体の採取を行ない、結果8名の陽性者が確認

をされております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この数字も3日間で211人受けて8名の陽性者が出たというのは、私も割合として多かったのか少なかったのか、何とも申し上げられないんですけども、これだけの人数が出たということで、これも次回に、割合としてはある程度高いんじゃないかなと思うんですけども、今後生かしていくべきだろうなと思います。

先ほど、村長答弁にもありましたけれども、自宅療養者に対する対応というのは、非常に苦慮なされたという話なんですけども、県外のところでは、病院に入るに入れなくて、自宅で療養してくれと言っている間に亡くなってしまったりとか、したケースがあったようであります。

そういったときに、自宅療養者には、今後も含めてどのような対応を取っていたのかということと、それからよく酸素飽和度、オキシメータといいますけども、オキシメータと体温をチェックしていると、ある程度病状が変化するのが、早く分かるというようなこと言われています。

村では、この自宅療養者に、こういったオキシメータ等々を配って対応したのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。自宅療養者につきましては、感染者が結局どなたかかっていうものが、村のほうでは分からないというような関係で、県のほうでの対応になると思います。

県では、自宅療養者に対して、独居など、同居家族等による支援を受けることが困難な対象者につきましては、県のほうで食料品など、生活支援物資の提供を行なっております。

また、保健所によります健康観察用に体温計と今おっしゃいましたオキシメータですか、そちらのほうの無償貸与を行なっているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 確かに県で、保健所のほうでいろいろ対応しているというのは、そのとおりだと思うんですけども、管理下に置かれているそのとおりだと思うんですけども、この自宅療養者が無症状で陽性者になっているわけで、そういった人が外に出て、ということはあまりないとは思いますが、それでも食事をしたり、買い物をしたりというようなことがあった場合については、いくらマスクをしていても、どなたが感染しているかというのは、色がついているわけではないので、非常に分かりにくいわけです。

こういうことについて、やっぱり村長答弁にもありましたように、ちゃんと情報が、少なくとも村のほうでちゃんと管理ができていくというようなことが、今後は必要になってくるんじゃないかな。今これをどうこうせえというような話ではないですが、大きな課題だと思います。私は、観光地においては、特に大きな課題だと思います。そこのところをご考慮願いたいなと思います。

それからよく言われることですが、クラスター、集団的に発生してしまうということでもありますけども、白馬村の中でもこの集団的に発生した場所があったように聞いています。

一般的に言われて、一番多いところが老人介護施設だと言われているんですが、幸いに白馬村にある老人介護施設では、クラスターは発生しておりません。今後、老人介護施設で、こういったことのないように対応をしっかりしていただかなきゃいけなど。

というのは、受入れができなくなってしまうと、本当困っちゃうわけですよ。何で困るかというのは当たり前のことで、お分かりになると思うんですけども、やっぱり年配の方がかかってしまうと、重症化していきますし、医療機関もそれで逼迫してしまうということになるわけですから、ここのところの対応策は、どのようなことを取っているのかと、分かる範囲内で結構でございます。答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。それぞれの施設ごとには、国とかがいろいろガイドライン的なものは発信されておりますし、また施設ごとに感染対策ということでマニュアルを策定したりして、日々業務のほうを行なっているかと思っております。

施設内でクラスターが発生しないように、基本的な感染症対策に加え、そのガイドラインに沿って、面会制限ですとか、不要不急の外出の自粛、やむを得ず出た場合には、職員が自宅待機ですとか、そういった対策を取っていただいております。

また、大町保健務所のほうでも、感染対策のチェックということで、各施設のほうに訪問しております。

あと、2月8日から2月の10日にかけて、各介護施設、村内10か所になりますけれども、職員166名に対してPCR検査を実施し、その結果ですけれども、陽性者がいなかったということと、一般的に、重症化リスクの高い高齢者を預かっておりますので、この辺につきましては、ほかよりもかなり注意して、予防を継続していただいているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） やっぱり老人介護施設、それから医療機関も当然その中に入ってくると思いますが、しっかりとガイドラインに基づきながら、多分そこでお仕事なさっている方は相当ストレスをためながらやるということで、家族の中で、もしかしたら、そういうことが出てしまったら、もうその職場には行かれないですし、もし、濃厚接触者になってしまえば、2週間は止められてしまうというようなことがあります。

そのところは、事前に、かからないことが当然一番いいわけですが、その辺の対応もこれからどういうふうにしていくかと、ちなみに来年度の予算では、そういった医療機関等々で、事前に検査ができるような形で予算は取っていただいているみたいなどころもありますので、その辺のところはまた後で、しっかりと聞きたいと思っております。

それから、運悪くというか、感染してしまった人、白馬の中で106人ということなんですけども、世間一般ではよく報道されていることは、後遺症がものすごいと、匂いや味が分からない、味覚障がいになってしまう人、それから精神的にかなりまいってしまって、仕事にも出られないというような人もおられると聞いております。

先ほど、同僚議員が、こういった人たちにもちゃんとした窓口を設けて対応していくべきではないかというような話もありましたが、今後こういったことに対応する予定はないのか、どうなのか、先ほどは対応しないというふうに言っていますが、私は、そういうようにはいかないのかなと思います。そこの辺のところをどういうお考えかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 特に、今、議員さんおっしゃった後遺症とか、あとメンタル的なダメージについては、これはまさしく健康福祉課を中心として対応すべきということで、そういった問合せについては、窓口しっかり対応できるというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 様々なところに、このコロナウイルスは影響を及ぼしてしまっていて、例えば妊娠して、出生、子供が生まれる。ようするに出生者が減少です。

それから、白馬村でもありましたけれども、濃厚感染者が出て児童や生徒などに、学級閉鎖になってしまったりというようなこともありました。

いろんなところに波及していった、納税関係にも減免措置とか、払えなくなったりとかいうこともありましたし、関連するようなことで、上下水道の徴収が落ちてきたとか、それから利用が減った、建設、農業でも同様のことがあると思います。

健康診断も、わざわざ人間ドックに行かないというような人も出てきているというような話も聞きます。

それから、介護いいよと、うちで何とかするからみたいなことで、年寄りも外に出たくない、どこに行っても嫌だからみたいなことで、買い物に行くのもみんな嫌だというようなことも言っていました。

そういうようなことに対して、村はどういうふうに、これから考えていくかということなんです。その中で一番情報というのが、一つ大事なことなのかなと、村長が先ほど言っていましたように、出てくる情報は確かに県から出てくるものだけで、非常に乏しい情報しかないんですけども、少なくとも、聞きよるところの話によると、日本人ではなく、外国人が白馬村の場合は、たくさん感染したのではないかと、というような話も聞いています。

その辺のところ、詳細なところまでは、私求めませんが、村のほうではちゃんと把握しているのかどうなのか、もしくはそういったことを情報として流せるかどうか。

もっと言えば、出てこないから詮索してしまうので、つまらない偽情報、フェイクニュースみた

いな形で、それが蔓延していってしまう。もっと言えば、風評被害になって店が、どうもあの店おかしいぞと、というような閉店しまった店について、あそこじゃねえかというようなことにもなっていっちゃうんです。

ある意味、地区名ぐらいは出してもいいのかなというところがあったりなんかします。もう一度、そのところについてお伺いを、情報の開示です。お伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 先ほど村長答弁したとおり、本当にもどかしい思いをしているというのは現実であります。

本当の実際を話しますと、県からの情報提供は、20代というのは、例えば24歳であるとか、感染指定病院というのは大町市立総合病院だとか、本当にそんな紙ではそんなものしか来ません。

その中でどうしても、私もみたいに、多く発生した場合は、どんな状況であるかということは、一応耳で聞き取るようにだけは県にお願いをして、情報共有、少しだけだけでもするようにしています。

その中でいうと、議員さんおっしゃったとおり、日本の方だけではございません。感染者は、そういったのも白馬の特徴であると考えております。

ただ、それを発表していいかというところ、そこは県からいうと、そこはちょっと勘弁してほしいというような回答がまいりますので、私も村民の問合せの中では、駅周辺買い物も行けないみたいな話があるんだけど、現状を聞くと、全然駅周辺は一人も出てないとか、そういった現状が本当にありました。

そういった中で、先ほども言ったとおり、できる中でどこまで発表できるかというのは、ぜひ県と掛け合っていきたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そういうことで、県のほうとも十分調整を図って、要するに目に見えない不安ということになっちゃうんです。そうすると自分の中で、想像でどうも怪しいということになって、それが現実になっていくということになってしまうので、そこはきちっとした情報をやっぱり、できる限度があると思いますもちろん。ですから、そういう分かる範囲内の情報で構わないので、ちゃんと発表していただければありがたいなというふうに思います。

それから、行政関係者が出たことについては、先ほど村長から謝罪がありましたけども、一番私が気になったのはやっぱり給食センターで出てしまったことであります。それで、給食センターが1週間止まったというようなことですが、そこんところは少し重く考えていただきたいなというところでもあります。

それから、5番目のところの質問で出た特措法なんですけども非常に分かりにくい法律で、これ一般住民に分かりやすいものが多分今後のことで村も考えていくんだろうなというふうに思うんで

すけども、コロナ禍でよく報道になっていた過料、いわゆる罰金の代わりになるものですね。これは誰が調査して誰が徴収するのか、どういう形でやるのか、それから猶予。この人はいいよというようにを言われてるわけですけど、この辺について情報をお持ちであれば教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、特措法の関係のお尋ねの過料の関係についてお答えさせていただきます。

村長の答弁にもありましたとおり、徐々に資料が流れてきているというところでもありますので、現時点ではお答えできる範囲ということでお願いしたいと思います。

国のほうから来ている通知で申し上げますと、いわゆる過料等の通知につきましては、様式でいうと県が対象者に対して通知を出すということになります。特に、この特措法の関係では衆議院のほうでは附帯決議というのがされておりまして、その附帯決議の中では罰則、過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないように慎重に運用すること、さらに不服申立て、その他救済の権利を保障することということで、この救済に関する審査請求の関係については知事の名前で通知は出しますが、審査請求につきましては内閣総理大臣宛に請求をするということになりますので、仮に県に通知が来たとしてもそれを補正して国のほうに出しなさいというのが流れとなっております。

それでは、市町村の責務は何なのかということになりますと、法律下における市町村対策本部の業務の内容とすれば、総合調整という言葉しか実際に出てこないというのが実態であります。

さきに、レベル5の中での行政の活動も市町村の職員も同行していったということもありますので、恐らく実際に法の適用に基づき何らかの行政罰をするときに当たっては、市町村にお話が来るとは思いますが、それは県の対策本部の総合調整の業務のもと市町村が関わっていくということなので現時点では理解をしてるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） これ現在進行形なので、今第3波がようやく終息して3月7日に残っている4都県ですかね、この解除されるかどうかという話なんですけど、また変異ウイルスがあって同じような状況になってしまったときに、やっぱり今言う特措法が今度は関わってくるわけですよ。

そのときに自粛要請も出て、でも俺の店はやりたいみたいなことになったときに、私が申し上げたようなことが今引っかかってくると。ぜひ分かりやすい形で住民に情報を伝えていただきたいなというふうに思います。

時間の関係があるので次聞いていきますけども、イベントについては開催していただけるという方向で考えているということでもあります。既にサッカーとか野球の関係は、屋外でやるものについては入場5,000人くらいのところまで入ってもいいよということになってまして、屋外でやられ

もの白馬で5,000人集めるで相当のイベントになるはずですよ。

ですから、白馬でやる屋外イベントはほぼほぼ何でもオーケーで話に私はなるんじゃないかなと思ってますんで、ぜひそのところは十分感染症対策をして楽しめるものはしっかり楽しんでいただくというところかなというふうに思います。

最後の、やっぱり経済対策のところでも同僚議員も今回いろいろ聞いてはいるわけですけども、一番私はちょっとこれいかなものなのかというふうに思ってることは、今回一番ピークは1月8日、長野県で422人ですから、出たときが一番ピークになってますね。そのとき白馬村も結構出たわけですけども、少しその宿泊業者やスキー場の従業員に対して注意喚起、勧告というんですかね、遅かったんじゃないかと。

ホームページや何か見ると、いつですか2月の頭ぐらいになってようやく何か、1月の終わりか何かそのぐらいにしか出てない。本来だったら11月従業員が入ってくる時にそういう注意勧告をきちっとやってやるべきだったんじゃないかなと私は思うんですが、観光課長どうですかそこ。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今津滝議員おっしゃるとおりなんですけども、冬になれば観光客が当然増加します。それをさばくためには、対応するための従業員・スタッフも増加しなければならない。人が動けば感染の危険度も高まるし拡大の可能性も高まると。この点、観光事業者もそうなんですけども私たち行政としても、観光客の感染対策ここには注力していたんだけど、その受け入れる側、従業員・スタッフ、施設、そこでの感染予防に対する意識が甘かったという結果になってしまいました。この点は村として反省すべき点だというふうに考えております。

またホームページでのお知らせの件、今ご質問にあったんですけれども、実は昨年12月に観光事業者向けに村から、これから本格的なスキーシーズン迎えるので従業員・スタッフ、受け入れる側としての感染予防もしっかりしてねというような、ホームページじゃないんですけど直接団体を通じたメッセージを出しました。

ただそのときに、この1月にHAKUBA VALLEY TOURISMが統一ルールというのを策定したんですけども、そこでより具体的な項目が明示されておりました。村から出した12月の時点でそういうような具体的な項目も明示すべきだったなど。その点も反省しております。

そういった反省、今立ち返りまして感染状況が落ち着いたということで、観光需要の喚起策が動き出しました。それに当たりましては、村からももう一度気を引き締めてください。従業員・スタッフの感染予防その徹底もお願いしますというところを求めたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁を含めあと7分です。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 先ほど渡しました、ここにプリントありました2021、2月2日HAKU BAVALLEY TOURISMからバレーエリアの10スキー場に対しての従業員に対するコメントということで、ちょっと遅かったなということで反省してるということなんで、次回にこうならないようにぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、この疲弊してしまった観光をどういうふうに戻していくかということなんですが、やっぱりなかなか戻らないんだと思います。さっき言ったまだ非常事態宣言発出中でありまして、東京オリンピックがこれどうなるかまだ見えてませんし、今の予定でいけば4月の頭に聖火リレーはやる予定で動いておりますけども、これについても5者会議ですかそういったものがあって、その後検討するというような形になってます。そこら辺りも注視しながら、白馬村としてこれからどういうふうな経済対策を取り組んでいくかということが大事ななと思います。

この間、ある事業者の方とお話したんですけども、今からいろんなことをやっていつお客さんが戻ってくるかという話をしたところ、この夏ははっきり言って無理だろうと。なぜかという、旅行者が今テレワークとかそういったもので動かない状況なんで、これを動かそうとすると相当いろんなものを動かしていかないと動かないので、この夏ぐらいいまでにいろんな印刷物から始まってツアーを動かすというのは非常に大変だということ言ってました。そうすると秋口から冬にかけてが一番本格的に動いてくると。

そのころになると、後段でワクチンの話も出てくるとは思いますけども、ワクチンもどのような形で打たれるかというようなことも見えてきます。そのときまでには白馬村はきちっと経済対策ができて、次の入り込みができるような形にしていくべきだと私は思っています。

そういう中で、幾つかのヒントをあれしたいなというふうに思ってるんですけども、感染予防は当たり前のように、この三密の回避とマスク、手洗いは重要なことです。それから、先ほど言ったワクチン、これは集団免疫ができるようになるために約70%というふうに言われてますが、大事なかなというふうに思います。ぜひ皆さんに打っていただきたいなと思います。

それから、これが最近注目されてるんですけど、抗原検査キットによる初期検査の対応ということで、行政なんかでも既に始めているところもあります。1個大体3,000円、安いところでは1,500円というのがあったりなんかして、3,000円ぐらいで自分でもって鼻の中に綿棒突っ込んでやって検査薬に浸すと15分で分かるというものです。

こういったものを、白馬村旅行関係のところに、例えば陰性検査証明書を出してもらうということじゃなくても、ここの段階でもうチェックできるというようなものもあったりなんかするんですけど、こういったものをまず購入して補助していくような予定はないのかどうなのか。

それから、治療薬が今だんだんできてくるというふうに言われています。最近ではイベルメキシンという薬が非常に有効だというふうに言われてるんですけども、これ全然違うところで使うもんなんですけども、もしかかってしまったらこういった薬を投与して早く治るといったようなことがあるか

など。

それから、今日も少し窓開けたりなんかしてあるんですけど、密にならないようにするために二酸化炭素濃度を測る機械というのも売ってます。大体1万円ぐらいなんですけど、1,000ppmを超えると濃度が濃くなると。ですから、それ以下だと密ではないということになっていて、これ学術的な話も出ています。そういうようなある種エビデンスも含めて、そういったことに対応していくつもりはないのかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ちょっと順番入れ替わりますけど、一番最後のCO₂の濃度測定器など、事業者が感染予防に対する資材購入それに対する補助はというなお話なんですけども、来年度の予算で事業者とか店舗が実施する感染予防、感染対策の資材機材購入補助というのを検討しておりますので、その中で対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 抗原検査キットですか、それについては本当の確実性とかそういったものはちょっと私も存じ上げていませんので、しっかりそういったものを検証した上で、特に観光事業者向けに有効であれば検討はしてまいりたいと、それに値するというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。質問ありませんか。

第8番（津滝俊幸君） 多分最後になると思います。国では、観光施設の改修費に観光庁が補助を出すということで、半額補助、2分の1補助になっています。これ、訪日外国人を受け入れるために国が補助するという制度で、ちょっとまだ中身の立てつけについてもしっかりできてないんですけど、この間の信毎なんかにも既に載っている内容でした。

これは廃屋なんかの撤去にも使えるというようなお金になっていますので、こういったものしっかり当局、担当課で調査をしていただいて、一般住民が多分私はかなり使えるんじゃないかなというふうに思いますので、ここんとこもひとつ勉強していただきたいなと思います。

もう1点、これは経産省で出しているものなんですけど、今ある事業を転換する、例えば飲食店やっていた人たちが物販に替えるとか何か違う業種に替えてくと、やっぱりこれも2分の1の補助が出るというような形になってます。

再生事業何ちゃらかんちゃらという名前だったと思いますけども、こういったようなものをぜひ一般村民に分かるやすいような形で説明をしていただいて、立ち遅れしないようにしっかりと次の、この秋ぐらいまではやっぱりなかなか難しいのかなと思いますので、住民の声を聞いてちゃんとした経済対策をつくっていただきたいなと。恥ずかしくないような経済対策、そのときに白馬村が遅れないようにしていただきたいなと思います。

そういうことで私の質問終わります。答弁はいいです。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。本日は通告に従いまして2点、質問させていただきます。

まず初めに、コロナ対応と予算編成についてです。村経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。令和3年度も村民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る予算編成と素早い対応が求められます。そこで以下について伺います。

1、令和3年度地方財政計画では防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策が掲げられています。直近のコロナ対策を始め、この期間に拡充、延長された事業を具体的にどのような計画で進める予定かを伺います。

2、第1次、第2次の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用の事業効果と、第3次申請の事業内容と申請時期について伺います。

3、新型コロナワクチン接種体制の構築状況とスケジュール、補助金と村負担の見込みを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員から、コロナ対応と予算編成について、3項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、防災・減災、国土強靱化対策につきましては、令和2年度までの3か年計画に引き続き、令和7年度までの5か年計画として、15兆円規模の追加対策が国から示されたことは大変喜ばしいところであります。

この件に関連して、先の12月議会におきまして、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書を採択いただきましたことも、一助になったこととしますので、この場をお借りし、感謝を申し上げます。

ご質問の5か年過疎化対策において拡充、延長された事業についてのご質問ですが、国直轄の砂防事業や県事業で行なう土砂災害対策事業、道路メンテナンス事業などが国の第3次補正予算で措置されておりますほか、白馬村関係では従前に引き続いて社会資本整備総合交付金事業として行なわれる橋梁の修繕なども対象となっております。

ただし、この交付金、補助金は、令和3年度も村が策定する国土強靱化地域計画に基づいて実施をされる取組等に対して、重点配分、優先採択がされるものですから、現在、白馬村国土強靱化計画を策定中の状況であります。

それに今回の5か年加速化対策は、ハード面での事業が主となっておりますことから、令和3年度予算においては、新型コロナウイルス対策を含めた全体計画の中で、財源の配分と優先度合いを考慮しながら、編成作業に当たったところです。

今後は、国の交付金、補助金の概要や村が策定した国土強靱化地域計画を確認しながら、財政状況を考慮して、活用できる交付金は有効に活用してまいりたいと考えております。

このため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に該当するような事業を、どのような順番で進めていくか確定的なことをまだ申し上げることはできませんが、例として幾つか上げるとしたら、令和2年度も避難所における備品の備蓄倉庫を整備したわけですが、備蓄品が増えて倉庫が不足した場合は、この交付金を活用を考えたいと思っておりますし、消防ポンプ車を整備する際にもこの交付金が活用できるか検討したいと考えております。

また、先ほど述べましたように、防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金を使った災害拠点への補完路、道路の整備にも活用したいと考えております。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策以外に、令和3年度地方財政計画で拡充、延長された事業といたしましては、地方公共団体の資金繰りへの対応ということで、特別減収補填債が令和3年度も引き続き発行可能とされました。白馬村では入湯税が対象となるわけですが、特別減収補填債ですと交付税措置がないため、決算時にそのあたりを検討しながら起債を利用するか否かは慎重に判断をしてみたいと考えております。

2点目の、第一次、第二次の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用の事業効果について、最初にお答えをいたします。

現在、ほとんどの事業がまだ執行中ですので、詳細に効果を述べることは出来ませんが、あえて幾つか上げさせていただきますと、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯に対して、対象者1人につき1万円、対象者がいる独り親世帯には2万円を加算して支援金を支給した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て支援金給付事業は、福祉医療対象者には申請を経ず交付したわけではありますが、特に辞退者もなく保護者からはスピーディーな対応で概ね好評でありました。

厳しい経営環境を強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため商工会の会員に対して5万円、商工会員以外の事業者に対しても5万円を交付した商工業者向け事業継続緊急支援事業もスピーディーな幅広い対応で好評でありました。

プレミアム付商品券により白馬、小谷村内消費を喚起し、これにより事業者を支援するため額面1万円の商品券を5,000円で販売した白馬村・小谷村地域の支えあいプレミアム商品券事業は、

一次販売の販売率は80%ほどでしたが二次販売を行なったところ1,300名ほどの募集に対し、村内者だけでも3,400名を超える応募があり、利用を業種別に見ますと8割弱が小売業で利用され、2割弱が飲食・サービス業で利用されており、様々な事業者にとって大変効果があったと思っております。

次に、第三次申請の事業内容と申請時期についてお答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、2月18日の全員協議会の席で説明したとおり第一次、第二次、第三次と分かれています。第三次の申請時には第一次、第二次申請の変更が可能となっており、実施計画も第一次申請の事業の下に、第二次申請の事業を付け加え、その下に第三次の申請の事業を付け加えるという形になっております。

したがって、第三次分では第二次分までの交付対象経費の変更、事業間の財源の組み替えもあるわけですが、ここでは令和2年度一般会計補正予算（第8号）にも関係があり、第三次分で新たに計画を上げたもののみを説明をさせていただきます。

まず1つ目は、緊急事態宣言により、外出自粛や飲食店の休業、時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内のタクシー事業者を緊急的に支援するため、タクシー3事業者に対して事業継続緊急支援交付金96万円を交付するものです。

2つ目は、新たな観光需要喚起支援事業として、平日のアクティビティ利用のインセンティブを強化することにより、休日集中から平日分散へ混雑を避けた利用を促進すると同時に、GoToトラベル事業との連携による平日の宿泊利用も促進するクーポンの発行費用として2,100万円を上げました。今回の第三次申請に載せたことにより12月議会における令和2年度一般会計補正予算（第6号）でお認めをいただいた、この事業の財源を財政調整基金繰入金からこの臨時交付金に組み替えさせていただく予定であります。

3つ目の感染症予防対策事業給食施設再開に伴う感染症対策として、給食施設の消毒委託などで82万5,000円を計上いたしました。

4つ目は、村内の介護施設職員がPCR検査を受ける際、経費の3分の1を助成し、負担を軽減する介護施設PCR検査補助事業として80万円を計上しました。

申請時期については、第3次の実施計画の申請ではなく令和2年度に実施する全ての実施計画を変更も含めて2月の16日に県へ提出をいたしました。ここで令和2年度中に村へ交付される金額の総額2億9,308万5,000円と、村としては令和3年度に実施をする事業に充てる本省繰越希望額1億256万4,000円も申請をしております。

今後の日程につきましても、2月の18日の全員協議会で説明をいたしましたが、令和2年度中に交付される第三次の1,362万1,000円は、今月中に入金予定となっております。

また、令和3年度に実施をする事業の実施計画は、まだ県から詳細な日程について通知は届いておりませんが、4月か5月には県へ提出することになると推測をしております。

新型コロナウイルスの状況を踏まえた実施計画が定まりましたら、迅速な対応をするため補正予算として事業の内容についてご説明を申し上げますので、ご審議のほどお願いをしたいと考えております。

最後に、新型コロナワクチン接種体制の構築状況とスケジュール、補助金と村負担の見込みについてお答えをいたしますが、この2月14日に、国がファイザー社の開発した新型コロナウイルスワクチンが承認をされ、医療従事者の先行摂取が始まりました。新型コロナウイルスワクチン接種は予防接種法の臨時予防接種に位置づけられ、市町村が実施者となり、16歳以上の住民を対象として、18日以上の間隔を空けて2回接種を行なうものです。期間は令和3年2月の17日から令和4年の2月28日までとされています。

短期間にこれだけ大勢の方の接種を行なう必要がありますが、ワクチン入荷の見通しも不透明な状況ですので、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、対象者を4段階に分け、最初が医療従事者等、次が高齢者、続いて高齢者以外で基礎疾患等を有する者や高齢者施設等の従事者、その後、それ以外の方の順に実施をしております。

主な体制整備計画としましては、3月の中旬からコールセンターを開設をし、ワクチン接種に関する相談に対応するための人的体制の整備といたしまして、会計年度任用職員2名を雇用予定です。また、現在、使用しております健康管理システムの改修や予約システムの導入準備、接種券や案内通知の作成準備を進めております。

村が予防接種を実施するのは高齢者からになりますが、3月下旬には、案内通知や接種券を郵送し、4月から接種が開始できるようにしたいと考えております。具体的な実施方法といたしましては、村内の医療機関のご協力をいただき、医療機関による個別接種と集団接種を併用していく予定です。

これらの体制準備につきましては、新型コロナワクチン接種体制整備確保事業という10分の10の国庫補助金を利用しますので、村負担はない見込みであります。令和2年度分といたしましては、2月の臨時議会でご承認をいただいた1,490万6,000円を令和3年度分としまして、2,156万9,000円を計上しております。

このほか、接種費用につきましては、1件当たり2,227円の国庫負担金が支払われる予定です。これは医療機関で行なう個別接種の委託料、集団接種に派遣を依頼する医師や看護師の報酬等に充てられ、接種委託料として2,413万6,000円を見込んでおります。

いずれにいたしましても、ワクチン接種につきましては、ワクチンの確保など日々状況が変化をしておりますので、それに対応すべく、国等の動向を注視をしながら、関係機関と連携を進めてまいります。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ではまず、防災・減災、国土強靱化について、再質問させていただきます。

ご答弁ですと、計画は策定中、確定していないということでしたので、今後の策定に当たっての
お考えをお伺いさせていただきたいと思います。答弁にもありましたように、感染症対策の備品を
収納する倉庫の設置というのは、コロナの対策の臨時交付金のほうで250万円が計上されていま
して、災害感染症時に感染の疑いのある住民と接触する役場職員の予防対策ウェアの購入も上げら
れておりました、58万円。令和3年度の予算で避難所でのエアマットや間仕切りの購入で80万
円が計上されておりました、その備品関係に関しては私が知る限りは合計380万円ほどになって
いるかと思えます。

先ほど、同僚議員の答弁でもございましたけれども、さすがに感染症対策の備品を全て購入する
のは予算がかかるもおっしゃっておられましたけれども、大体どのくらいの規模の金額を見込ん
でいて、感染症対策の備品というのは今現状足りているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、避難所等における備品等の考え方のご質問でありますけれど
も、まず計画策定については今のところ、今年度中に計画を策定するというところで、現在まず作業
を進めているというところでございます。

そして、このコロナの発生以降、国のほうからは避難所における新型コロナウイルス感染症への
さらなる対応ということで、国では技術的通知というものを市町村に出しまして、現在の避難所の
考え方の、いわゆる占有面積であったり、避難所のいわゆる指定避難所の数を増やす、いろんな通
知が流れてきているという状況であります。

したがって、現計画、いわゆる防災計画の中では1人3平米ほどの面積のものをもっている
んですけども、当然のことながら指定避難所の数の問題と、その数の床面積における使用人数とい
うのが限られてきますので、じゃあどれに基づきこの備品というのを考えるのかというのは、現在、
その詰める作業をしているところでございます。実際に既に3平米が国際基準でいくと既に3.5平
米というような数値の使われ方をしているものと、それとこの通知の中では多くの避難所の開設や
親戚や友人の家への避難の検討、これは車両避難も含むものもあります。

また、自宅療養者等の避難の検討や避難者の健康状態の確認というところと併せて避難所におい
ては、発熱やせき等の症状が出た人のための専用のスペースの確保というところも通知の中で示さ
れております。

これらの、国の技術的助言に基づき、国のほうでは財政対策として避難所における換気扇や洗面
所、固定用間仕切り、発熱者の専用室、トイレ、更衣室、授乳室等の整備に関する経費について、
現在、新たに緊急防災・減災事業債の対象とするということになってきておりますので、裏を返す
と財政支援が見えてきたということになりますから、これを占有面積も含めてどういうふうに分
けていくのかというのを今後において諮っていきたいというふうに分けております。

ちなみに、令和3年度のエアーマット等の備品につきましては、限られた予算の中での予算計上ということですので、先ほど村長の答弁にもありました地方創生臨時交付金、これも活用するのであれば、もう少し数を増やしながらいふところで考えてまいりたいというふうに思っております。

現状での仕切り等を含めて考えますと、約100ほどしかないというのが実情ですので、この辺をベースにどういう年度で整備をしていくのかということも併せて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいまご答弁いただきましたように、国土強靱化対策の中で緊急防災・減災事業費については、答弁にもありましたように換気扇、洗面所、発熱者専用室、トイレ、更衣室、授乳室、感染防止用備蓄倉庫等が対象事業としてされておりますので、再質問で聞きたかったのは現状の避難所、これから分散、避難という形でいろんな避難所を多分、確保していかなきゃいけないという中で、先ほど答弁にもありましたように、どの避難所を指定してやっていくのかというのは多分これからだと思うんですけども、こういった事業を使って、せつかくというのか、避難所に対する感染症予防対策、国のお金でできるということできっちり計画を立てて、今年度中というご答弁でしたので、スピード感を持って進めていっていただきたいなと思っています。

もう一つ、追加された事業で、社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策における補助もあります。私、一般質問でも災害時における要配慮者への支援というのをずっと取り上げさせていただいているんですけども、この機会に事業者さんと連携して、その社会福祉法人等のハード面での支援などはお考えになられてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。要配慮者等の支援ということで、福祉避難所等については今後、また場所については検討させていただきたいと思っております。

あと、そういった補助があるということですので、整備に当たってはそういったものを活用しながら検討してまいりたいということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今回、私の中でですけども、やっぱり行政として、その社会福祉法人という福祉に対する事業者さんに国の予算を使って支援ができるという、ハード面での支援ができるということですので、なかなかその災害対策というのは予算もかかってくるものを重点的に国がやっていくという形でしていただいているので、その社会福祉法人さんに対するハードな支援ということでも、村と事業者さんとしてしっかり話を進めていっていただきたいと思っております。

そのハードの面の整備と併せて大切なのは、やっぱり非常時において対応できる人材だと思いま

す。先ほど、同僚議員の答弁でも、課題として捉えてはいるというふうな答弁ではあったんですけども、実際災害時における感染症対策を考慮しながら住民を受け入れるといったシミュレーション等をできているのかどうか。対応できる職員の人材育成はできているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 避難所における感染症対策であったり、人材育成という点で申し上げますと、現在の避難所の運営マニュアルにおいては、避難所を開設するまでの担当業務というのは行政で行ないますけれども、避難所そのものの運営については当然、行政職員も限られた数ですので、地域にお任せをします。いわゆる避難所の運営マニュアルでいくと地域が主体的になっていくというのが今の現計画になっております。

この避難所の運営マニュアルというのが、平成31年の4月の策定だったと思うんですが、それ以降で今回の新型コロナが発生したことにより、避難所の運営をどうしていくのかというのは一つの課題であることは事実であります。

その点で考えますと、じゃあ保健師なりが、いわゆる知見者がそれだけの人数が避難所に配置できるかという、現状厳しい状況かと思しますので、この辺をどういうふうにしていくのかというのはどの自治体も悩みの種かと思えます。これを住民の皆さんにどういうふうにやっていくのかという運営マニュアルを改めてまた見直す必要があるというふうに思っていますので、それと併せた人材育成というものはしていかなければいけないかなというふうに考えているところです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今の答弁ですと、やっぱり地域が主体となってやるという中で、今、実際、普通の災害時でも地域に避難所して任されて動けるかどうかというのは、すごく難しいところだと思うんです。もちろん、神城断層地震があって、神城地域の人たち、北城ももちろんそうなんですけれども、震災に遭われた当時の方々が本当に白馬の奇跡と言われるように、それだけつながりでしっかり対策ができたのかもしれませんが、それに加えてプラス感染症対策という形になると、やっぱり準備を入念にやっとかないと対応できないと思うんです。

先ほど、緊急防災・減災事業費についてのハード面の整備という形でご答弁いただきましたけれども、そのハード面を整備するに当たってもシミュレーションをしっかりやる中で、足りない物だったりとか、基準に基づいてやるのはもちろんなんですけど、足りない物とか気づいてくると思うんです。なので、計画の見直しに時間をとられるわけではなく、しっかりその地域の方々を巻き込んで何が起こっても、今すぐ何か災害が起こったときに対応できるような体制というのはもうすぐに整えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っていますので、そこは早くやっていただきたいと思えます。

何でそんなこと聞くのかというと、やはり昨年台風19号ですごい被害が出て、やっぱり被災さ

れた地域はもう既にやっているんです。やっぱり、昨年のような台風が起こったときに、コロナ禍でどういう対策をやっていくかというのは、小さい自治体、町村レベルで含めて、もう既に町レベルで挙げてやっているものなので、ぜひともそこは進めていただきたいと思います。

一部の自治体の事例なんですけれども、避難所における新型コロナウイルス感染症対策対応方針というのをしっかりと掲げて住民に周知している自治体ももちろんあります。今の答弁ですとこれからというような答弁だったんですけれども、今後の村の方針であったり、住民への周知の方法は改めてどのように進めていくのか考えるのかということをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず住民への周知ということの再質問でございますけれども、もちろん住民を対象にするというのは第一義的な必要もありますし、時期によっては観光客の皆さんも避難という意味の定義では対象になってくるということも考えられると思います。村長の答弁にもありましたとおり、宿泊施設を避難所としての利用という部分もありますので、そこを観光客だけでなく住民も使える、どのような形で避難所等を示していくのか、どういうふうにしていくのかという部分については、現在、これで4月から運用始まりますアプリの中でも示していければというふうに思います。

もちろん、広報紙やそれぞれの媒体を活用しながら、新型コロナも含めた避難所の在り方というものを住民の皆さんに示していかなければいけないというふうに思っておりますので、それは都度、段階的にということになろうかと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） その都度、これからということなんでしょうけれども、災害って本当にいつ起こるかかわからないものですので、とにかくスピード感持ってしっかりやっていただきたいと思います。特に同僚議員の一般質問でもありましたけれども、2020のオリンピックですとか、特に観光客迎える、観光立村である我が村だからこそ、一般住民の安全を守ると同時に観光客の安全も守るといふ、いろんな多面的なところで考えていかなければならないと思いますので、とにかく早く、そういった計画等は立てて、避難訓練であったりシミュレーションのほうは早くやっていただきたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、2番目です。地方創生臨時交付金活用事業についてお伺いしていきます。

ご答弁では、二次分までの交付対象事業の変更や経費の事業間の財源組み替えも可能という形で伺っているんですけれども、今までの事業が多分31、私、地方創生図鑑の資料で取り寄せているんですけれども、31事業ありまして、ほぼ事業の周期が3月になっています。答弁であったのは、もう事業終了が3月よりも前のもので終わっているものでご答弁いただいていると思うんですけれども、事業執行中とはいえ、もう3月入っていて、残り1か月ぐらいなんです。なので、その中でやっぱり事業効果が見合わなくて組み替えたとか、そういうものはもう理由等は精査できてない

といけないんじゃないかと思うんですが、そういった事業などはなかったのか、それともあって組み替えた理由等があれば教えていただければと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、全体的な考え方と言いますか、意見として、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

二次交付分が決まって、昨年の8月に計画のほうある程度示させていただき、それが多分、内閣府のホームページに載っているんじゃないかというふうに思いますけども、1つ例を挙げると、高齢者の移動支援ということで、タクシー等の金額も1,000万かな、たしか1,000万だと思うんですけども、上げて、できるだけ経済対策に寄与したいという考えだったんですが、やはりコロナ禍の中でお年寄りの方が移動すること自体を控えたということもある。そういう事業につきましては、事業費を減らす、そして逆にニーズ等があるようなもの、または事業費の精算といいますか、変更に伴い事業費を増やしてでもやっていくべきだというものについては、これまでこの2月の提出までの間でいきますと、事業間流用というもので事業費の対応はできていたということでひとつご理解をいただきたいと思います。

この2月の国への提出以降、いわゆる国への繰越しの手続を踏んだ以降については、やはり令和2年度予算の繰越しになりますので、一定の割合を超えるものについては事業変更の扱いになりますから、国との協議が必要になってくるということでもありますので、2月の中旬ですから一月半、残り一月半で想定するよりも割合を超えるものについては事業変更の対象になってくるということで、国から示されておりますから、2月の変更で上げた時点では、それぞれ各課の事業内容に見合った事業費に精査をしながら年度内終了に向けて作業を進めているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） いろんな事情があって組み替えたりとか、予算を増額としたりというのは分かりました。1つだけ、なんでこんな地方創生臨時交付金の話をするかという、割と使い方が、確かに項目でこういう形で使ってくださいと国から示されてはいるものの、割と使い勝手がいい交付金だという形で、ニュースでも話題になっています。

特に、徳島市でしたっけ、イカのモニュメントの作成を600万円交付金で使って無駄遣いだったんじゃないかとか、多分その交付金の使われ方自体が、割とその自治体の使い方をチェックしなきゃいけないんじゃないかという世の中の風習に、流れになっているかと思います。その中で見ると、白馬村自体はあくまで私の主観ですけどもしっかりヒットした形で使っていただいているのかなと思っています。

ただ1点、私たちが議会で説明は受けましたけれども、これですね、新しい生活様式に対応した

泊食分離形態促進支援事業という形で、観光課長のほうからご説明がありました、一部交通事業者と、一部の飲食店をつなげてデリバリー事業をするといったものがあつたかと思うんですが、それらについては効果のほどはいかほどだったのかを教えてくださいたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。結論から申し上げますと、この冬、お客様いらっしゃって、それなりに動きがあるというような想定で計画組んでいたんですけども、お客様が感染症の急激な拡大で思うように動けなかったということから、今回の補正にも上げてあるんですけども、事業費150万円で当初計画を上げていたものを本当にシステムづくりと何回かの配達があつたんですけども、そこを必要額に落として残る、それ実際には50万円なんですけど、残り100万円は飲食店の休業時短要請で大きく影響を受けたタクシー事業者の支援というところに組み替えさせていただいたところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ではやっぱり事業のほうは、今の答弁ですと、お客様が来なかったというような形ではあつたかと思うんですけども、実際的にはなかなか施行できずに組み替えたというところだと思います。ただ、やっぱり少し気になったのが、その事業の組み立て方なんです。今度、県の通知はまだないとおっしゃってましたけど、4、5月に令和3年度の臨時交付金に関しては多分、組み立てていくんだろうとは思うんですけども、今回、後にも聞きますけれども、特に観光事業者向け、地域内観光事業喚起事業等々の交付金事業を組み立てるに当たって、観光課としてはどういう形で一緒にやられる事業者に対してヒアリングを行なっているのか。こちら税金を使うものですので、ちゃんと公平に声かけをして、ヒアリング等々されて事業を組み立てているのかどうか、そういったところをお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。全ての事業者というわけにはなかなかいかないものですが、例えばスキー場であれば索道事業者協議会、宿泊であれば各観光協会とかホテル協議会等と意見交換をしながら、事業の組み立てを行なっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 様々な団体とお話はされているということなんですけれども、今回、一部、村の住民の方から要望もありましたコロナでの休業要請の際に、一番最初に県の補償から外れた対象地域の方々からも要望書を受けとられているかと思います。そのときに、事業者さんのお話ですと、例えばその観光協会さんが、地域によると思うんですけど、全ての事業者さんが加入されているわけではもちろんないわけなんです。観光局ですら局は会員制になっているので、会費を納めて

いただいている会員様を主に対象として、例えば意見を聞いたりですとか、支援のほうを検討するというような仕組みになっているかと思います。

今回の事業の内容もそうなんです、事業の組み立てもそうなんですけど、一般的に観光協会であったり局が、観光事業者さん全てを網羅するような仕組みというんですか、こういう事業の組み立てもそうだし、例えば意見があるのであれば、そこを通してしっかり村に要望を上げてくるというような仕組みが必要なのではないかと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えいたします。私もその点は今回、これまでもうっすらとは感じていたんですけども、大きな課題であるなというふうに認識しているところです。違った側面でも同じような認識を持ったんですけども。感染予防を事業者の方に、皆さんにお願いするということに、どうしても村として各団体を通じて会員さんへというふうをお願いをしてきました。会員に所属するようなどころではしっかりできている。ただ、会員になっていない各団体に所属していないところで要望が徹底されていないというような事例が散見されましたので、そのあたりは事業を組み立てるといって、それからこちら側から情報を発信する仕組み、伝え方、工夫が必要だなというのを改めて認識したところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 課長、おっしゃられたとおり、やっぱりそこが課題だと思うんです。このコロナでかなりその課題が浮き彫りになってきたと思いますので、本当にきちんと観光立村である、7割が観光事業者なんだとしたら、しっかりとそこの支援が行き届く仕組みというんですか、そういう組織づくりをぜひ今から整えていっていただきたいと思います。

もう一つ、そういう手もあるんですけども、観光クーポンの配布をされたかと思います。この観光事業喚起事業というのは、公平と考えてもいいのだろうかというところです。一部事業者に偏っていないかどうか、課長の見解をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 公平であったかという、ちょっと直球の、すぐそれに対する質問になるのか分からないんですけども、交付金の使い方とすれば適正であったなというふうには考えております。内閣府で示された活用例とか、あと地域未来構想、これにも書いてあった使い方でありまして、そもそも税金の使い道として、この経済を安定化させて生活を豊かにするというような、その事業を継続するというような形で適正だったのかなというふうには考えております。

ただ、その使い先が公平であったのかというふうに問われますと、どうしましても消費者に選んでもらうような形をとりましたので、その効果が全てに行きわたったのかという点は明確にちょっとお答えできないです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 本当におっしゃるとおりだと思います。やっぱり、例えばGoToトラベルとか、そういう経済対策もそうなんですけれども、使える方はもちろんいいんですけども、どうしてもやっぱり価格帯の高い宿泊先だったり飲食店に偏ってしまって、言ったら価格帯の低いところがなかなか支援されないという現状は皆さんもお分かりだと思います。

やっぱり、行政としてこれからやっていかなきゃいけないところは、そういう経済対策だとか、そういうところの支援から外れた人たちをやっぱりどうやって救っていくかだと思うんです。

特に一部の観光事業者さんから聞いたお話だと、やっぱりそういう支援にもかからないし観光クーポン使ってくるようなお客さんもなかなか来ない中で、やっぱり今さら事業転換もできない、ずっとその地域で何か親から受け継いだ宿をやっている中で、自分が転職するにも年だから多分雇ってくれる人もいないだろうというところで、事業形態も変えられないのに子供がまだ大学生で学費も払えないというお声もやはり聞いています。実際、こういった観光事業のクーポンもそうなんですけれども、それに使うよりはやっぱり直接現金がほしいというお声もとてもいただいています。

そういった中でやっぱり、もちろん観光事業の喚起事業というのは大事なんですけれども、住民の福祉というところで一度考えていただいて、その交付金の使い方を一度見直していただければいいのかなというところを思っています。こちらが要綱になります。副村長いかがですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今おっしゃったそのお知り合いの方の相談というのはもっともな話だし、そういう人の意見も聞いていかなければいけないと思います。

ただ、例えば10日間ぐらいで私の耳に入った経済対策というのは、そういった直接交付がいいという意見もあれば、そういったものは単なる一時的なしのぎになっちゃって、もっと村全体にお客様が来るような施策をしっかりとってほしいというご意見もいただいたり、この冬に投資してほしいという人もいれば夏以降に投資して、本当に千差万別の意見があってどういった意見を取り入れたらいいかっていうのは、今4月のこの計画づくりに対しても非常に悩ましいところであるというのが現状であります。ご意見は承りました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと12分です。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） すいません。12分、分かました。ワクチン接種について、1点だけちょっとお伺いさせていただきます。

コールセンターの対応で、会計年度任用職員を採用されるという話だったんですけども、コールセンターの対応はどのような質問を対応する予定なのかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。コールセンターのほうでは、基本的には住民からの相談ということで、その中には当然ワクチン接種の安全性ですとか有効性、あるいは副反応等の情報についてもコールセンターの相談でお答えをしていきたいと思っています。

そのほか（発言する声あり）はい。（「聞こえない」の声あり）（発言する声あり）はい。コールセンターのほうでは相談、あとワクチンの予約等を受け付けるということですが、コールセンターのほうでその相談内容としましては情報提供ということで、ワクチンの有効性ですとか安全性、その他副反応に関する事項、これは接種券を送付しますけども、そのときにも個別接種では十分周知をしてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 多分コールセンターの役割というのをきちんと明確化されたほうが良いと思っています。やっぱりそのワクチンの中の成分だったりとか、例えばやっぱり副反応すごい気にされる住民の方だったら詳しく知りたい方もいるでしょうし、そういったワクチンに関する窓口はこちらに対応とか、コールセンターの中でもしっかりマニュアルを作って住民の方々が疑問に思ったことはきちんと回答できるような形で整えておいてください。お願いします。

次の質問に移ります。会計年度任用職員についてです。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入され1年が経過しようとしています。地方公務員の臨時、非常勤職員の総数は、総務省の調べで令和2年4月現在約69.4万人と増加しており、現状においても村も同様に地方行政の重要な担い手となっています。

会計年度任用職員の新設は、非正規職員の任用根拠の厳格化、明確化、手当の支給などの処遇改善が上げられております。そこで以下について伺います。

1、正規、非常勤、臨時、会計年度任用職員のフルタイム、パートそれぞれの人数について伺います。

2、会計年度任用職員を導入するに至った社会的背景、立法趣旨についてどのように認識しているか伺います。

3、現状の会計年度任用職員の配置状況について伺います。

4、会計年度任用職員制度の導入によって、村の非正規職員の処遇は改善されたか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の会計年度任用職員について、4項目の質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきますが、1点目の正規、非常勤、臨時、会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムそれぞれの人数についてのご質問ですが、令和3年度予算書を基に答弁をさせていた

できます。

正規職員は107名で、これは臨時的任用職員2名を含みます。非常勤は特別職となりますが、監査委員、各種委員会委員、消防団員を含め577名、フルタイム会計年度任用職員は37名、パートタイム会計年度任用職員は116名です。なお、ご質問のうち臨時職員とは、現行制度において会計年度任用職員となります。

2点目の会計年度任用職員を導入をするに至った社会的背景、立法趣旨についてどのように認識をしているかとの質問ですが、同一労働同一賃金の原則と、曖昧だった法律上の位置づけを是正することが導入に至った大きな一因だと認識をしております。

以前は、臨時職員等の法律上の位置づけが自治体によってまちまちであり、名称も臨時職員や嘱託職員など様々な呼称、形態の職員が自治体現場で公務を行っており、処遇や採用の方法などが不明確であり、このことから地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が設けられました。

これによりまして、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員となり、守秘義務や服務に関する規定が適用される一方で、雇用期間中は身分保障があり、不合理な理由で免職等を受けません。1回任期は4月1日から3月31日の1会計年度となりますが、期末手当の支給や条件によりまして退職手当が支給をされます。

3点目の現状の会計年度任用職員の配置状況に関するご質問ですが、全ての課に配属をしております。区分として大きく分けると、一般事務と専門職に分けられます。

一般事務の会計年度任用職員は、基本的に正職員の事務補助が主な業務となり、専門職の会計年度任用職員はこれまでの経験、資格、能力を生かし、専門的な業務に従事をしていただいております。庁舎管理、地域おこし協力隊、集落支援員、地域包括支援、土地改良区業務、水道現場業務、教育支援、教育相談、子ども家庭相談、調理関係、学校関係、保育所関係、公民館長、図書館、司書などの業務です。

最後に、会計年度任用職員の制度の導入によって、村の非常勤職員の処遇は改善をされたかとの質問ですが、正直を申しますと法整備はされましたがそれほど大きくは変わっていないということが私自身も感じておりますし、会計年度任用職員も同様の実感ではないかと思えます。

収入の面から見れば、勤務時間等の関係もありますが、生活給である月収が幾分減少となりましたが、期末手当支給が導入されたことに伴い、年収では大きくは変わっておりません。

また、先ほど触れましたが勤務条件によっては退職金が支給される方もおり、社会的な位置づけは法律の改正により全国的に統一をされました。本来であれば正規職員が行うべき業務は正規職員行うことが大原則です。当村に限ったことではありませんが、全国的に地方自治体の財政不足の中から臨時職員などで補ってきた面もあります。

役場の雇用は、地域の働く場の提供につながりますが、業務の必要性については一過性や継続性といった事業における財源と、正規職員の業務とのバランスが最も大切になりますので、予算編成

において各課にはこの辺もしっかりと見きわめることと、財源確保に努めるよう指示をしております。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 実際、処遇が改善されたかどうかは実感として分からないという正直なご答弁だったかと思います。やっぱり先ほど答弁にもございましたように、同一労働同一賃金というところで民間企業もそういった形で、郵便局の不当な取扱いで非正規職員との同一労働同一賃金裁判で負けたという事例があって、それはやっぱり自治体でも起こり得るところなのかなというところは感じています。

今回、会計年度任用職員というのは経験年数等も加味した給与決定ができるという形になっているんですけども、そういったところは人事評価できちんと算定されているのかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 任用に当たってにつきましては、前歴というものを換算してやっております。その後、会計年度の任用になりますので、再度の任用に当たっては人事評価というものをさせていただき、今年が1年目で評価というのやっておりますので、評価に基づき再度の任用、また状況によっては定期昇給ということで、これはもう前歴の換算の仕方によりますけども、そのようなやり方を運用してるということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。

第3番（田中麻乃君） やっぱり組織を強くするのは人の力だと思いますので、先ほど答弁にもありましたように特に会計年度任用職員のフルタイムは37人、パート職員116人ということで、彼らが行政業務は回らないというところだと思います。

そんな中で、やっぱり法のルールと職員の人たちのやりがい等々をしっかりと理事者の方々は考えていただいて、本当に職員が適正な条件で働きがいのある、やりがいのある職場を今後ともぜひつくっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日4月10日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日6月4日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月4日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和3年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和3年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介
選挙管理委員長	中西滋		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和3年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。2日目のトップバッターとして、早速質問させていただきます。

今回は2問の質問で、1問、新型コロナウイルス感染症に対する村の対応についてです。

新型コロナウイルスが国内で感染拡大する中、当村は、国内外の移動者をたくさん迎える観光地であるにもかかわらず、感染者の発生を免れてきました。

しかし、昨年12月に初めての感染者が出ました。12月には総数8名の感染者でしたが、1月に入ってから爆発的に増加し、16日に感染警戒レベルを4に引き上げ、対策を強化したにもかかわらず、勢いが収まらず、20日には最高警戒レベル5に引き上げましたが、その後も長い間、感染の高止まりが続きました。

今後の感染状況は、ワクチン接種の進行と効果にもよりますが、第4波は、年度の切替えに関し移動することから、4月及び5月に起こると発言している専門家もいます。白馬村が再度レベル5にならないために、今回の事例を検証することが大切です。

これらのことを踏まえて2点質問いたします。

1月8日の村長メッセージで、村の感染の特徴を、大都市圏から冬期間のみ従事する方で、寮など共同生活を通じて、またダブルワークの方や飲食店に臨時でアルバイトに入る者など、不特定な

関係の中で感染が拡大したのではと、4点指摘し、感染拡大の傾向を述べています。

私も多くの村民も、同じ不安を感じていました。結果論になりますが、8日に村長が指摘した職種やグループ、その地域全体を面として捉えてPCR検査を実施し、感染者、無症状感染者を保護、入院の措置を取れば、その後のレベル4、5は防げたと考えられます。検査範囲が分かっているながら、なぜPCR検査などの対策を講じなかったか、お尋ねします。

2、コロナ禍の中で、村内経済状況が悪化し、売上げが大幅に落ち込み、将来不安が拡大し、宿泊業をはじめ、村内全ての事業所が悲鳴を上げています。コロナ対策の第3次補正が行なわれ、長野県に98億円が交付されたと聞いています。村への交付額と対策内容を伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から、新型コロナウイルス感染症に対する村の対策について、2項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、PCR検査の実施に関する質問について、お答えをいたします。

現在、長野県におけるPCR検査につきましては、検査体制等の整備・拡充が順次進められ、令和3年1月末までに572の医療機関を診察・検査医療機関に指定するなど、県全体では1日最大約4,700件の検査が可能となっており、実際、ピーク時には3,000件を超える検査が行なわれています。

大町保健所管内を見ても、これまで2,700件を超える検査が実施されていて、感染拡大が続き、1月20日に感染警戒レベルを5に引き上げられた本村においては、1月の26・27・28日と、3日間にわたり、県による村中部地区の酒類を提供する飲食店従業員211名に対する集中検査がウイング21で行なわれ、8名の陽性が確認をされたところです。

このウイング21で行なわれた検査は、大町保健所が本村の感染状況の分析をした結果、加藤議員がおっしゃるとおり、その特徴等から、最も効果的に検査対象者や地域を絞り込み、集中検査として実施をされたものであります。

また、2月中旬に高齢者施設従業員のPCR検査が行なわれ、検査を受けた166名全員の陰性が確認をされました。この検査は、感染警戒レベル5の市町村における高齢者施設従業員の自主検査費用を県が3分の2補助し実施されたもので、残りの3分の1は村費で補助してまいります。

PCR検査の実施につきましては、これまで度々一般質問で取り上げていただいておりますが、PCR検査の感度は、検体を採取するタイミングにもよりますが、7割程度と言われており、つまり新型コロナウイルスに感染をしている人が100人いるとして、陽性となるのは70人、残りの30人は新型コロナウイルスに感染をしていますが、陰性となる偽陰性の問題、逆に陰性であっても、陽性となる偽陽性の問題が少なからずあるなど、やみくもに検査を実施することは、かえって県の検査体制や医療提供体制など混乱を招くおそれがあります。

先ほど申し上げましたとおり、現在は、検査体制の整備が十分進められ、感染が疑われる方については、しっかりとPCR検査が受けられる状況になったと考えており、村といたしましては、これからも県、大町保健所に協力をして進めてまいりたいというふうに考えております。

様々なご意見はあると存じますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐためには、何よりも手洗いやうがい、マスクの着用など基本的な感染症予防対策を適切に実施することが、最も重要かつ有効でありますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

次に、第3次分の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の額と内容ということですが、2月18日の全員協議会での説明と昨日の田中麻乃議員の答弁と重複をしますが、ご理解を頂きたいというふうに思います。

第3次分の金額は、1億1,618万5,000円です。そのうち、令和2年度中の交付額は1,362万1,000円で、令和3年度になってからの交付額は1億256万4,000円となっております。

第3次分の事業内容であります。事業間の財源の組替えは省略をさせていただき、令和2年度一般会計補正予算（第8号）にも関係があり、第3次分で新たに計画を上げたもののみを説明させていただきます。

まず、1つ目は、緊急事態宣言により、外出自粛や飲食店の休業・時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内タクシー事業者を緊急的に支援するために、タクシー3事業者に対して事業継続緊急支援交付金96万円を交付するものです。

2つ目は、新たな観光需要喚起支援事業として、平日のアクティビティ利用のインセンティブを強化することにより、宿泊利用も促進するクーポンの発行費用としての2,100万円、3つ目は、感染症予防対策事業給食施設再開に伴う感染症対策として、給食施設の消毒委託などで82万5,000円、4つ目は、村内の介護施設職員がPCR検査を受ける際、経費の3分の1を助成し負担を軽減する介護施設PCR検査補助事業として80万円を、それぞれ計上しております。

また、令和3年度に実施する事業の実施計画は、まだ県から詳細な日程について通知は届いておりませんが、4月か5月には県へ提出をすることになるものと推測をしております。

以上、1点目のコロナウイルスに対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。まず、1つ目の再質問ですけど、1月8日の村長メッセージについてです。

この村長メッセージの中にある感染の特徴、1から4までがあります。この1から4までの項目については、村で、皆で協議をして、こういう方針を立てたのか、それとも県からの指導で、県の指示でこういうものをつくったのか、その辺をちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 1月8日のメッセージにつきましては、正月明け、白馬村の感染が急に、にわか目立ってきたという時点で、それぞれ感染が出るたびに地域振興局のほうからは情報を頂くわけですが、その中で、いわゆる寮とか、シェアハウスにいる人が目立っていますねという情報を頂いた中で、白馬村独自としてメッセージ案を考えたというところでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 独自でこれだけの分析をしたと、それで、先ほど皆さんにも資料をお渡ししていますけど、メッセージが、ここで言う、この資料1の4段目、1月8日にメッセージが発せられたと、8日の日は、感染者1人というような感じなんですけど、5日からちょっと感染が5人、3人、2人と出て、それでその状況で8日にメッセージが出たと思うんですけど、これだけの場所が分かっている、どういう人を対象にしたらいいかということも、対象者も大体分かっている状況の中で、ただ、このメッセージを出すだけで収まるなんていうことは考えていなかったと思うんですけど、そのもう一歩進んだ方策として、PCR検査ということは頭になかったのか、それとも何とかなる、お金がないとか、そういうもろもろのことを考えてやめたのか、その辺はどちらが、村の本音としてちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。

先ほど副村長のほうから答弁がありましたけども、1月8日の村長メッセージにつきましては、同日ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る関係者連絡会議というものが白馬小谷のスキー場関係者、行政関係者、商工関係者などを集めて、急遽開催されまして、そこで初めて保健所のほうから説明があつて、状況、白馬村の感染の特徴というものが説明をされたところでもあります。

PCR検査、1月の26日から実施をしておりますが、これは白馬村がレベル5に感染レベルが引き上げられたということで、この地域の、先ほどの感染の特徴から対象地域を絞り、対象者を絞って行なわれたものであります。

その間、県のほうで、白馬村がレベル5になったということで、この検査を行なうに当たり、当然PCR検査を実施する事業者ですとか、そういう調整ですとか、あと陽性者が出た場合に、あと医療機関等の調整も出てきますので、そういった準備をしながら、1月の26日からの実施になってしまったということでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横山副村長。

副村長（横山秋一君） ちょっと補足になりますが、1月8日の時点はそういった保健所の情報提供によるメッセージ発出であります。それによってなぜPCRとおっしゃいますが、例えば年末、大みそかに公表された方は、会社員の従業員寮におりました。その方の住んでいる寮にいる方全員

及び会社の関係者する人全員、PCR検査を受けております。

また、年明けのいわゆる自営業、自営業従業員等も、その施設関係者は全員、PCR検査を直ちに受けております。

さらに言うと、大みそか前のいわゆるシェアハウスにいた方々、そこら辺はアルバイト先も全てPCR検査を受けているということで、当時でいえば必要なPCR検査は受けているという認識でおります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） PCR検査については、私は、6月議会、それから9月議会にも提案して、行なうべきだという観点から意見を述べてきました。

そういう中で、PCR検査に対して何か効果が薄いだとか、そういう考えが白馬村のこの健康福祉課をはじめとする、そういうところに残っているのかなというような感じがするんですけど、このPCR検査については、政府も、それから対策委員会も、それから積極的に進めて、感染者をちょっと休憩していただいて、正常者と感染しないようにするという方針の下、PCR検査を実施していくという方針なんですが、それを何か効果がないような答弁をしたり、疑似性があるだとか、そういう答弁をするということは、ちょっと私は認識が欠けているかなと思います。

それと、もう一つ、これPCR検査にしては、ちょっと新聞の切り抜きを持ってきたんですけど、日本でノーベル医学、それから生理学を受賞した大隅良典さん、それから大村智さん、本庶佑さん、山中伸弥さんの4人が、このPCR検査を積極的にやれと政府に迫っている声明を5点にわたって公表しています。

このことは新聞にもテレビにも、きっと皆さんも見たと思うんですけど、それでその中で、「新型コロナウイルスの感染拡大を抑える上で大事なことは、政府が言うように飲食店の時短要請ということのみではなく、PCR検査をもっともっと増やし、感染者を見つけて接触を絶つことです。実は無症状感染者が感染を広げているのです。だから、もっとPCR検査を増やし、無症状感染者を見つけ、保護し、どこかでちょっと休んでもらう。これが、私たち4人の認識の中で一番重要なところだと思っています。」と、これは大村智さんがこういうふうに述べています。

だから、今、まだワクチンもない、ただ、マスクをして外出を我慢しろというだけじゃなく、行政としてはPCR検査をして、こういう形で大体のエリア、それから職業柄のところ、そういうところははっきりしたんですから、もう少し幅広く面で検査をして、その中から感染者を自宅待機とか、宿泊施設でちょっと休憩してもらえれば、この後の第2週、3週目、4週、5週ですか、1週間で29名とか、28名の感染者が出たというようなことは、私は、免れる、多少減ると、そういう可能性は十分にあったと思うんです。

それをそういう形で、後手に回ったというふうに私は感じるんですけど、今後まだ、先ほども言ったように、第4波、第5波というのが、まだこれから当分続くと思うんですけど、そういうとき

も、ずっとPCR検査については、県の指導があったときとか、そういう限定的な取扱いしかしないというような方針なのか、もう少し拡大していこうという方針なのか、そこのご見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

PCR検査の積極的な実施ということですが、県のほうでも、今、感染が疑われる方に対しては、積極的な検査を実施しております。検査体制も、先ほど村長答弁でもございましたが、十分体制もできてきて、拡充もしているというようなところがあります。

以前にPCR検査の実施について質問を頂いたときは状況が、そのように検査体制ができていくということで変わってはきておりますし、また病床のほうの確保も進んでおります。

昨日副村長の答弁でありましたが、観光客に対する抗原検査の検討というようなこともありますし、状況を見て、その辺は検討してまいりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 次に移ります。

2月の17日に商工会主催の白馬の現状を訴える緊急懇談会が開催されました。村長も参加されていましたが、村長は、参加者の発言をお聞きして、村内各産業界の現状をどのように認識したか、また行政のトップとしてどう対応しようと考えたか、そこを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 商工会主催の緊急対策会議に私も出席をさせていただきました。各事業者の方から、代表で出ていただいて、現状の厳しい状況をつぶさにお聞きをしたところであります。

大変経済的に非常に厳しい状況であるということの再認識をしたと同時に、何とか早くこのコロナの感染を防がなければ、お客様にまた来ていただきたいという、そういったメッセージも出せないというような状況の中で、何とかこの村のこの警戒レベルを下げるのが最重要だという、そんな思いを新たにしたところであります。

そんな中で、今、感染は落ち着いてはいるわけではありますが、これも本当に目に見えない感染症でありますので、お互いに村民が、一人一人が常に、申し上げているとおり、うつさない、うつらない、そしてまた手洗い、それからマスクをそれぞれ気をつけていただくことが、この経済の回復する真っ先の要件だというふうに改めて感じたところであります。

非常に厳しい状況だという、先ほど申し上げましたけれども、そんな中で、国、県の支援を頂きながら経済の活性化をしていかなければならない、改めて感じたところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） はい、どうも。改めて感じたところなんですということじゃなくて、その後、どうしていくかというところをお聞きしたい。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど言ったように、コロナの感染を防ぐことが経済の回復の最短距離だといふふうに改めて感じたということをお先ほど申し上げたとおりであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 次の質問をします。

酒類提供店は、1日4万円、計56万円の休業補償、時短補償というか、支払いましたが、喫茶店やパン屋さん、その他の店は2万円で不公平だと、そういう話をよく聞きますけど、減収は酒類提供店だけではありません。事業者みんなが大変だと声が出ていますが、このことを改善するおつもりはありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

休業・時短要請に関する協力金は、あくまでも、県がそれを要請して、それに応じた方、それに対する協力金であります。その要請先というのが酒類を提供する飲食店で、または接待を伴う飲食店でありました。それが中部エリアでありました。

また、中部エリア以外の酒類を提供する飲食店は、村として同じ期間、感染予防対策に協力してくださいというようお願いしました。それに応じていただいたところに、感染予防を防いでいただいた、その協力金として特別支援金を支給するものですので、基本は酒類を提供する飲食店、また接待を伴う飲食店という形で実施をしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そうすると、観光課長は、酒類を提供したお店に要請したんだから、そこだけでいいと、ほかの店については、そんなに影響がないだろう、2万円でいいだろうと、そういうちょっと乱暴な反論になりますけど、そういうお考えなのか、それでもう一つ言えば、県が最初、中部地区は支給しました。それは間違いないです。北部と南部については、そういう不公平なことはいけないだろうということで、村もお金を出しながら、県と協力して、同じようなレベルの補償をしたということなんですよ。

だから、酒類を提供しとるお店だけが白馬村の中で困っているという認識では、私はないと思うんですけど、これだけの差をつけるということは、そういう考えが多少あるのかなというふうには私には思いませんので、再度その辺の考えをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今話題になっています1日につき4万円というのは、あくまでも休業要請に応じた方の協力金というような形で支給するものであって、営業を補填とか補償するというような意味合いではございません。売上げが落ちているのは、全て同じ、全業種統一しているものと

いうふうに認識しております。

その中で、あえて感染拡大の防止というところで、酒類を提供する飲食店には、その上で休業・時短の要請をするものですので、それに対する協力金を支給するというような認識であります。

先ほど加藤議員が言った、その他の業種2万円の支給については、今回感染拡大が顕著に広がってしまったので、それを二度と起こさないために、各事業所の感染拡大予防に使ってください、それを支援しますというような形で支給したものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 納得はできないんですけど、次の質問に移ります。

第3次の補正が出ました。白馬村へ1億1,618万円が交付されたと、そのうちの3月議会のところ、先ほど4点述べたいろんな支援策を1,362万円かけて行なうということを知りましたけど、あと本体のほうの支援策、それはこれ今考えているというような答弁を前日の同僚議員の答弁でも聞きましたけど、どういうところを主体に組み立てていくか、大体その骨格などは決まっていると思うんですけど、その辺を報告願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 第3次の国費の繰越しに係る第3次分の計画につきましては、骨格としては、まず新型コロナウイルスに対応するものが昨日の村長の答弁にもありましたとおり、経済対策の考えでいくのか、感染症対策の考えでいくのかというのは、この状況の推移を見ながら判断をせざるを得ないというところがありますので、どちらにウエートを置くのかということについて、現時点では申し上げられないというところがございます。

それと、柱とするのは、既に令和3年度の当初予算で計上しているもの、これを交付金の対象にするという考えは、もともと併せ持っておりますので、場合によっては、それを拡充していくというものも考えられると思います。

そのほかのものについては、昨日の答弁にもありましたとおり、各事業者に対してどういうものが必要なかというものの精査をし、計画にのせていくという考えでありますので、骨格と申しますか、考えとすると、まだ経済対策、感染症対策、どちらにウエートを置くのかというところは、現時点ではちょっと判断がついていないという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 経済対策でいくか、感染症対策でいくか、まだ決まっていないという答弁だったので、これ以上お聞きしても答えはないということですけど、私としては、今、本当に村民、営業している人、青息吐息な状態です。私が聞いている範囲ではね。

だから、経済対策については、早急に何らかの手を打ったほうが、また打つべきだと私は思いま

す。そういうような要望をしながら、次の第2問に移ります。

第2点は、白馬村第5次総合計画・後期計画と人口減少対策についてです。

人口減少対策については、2015年（平成27年）に少子高齢化や人口減少を克服し、将来にわたって活力あるまちを維持するための目的で、9,000人の人口を目指す総合戦略を策定しましたが、事務の効率化と分かりやすくするために、来年度から第5次総合計画・後期計画へ統合、一本化されることになりましたが、人口減少問題を解決する方針が曖昧と思い、3問質問いたします。

第1、2020年、令和2年度の目標人口は9,000人でしたが、現在8,675人、2月1日現在で352人下回っています。達成できなかった理由を伺います。

2点、計画の人口将来展望は、生産年齢人口層を厚くするために、若者にターゲットを絞った移住・定住策を積極的に展開すると、年間移住実績19人を80人に引き上げる目標になっていますが、どのような行動計画を考えていますか。

3点、長野県の合計特殊出生率は1.56ですが、白馬村は1.15と、低い状態です。これは村の子育て支援補助金・助成金事業が貧弱なのが原因ではないでしょうか。近隣自治体や住みたい田舎ベストランキングに選ばれた高田市や宮田村などの取組を参考に、本村の事業内容を改善し、年少人口の増加を図るべきと考えますが、見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 白馬村第5次総合計画・後期計画と人口減少対策について、3項目のご質問を頂いておりますので、順次お答えをいたしますが、1点目の目標人口が下回った理由についてお答えをいたします。

前段として、この目標値の設定方法について説明をさせていただきますと、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来の人口推計では、2020年度の人口推計は8,739人とされております。この推計方法ですが、全国の将来の出生、死亡並びに国際人口移動について、仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに男女・年齢構成の推移について、推計を行なったものになります。

一方で、白馬村の推定値は、この社人研の数値に独自戦略による上乗せをした数値を設定しており、9,000人という目標値は比較的に意識をした高い値となっています。

目標値に到達をしなかった理由といたしましては、全国的に見られる人口減少・少子高齢化の影響により、自然動態の減少が大きくなったこと、そして合計特殊出生率の低下が主な理由として捉えています。

村といたしましては、目標達成に向け、平成30年度から地域おこし協力隊員を採用し、情報発信、移住相談、村内での移住体験ツアーの開催、首都圏などで開催をされている移住イベントへの出展等、積極的に移住・定住施策に取り組んでまいりました。結果として、人口減少社会の中でも、社会動態については増加となっていることは、一定の成果が得られたと理解をしております。

2点目の若者にターゲットを絞った移住・定住策を積極的に展開をし、年間移住者実績を19人から80人に引き上げる目標とする行動計画を考えているのかについてお答えをいたします。

移住者を増やすためには、総合計画・後期計画にも記載をされておりますが、誰もが住みたい、住み続けたいと感じる村づくりの推進をすることが大事だと考えています。住んでいる人から、住み続けたいと思っていただかなければ、当然移住にはつながらないと考えます。このため、各課で知恵を出し合い、居住環境整備などの支援施策を講じる中で、多くの人が住みたい、住み続けたいまちを創造していくことが必要であります。

また、移住者が住民との交流やつながりを深めたり、移住者の経験や技術を活用することにより、地域の活力が維持され魅力も高まるものと考えます。

その上で、先ほども申し上げましたが、情報発信、移住相談、村内での移住体験ツアーの開催、首都圏などで開催をされている移住イベントの出展等の施策についても、若者にターゲットを絞るなど、多くの人に本村の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

最後に、白馬村の合計特殊出生率が低い状態は、子育て支援の補助金や助成金が貧弱なのが原因ではないか等のご質問ですが、合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであることから、その年の年齢階層別の出生数や分母となります女性の階層別の人数に応じ、大きく変動することとなります。

当村の場合、出生数は他の自治体に比べても、そんなに少ないわけでもなく、また地域柄、住民登録の出入りが多いことにより、分母となる女性の人数の増加や遅い年での出産が多いことにより、数値が低いものと推察をしておりますので、一概に補助金等の有無が影響をしているものではないと考えております。

他の自治体のように、出産等により節目の助成金や移住・定住政策に併せた助成金の給付事業は、現時点では給付する予定はございませんが、当村の子育ての支援といたしましては、0歳から18歳まで切れ目ない子育て支援に取り組んでいることから、引き続き子育て世代包括支援センターや家庭総合支援拠点の充実、保育では3歳未満児の受入れなど、ソフト面での支援の強化をしてまいります。

以上、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） では、再質問させていただきます。

総合戦略の中に、先ほども言いましたけど、数多くの施策がありました。その施策をある程度やり切れば9,000人になるだろうという計画で総合戦略をつくったと思うんですけど、その総合戦略の中で、これは全然できなかったと、この分野が駄目だったというような総括はきつとされていると思うんですけど、大体どの分野ができなかったのか、ご報告願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 総合計画、総合戦略の評価につきましては、この総合計画等を策定した委員の皆さんの一部から毎年評価をいただいたというところでございます。

どの部分ができなかったというのか、これ毎年公表しておりますので、その年々によって違うと思いますけども、通告をいただいておりますのでちょっと細かい個々の事業まではこの場での答弁は控えさせていただきたいと思っております。

ただ、総合戦略、総合計画ともに各項目に対して毎年評価をしておりますので、そちらはホームページでもご覧いただけますから、それを確認していただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 報告はしてある。それから、ホームページを見れば分かると、ごもっともな答弁は答弁なんですけど、私が質問しているんですから、大体こんな傾向なんだと教えてくれても何も問題はないかなと、まず思います。

その上に立って、一言、次の質問に移りますけど、この若者をターゲットに絞った移住定住策、これ私も一番重要なところかなと思います。それに対して、その書き方の1つに、居住、住宅環境を整備する。そして、移住定住策を進めていくというふうにかいてありますけど、その住宅政策はどのように進めるのか。そこの具体的なところを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 後期計画の中での居住環境の整備というところのご質問としてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、この地に住み続けたいという意識が非常に大切だというふうに考えております。この背景といたしましては、日本の総人口が減っている中で、いわゆる村外への流出を防ぐという意味での考え方です。

具体的に何をやるのかということについては、ここの施策を後期計画に載せているわけではございませんので、あえて例として申し上げますと、例えばですけどもリフォームの補助であるとかいろんな住宅の施策ということは考えられるとは思いますが。

もちろん、財政状況等の状況も考えなければなりませんので、そこら辺を見ながら住宅施策、いわゆるこの地に住むために何が必要なのかというものを見出していきたいということで、後期計画に掲載をさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） この居住環境の整備のところ、今リフォームの補助などを行なっていきたいというような答弁がありましたけども、若い人たち、20代、30代の人々が村へ移住してくる。そういう人に対して、そのリフォームとかそういうところまでは資金的に無理なような気がするん

です。

だから、低家賃のアパートをあっせんするとか、村で低家賃の住宅を整備していくとか、そういう政策などは考えていないのでしょうか。伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、白馬の移住に関する若者には、タイプが2つあるというふうに考えております。

私も、直接移住の相談とかに行なっておりますが、1つのタイプとしては、この地に来て安定した職を求めるというタイプが1つ。

それともう1つは、この地が好きなので、この地に来て何とか生きていくのにあたって住むところがなかなか見つからないという方も、これ過去の一般質問でも取り上げていただいておりますけれども、タイプとすれば2ついるというふうに考えています。

そうすると、最初のパターンについては何が必要なのかということになると、やはり勤務の場所等がなかなか年間を通じて安定してなければということになりますので、それは非常に住宅施策としてはまた考えは別になるのかなというふうに思います。

後のほうの部分については、何とか住むところを探しながら、この地にいたいという部分で行くと、リフォームという部分も考えられないわけではないかなというふうに思います。

最後の家賃の補助の関係でありますけれども、昨日の一般質問にもありましたが、空き家バンク的なもの、これ実際にほかの自治体でやっているものも管理等に関する経費というのが非常にかかっているというお話もあり、今、総務課の中で考えているのは、固定費がかからずに何とかそういうものをあっせんではないですけども、体験をしながらできるような仕組みができないのかなということで、今、課内でも詰めております。

これは、予算上はゼロ予算というふうになりますけれども、そういう取組もしながら移住に対する住宅施策の考え方を整理していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 資料をちょっとつくったものですから、見ていただきたいんですけど、この裏のほうの、田舎暮らし、宝島社という出版社が2021年度版住みたい田舎ベストランキングというのを、これ毎年2月にこの本が出ているわけです。今年、9回目になるんです。9回目になる中で、白馬村が載っていたものですから今回この資料として出しました。

それで、今までは全然、白馬村はこれ参加していなかったと思うんですけど、今回参加した。このベストランキングを選ぶのに272項目について答える。それで、ここに書いてあるように総合部門、それから若者世代部門、子育て世代それからシニア世代部門という感じでやって、白馬村は割合人気があるということで、シニア部門については5位にランキングされた。それから、若者部

門については8位にランキングされたということなんですけど、この項目、272の項目について、これお答えしていると思うんですけど、これは総務課のほうで依頼を受けてやられたんですか。その辺ちょっと伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） お答えいたします。

本日、この場で宝島社の内容ということで見ましたので、ちょっとその項目をどういうふうに答えているのかという部分は、ちょっと分かりませんので、答弁はいたしかねます。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ちょっと言葉足らずでした。項目まではいいんです。ただ、こういうのに参加しようと思った理由とか、それから参加したのかどうかということだけを、この本が勝手に白馬村を挙げたのか。それとも、こちらも協力して答えたからこういう形でこの本に載ったのか。その辺だけちょっと確かめたかったんです。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 意向があったかどうかにつきましては、ちょっと確認をさせていただき、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そこまでちょっと答えが分からないようでは、この中、深掘りして質問はできないんですけど、この豊後高田市という、これ小さな市の、大きい市、小さな市、それから町、村、4ランクで分けてこういう形で出したと、それで村部門ではこういう形になったということです。

その豊後高田市は、たしかこれ9年連続で最初からずっと移住、子育て支援の部門でトップに定着しているということで、ちょっと豊後高田市のホームページなどを見て調べましたら、簡単に言えば子育てのまちづくりと教育のまちづくりということで、まちづくりを行なっています。

それで、定住とか住まいのそういう事業に対して23の事業があります。それから、子育て事業については21、それから出産とか育児についての事業については29事業、それから教育関係については23事業、これ全部本体じゃなくて、定住とか子育てに関する事業としてそういうふうにある。それから、定住していくための暮らしの事業として31事業あるというような感じ。もちろん、就農とか商業に関しても27の事業があります。

それで、白馬村ももう少しやっぱり移住定住、それから若者に対する支援をきめ細かく行なうべきだと私は思うんです。それで、白馬村だけじゃないけど、日本全体がこのような形で人口が少なくなり、子供、出産が少なくなったということも含めて、少子化が起こっている原因を、本当は村長、どういうことが原因で少子化が起きているのか。その辺はどのような考えでいるのか。簡単

でいいですからお答え願えればと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をさせていただきましたけども、今、全国的に少子化、高齢化が進んでいるということはどこの市町村でもそうであります。

特に、今年度なんかはコロナウイルスの関係で非常に出生率が低いということは、マスコミ等々の報告でもあるわけでありまして。白馬村でも、少なからずともそんな影響も受けておりましたり、それから特に白馬村、観光というようなことで、先ほど総務課長の話にもありましたけども、働くところがないという部分は非常に課題であるということをお、常々思っているところであります。

特に、観光一辺倒の村でありますので、なおさらこういったコロナ禍の中では非常に厳しい状況でありますけども、昨日もそんなお話をしたわけでありまして、何とかこのコロナ禍が収束することによって、また元気な白馬村に戻ってくると、そんなことを確信し、そしてまた、そうなれば当然若者も白馬に定住をする。そんな期待をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと3分です。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 自分の見解を述べたいと思うんですけど、この少子化の問題は、今、村長が少しコロナのことをちょっと理由に挙げましたけども、これはもうはっきり言えば20年も前からずっと少子化が続いてきていると思うんです。

なぜこんなに人口が減ってきたか。それで、このジェンダー平等の中で、こういう発言がいいのかどうか分からないけども、女性、夫婦が子供を産み育てなくなってきた。少なくなってきたのはなぜかというところは、やっぱりもう少し真剣に考える必要が私はあると思うんです。

前の、去年の3月も大体同じような少子化の問題の質問をしています。あのときは、いろんな補助制度、それから支援金とか祝い金、そういうものをもっと他自治体並みの支給をしたらどうかというようなことを質問しましたが、そのときはそういう予算は組まないというような感じの答弁をいただいて、もう少しソフト面でしっかりこの村はやっていくんだというような答弁でした。

でも、ただそれだけでも私は何か、やっぱりひとつ腑に落ちないところがあって、もう1回この問題については質問したいなと考えていたんです。

先ほど言ったように、もう20年も前からこの少子化が始まっている原因は、やっぱり、特に30代、40代——20代からですか——の若者の生き方、それから働き方、それから労働条件、それから賃金、それから自分のやりたいこと、そこら辺がもうかみ合わさって複合的に、はっきり言うと子供を2人で結婚して育てるより自分のやりたいことをやるだとか、それから同僚とか先輩の子育てを見て、これは大変だというようなことを蓄積されて、どんどん子育てについて、子供を出産することについてためらいが出てきたと思うんです。

だから、本来は国がやるべきことなんですけど、国は国でやってもらって、村は村でやっぱり子育てのそういうサポートを、基礎自治体としてやれることがたくさんありますから、そこをもう少しきめ細かくやるのが、やっぱり白馬村の少子化に少しでも歯止めがかかると私は考えるんですけど、村長に先ほど聞いたから。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、質問時間が終了しましたので。

第7番（加藤亮輔君） そういう形で、予算づくりも事業づくりも行なってほしいと要望して、私の質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほどの回答で、調べた後ほどの回答というものについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、宝島社から長野県を經由して白馬村のほうに、これ県の信州暮らし推進課のほうから、田舎暮らしの本、この住みたい田舎ベストランキングが非常に大きな反響があるので、市町村としても協力してほしいというアンケートの依頼がございまして、白馬村として回答させていただいたというような経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番太田伸子議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） 11番太田伸子でございます。令和3年3月定例会は、私ども議員にとって任期最後の定例会になります。私もこの任期4年間で振り返り様々な出来事を思い起こしつつ、微力ながら村政に関わらせていただいたことに感謝しつつ、今、行政が最重要課題として取り組むべきコロナ禍における行政施策と、令和3年度当初予算についての2点について一般質問させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関する質問につきましては、今回一般質問される議員全員が取り上げており、それだけ村民皆様の関心が高い事案でありますので、村長ご自身の考えと丁寧なご答弁をお願いいたします。

まず、初めにコロナ禍における行政施策についてであります。

新型コロナウイルス感染が確認されて1年が過ぎました。この感染症が世界中こんなに影響を及ぼすとは想像していたでしょうか。

白馬村も12月までは陽性者の確認もない状態でしたが、この冬の観光を迎え、観光事業に従事する方、村を訪れる人の往来が増える季節となり、当然のように陽性者の確認が増えました。一時は警戒レベル5となりました。現在は村民の皆様のご協力により警戒レベルも下がりました。

これまで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金が、第1次、2次と配布されてきました。このたび第3次交付金限度額が内示されたと伺っています。そこで、これまでの施策及び今後の施策について伺います。

1番目に、第1次交付金限度額6,866万9,000円、第2次交付限度額2億1,079万5,000円の事業説明と支給状況を伺います。

2番目に、12月定例会で補正予算を認めた観光割引クーポン支援事業の執行状況を伺います。

3番目に、白馬村は観光が主産業ではありますが、観光に携わる、携わらないに関係なく約8,600人の村です。このコロナ禍の状況で、自粛し、感染予防に協力いただいている村民のストレスは大変なものだと感じています。村長の所見を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員からコロナ禍における行政施策について、3項目の質問を頂いておりますので、順次お答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の第1次、第2次の事業説明と支給状況についてお答えをいたしますが、答弁を求めている項目が事業説明ですので、答弁が長くなることはご了承をお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第2次分交付限度額の内定を受けて令和2年度一般会計補正予算（第4号）に計上する際、8月臨時会の全員協議会で提示をさせていただきました実施計画を抜粋をした一覧表と重複をするところもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

まず、第1次交付限度額で実施計画にのせた事業は5つあります。

1つ目は、県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業として、長野県と市町村が連携をして実施をする休業要請に応じた事業所に対する協力金等給付事業への市町村協力金で、1事業所当たり県20万円、市町村10万円の計30万円を給付するものです。

2つ目は、商工業者向けの事業継続緊急支援事業として、厳しい経営環境を強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会の1会員当たり5万円を事業継続緊急支援交付金として交付するものです。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て支援金給付事業として、コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯に対し、対象者1人につき1万円、対象者がいる独り親世帯には2万円を加算して支援金を支給するものです。

4つ目は、公立学校臨時休業に伴うオンライン学習推進事業として、村立中学校で実施をする臨

時休業の期間中にオンライン学習で使用する端末機器の家庭利用設定費用、アプリケーション使用料です。

5つ目は、私立小学校で実施をする臨時休業期間中に家庭学習で利用するアプリケーション（eライブラリ、ドリル学習ソフト）の使用料をのせました。

次に、第2次交付限度額で新たに実施計画にのせた事業は21あります。

1つ目は、第2次分の商工業者向けの事業継続緊急支援事業として、厳しい経営環境に強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会の会員以外の1事業者当たり5万円を事業継続緊急支援交付金として交付するものです。

2番目は、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業として、額面1万円の商品券を5,000円で販売するプレミアム付商品券により域内の消費を喚起し、これにより事業者を支援するものです。

3番目は、公立学校の情報の機器整備費補助金の補助裏であるGIGAスクール構想に従い、小中学校のICT化を強化するため児童用タブレット整備に伴う導入支援に係る経費として、スクールサポーターの報酬です。

4番目は、公立学校の情報の機器整備費補助金の補助裏である小中学校教育の継続のために家庭学習環境を整備する遠隔学習強化のための接続装置整備に関わる経費として、カメラ、マイク等の整備費です。

5番目は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の補助裏であるGIGAスクール構想に従い、小学校の通信環境を整備をするための児童用タブレット端末整備に関わる学校施設の通信施設整備に関わる経費です。

6番目は、公立学校情報機器整備費補助金の補助裏であるGIGAスクール構想に従い未整備であった小学校の児童用タブレット端末の1人1台整備に関わる経費です。

7番目は、避難所における新型コロナウイルス感染防止対策物品収納防災倉庫設置事業として、避難所の3密対策物品を収納する倉庫を設置する経費。

8番目は、常備消防における新型コロナウイルス感染防止対策として、北アルプス広域連合に繰り出し、常備消防における新型コロナウイルス感染防止衣やマスク等の購入に要する費用です。

9番目は、LGWANの接続系テレワーク推進事業としてコロナウイルス感染症を受け、今後行政においてもテレワークができる環境づくりを確立をするための端末購入費です。

10番目は、県立白馬高校学生寮の新型コロナウイルス感染防止対策事業として、白馬・小谷両村で運営をしている白馬高校学生寮における室内の仕切りカーテン設置など感染症拡大防止対策経費であります。

11番目は、インフルエンザワクチン予防接種補助事業として、インフルエンザ予防接種率を高め、罹患患者・重症者を減らし、感染リスクの高い検疫採取を行なう機会を減らすことでコロナ感染

者に備え医療機関の負担を軽減するための接種費用補助です。

12番目は、感染症の予防対策事業として、マスクやアルコール、予防対策ウェアなど感染症予防対策を実施するための衛生材料等の購入費用です。

13番目は、地域介護予防活動推進事業として、コロナ禍でも地域で通いの場として体操や歌など住民主体の活動を行なっている団体に対し、その活動を維持するため、消毒薬等の購入など感染症対策に関わる費用を助成をするものです。

14番目は、乗り合いタクシー運行事業として、運行を委託しているデマンドタクシーの感染症対策に関わる飛沫防止シートの設置等に関わる費用の助成です。

15番目は、山岳関係者向け感染症対策推進及び事業継続支援事業として、感染症対策を含め厳しい経営環境に強いられる山小屋運営事業者及び山案内人を支援するため、感染症対策と事業継続を支援するための支援金を交付するものです。

16番目は、宿泊事業者向け地域内観光需要の喚起事業として、冬の外国人観光客の大幅な落ち込みが予想される中、20・21冬季シーズンを含んだキャンペーンを実施をし、国内旅行の取り込みにより域内の宿泊事業者を支援するための宿泊クーポンの発行費用です。

17番目は、観光事業者向け地域内観光需要喚起事業として、宿泊事業者を除くアクティビティ、お土産、商店、飲食店、交通事業者等の観光事業者向けの割引クーポンを発行して、需要喚起により事業者を支援するものです。

18番目は、新しい生活様式に対応した泊食分離形態促進支援事業として、飲食店、交通事業者に対し、飲食の配達に対する費用を支援することで新しい生活様式を促進するためのものです。

19番目は、新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業として、中小企業の資金繰りを支援するものです。

20番目は、高齢者移動支援事業として、外出機会の少ない高齢者に対し、タクシー利用券を配布をし、外出の機会を確保するとともに、タクシー事業者の支援を行なうものです。

21番目は、学校保健特別対策事業費補助金の補助裏として、学校再開に伴う感染症対策、学習保障のための小中学校での対策に関わる消耗品や備品購入等の経費です。

最後に、支給状況についてですが、現在ほとんどの事業が執行中でありますので、まだ詳細な支給状況について述べることはできませんが、幾つか上げさせていただきますと、長野県と市町村が連携して実施をした休業要請に応じた事業所に協力金等給付事業への市町村協力金、1事業所当たり県20万円、市町村10万円の計30万円を給付をした県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力企業等特別支援事業ですが、直接県から659事業所への給付が完了しております。

額面1万円の商品券を5,000円で販売するプレミアム付商品券により域内の消費を喚起し、これにより事業者を支援する白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業ですが、両村で販売した商品券が合計1万7,199冊、額面にして1億7,199万円となりますが、この99.2%

に相当する1億7,070万円の換金が終了しております。

利用内容を業種別にみますと、8割弱が小売店で利用され、2割弱が飲食・サービス業で利用されております。

また、大型店における利用は36%であったことから、大型店に偏ることなく地域内で広く利用されたと考えております。

厳しい経営環境を強いられている村内商工業者を緊急的に支援するための1事業者当たり5万円を交付した商工業者向け事業継続支援事業は、1次分の商工会員で564事業所、2次の商工会員以外で342事業所の合わせて906事業所に交付が完了しております。

2点目の観光割引クーポン発行支援事業の執行状況についてお答えをいたしますが、12月の定例会において第6号補正として、観光割引クーポン発行支援事業、リフト券付宿泊クーポン事業費にお認めを頂きました。

補正予算成立後、速やかに取扱い宿泊施設を募集し、クーポンの抽選に向けた準備を進め、1月中旬のキャンペーン開始に備えていましたが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大、緊急事態宣言の発令、Go Toトラベル事業の一時の停止、加えて長野県医療非常事態宣言の発令、村内における新規の陽性者の相次ぐ確認や感染警戒レベルの引上げといった難しい局面を迎えたことから、このクーポン事業に着手できないという状況が続きました。

ここへ来て、医療非常事態宣言が解除され、感染警戒レベルも引き下げられたこと、加えて長野県の需要喚起策が再開されたことから、当初から仕組み変更をし、残るシーズンの巻き返しに向けて事業に着手をしたところです。

具体的に申し上げますと、村内の対象宿泊施設に泊まって使える白馬村5スキー場の1日券を抽選で1万名にプレゼントするといった内容で、泊まって滑ろうリフト券1万枚大盤振る舞いキャンペーンを開始をいたしました。リフト券の利用対象期間は、3月1日から5月5日までとし、ゴールデンウィークを含めた残るシーズンの誘客に全力で取り組んでまいりたいと思います。

最後に、コロナ禍における村民のストレスについてですが、新型コロナウイルスに限らず、未知の感染症が蔓延すると様々なメンタルヘルス上の問題が生じると言われており、特に不安と恐怖、隔離がもたらすストレス、偏見と差別、情報のもたらす社会不安と混乱などがあります。

新たな感染症が引き起こすメンタルヘルスの影響は、3項目の問題が考えられます。

1つは、感染リスク及び感染そのものが引き起こす心理的反応です。不安と恐怖が主なものになりますが、その内容は多様であり、感染することへの恐怖と不安、感染した場合は自分が他人に感染をさせたのではないかという不安と自責、検査や適切な医療を受けられているのかという不安、感染をしたことが知られて差別されるのではという不安あるいは大切な人が隔離された場合には引き離されたことによる分離不安など様々な内容の心理的な問題です。

2つ目は、環境の変化が引き起こす問題により、隔離や行動制限がもたらすストレス反応、経済

的打撃から生じうる、うつ病や自殺の増加、家族の密集性が高まった負の影響として生じる暴力や虐待の増加、休校によって生じる学業の遅れやネット依存の問題、活動が制限されるために起こる高齢者の認知機能の衰えなど、感染収束後も影響を残す可能性が危惧をされます。

3つ目は、情報が引き起こす問題で、特にインターネットやSNS上には、感染した人の個人情報と誹謗中傷、生活用品の不足をあおるデマなどがあふれました。このような情報の混乱がもたらすものは、偏見や対人関係の変化、社会への不信など社会不安が心理的影響を与えているものと考えます。

1点目のコロナウイルス感染の関係についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ご苦労さまでした。

それでは、先ほどのお話の中から伺いたいと思います。

第2次の限度額が示されたときに事業計画を出して、国からその事業を認めていただいてお金が下りてくるというふうな話は聞いております。

その中で、健康福祉課のほうの関係であります。高齢者の方の外出に関してタクシー券を配りたい。そのときの説明でありましたが、そのときは独居老人の方か高齢者のみの世帯の方にタクシー券を配るというお話がありました。

若い人がいる家族というか世帯では、もし病院とかに行くときは若い世帯が送ればいいので、高齢者だけの世帯に配りたいというお話があって、私たちの中では幾ら若い人がいても昼間高齢者の方を病院に送るときは、若い人は仕事を休業しなきゃいけないので、高齢者の世帯と限らないほうがいいのではないかとというふうに意見を出させていただいたことを覚えています。この事業に対して、どのように今事業が行なわれているかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 高齢者のコロナ禍における移動支援について、タクシー券の補助をしたわけですが、昨日ですかね、効果の薄かった事業みたいなところで話があったと思うんですけども。当初1,000万の予算で実際2月末までの使用期限でやっていますんで、最終的なところはちょっとまだ分からない状況ですけども、かなりの金額の減額補正をする予定であります。

こちらにつきましては、世帯構成見ましても、それぞれ実際の状況まではちょっと分かりませんので、一応対象者としては独居または独居の高齢者、高齢者のみの世帯ということで事業のほう組み立てて実施させていただいたところです。

結果としまして、これからのことになると思うんですけども、使用するタクシー券の配布枚数ですとか金額ですね、その辺についてはもうちょっと考えたほうがよかったのかなということ今思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） あのとときにたしか事業されるときには、ぜひもう一度説明をくださいと言ったと思ったんですけども、いつの間にか事業がされていたというところ、私はちょっと今びっくりしております。

それと、先ほど観光割引クーポンについてお伺いいたしました。3,000万の予算をつけた。そのときは12月の17日が定例会の最終日でしたので、私たちは3,000万認めております。それで12月の18日の観光局の理事会において、この説明がなされています。その中では3,000万で割引クーポン券——観光事業の割引クーポン券。それから宿泊割引クーポンの事業費から450万を振り替えて事業費に充てるというふうになっています。この宿泊割引のクーポンを450万残されていたというところは、どういうことでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

宿泊割の原資3,500万円は、以前定例会でもお答えしていますけれども、各宿泊施設の営業の規模または営業期間、実績等に応じて配分いたしました。その1次配分として約3,000万ほどか配っておいて、次の配分が必要になったとき、2次配分というんでしょうかね、それ用に450万円を留保していたというのが理由であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問がありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ちょっと説明、私の理解とは違いますが。それでは課長にお伺いしますが、3,000万円のこの宿泊割、8月につけたときの分は一応配られたということですか。1万泊分だと思うんです、3,000万円で3,000円の宿泊割、白馬割というものを配られた場合、村内の宿泊事業者には1万泊分は配り終えていたということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 白馬宿泊割につきましては、枠を配分しておりました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 枠を配分するという今、どういうことですか。事業者の規模によって枠をつくったということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まず、こういう宿泊割をやりますというようなお知らせをして、それに参加する事業者を募集いたしました。そこには営業のこれまでの実績、それから施設の規模、それから夏、秋、冬に向けた営業の計画なんかを記載させていただきました。それに依って施設ごとに違うんですけども、枠を配分したというところであります。

枠を配分しておいて、それを使った後に、利用後にそれを精算するというような形になっております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今回この事業が今、コロナが白馬のほうで蔓延したというところで事業ができていないんですけれども、12月のときには観光事業者の皆さんが白馬の宿泊割では足りないので、ぜひもう一度このような事業をしてほしいという要望があったから、今度は索道事業者と協働したような割引クーポンを行ないたいというところで、私は説明を受けて3,000万を認めた。

そのとき事業費は要らないのかと聞いたとき、3,000万しかついていませんでしたので、そのときはアクティビティクーポンの事業をやった残りがあるからとか、宿泊割とか、そのときは二転三転の説明があったんですけれども、そのような説明があったんですけれども、じゃ、この宿泊割の白馬割、一番初めのほうですね、3,000円の宿泊者に配ったこのクーポンが、まだまだ足りないという事業者からの要望があったにもかかわらず450万が次の事業費に充てられる、これ1,500泊分ですよ。どうしてここで、こんなに余ってくるんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 12月時点の説明なんですけども、リフト券つき宿泊割クーポンという、今私申し上げた2回目の3,000万円なんですけども、同じ割引クーポン事業として使うということとは特に間違った方法ではなかったかなというふうに私は感じます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ここに12月の補正予算のがあるんですけど、説明では10月7日に要望があり、GoToトラベルが終わったときに、ぜひ平日の誘客のために使いたいというふうにおっしゃってられます。別にそれをどうこう言うのではないんですが、私が言うのは、その前の3,000万、8月のときにつけた分がどうしてこの宿泊割が残ってくるのかというところです。

村内の宿泊事業者の皆さんは、もっとあれば、うちには20枚しか来なかったとかいろいろ規模によってだったので、少なかったというところ、それから自分たちのお客様に使えるのを模索されているという事業者の皆さんのお声を聞いています。その辺のところで、どうしてこの観光局の理事会のところには、宿泊割クーポン事業費から450万が振り替えられたのかというところをお伺いしてみます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

宿泊割、それからリフト券つき宿泊クーポンか。目的とすれば、観光事業者の支援、そのための観光割引クーポン発行になります。ということで、それぞれお認め頂いたというふうに私は認識しております。

その利用の仕方です。450万円が、白馬宿泊割分の配分残が一部あったとします。それを次の施策であるリフト券つき宿泊割プラン、そちらのほうで有効に活用するということは間違っていないと思うんです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ここで押し問答していても時間がたつばかりなので、一個申し上げておきたいのは、宿泊割クーポンをやるからといって3,000万の予算をつけたにもかかわらず、そのお金が残ったからといって次に流用するというのは、私は許されることなのかなというふうになんとんと意見を申し上げたいと思います。

時間が村長の答弁、ご説明が親切で長かったので、次に行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

令和3年度当初予算についてです。

各課枠配分方式で予算を編成する方針と伺っています。新型コロナウイルス感染症対策により、執行できなかった、また行なうべきではなかった事業などの見直しなどどのように意識して編成されたのか伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種も始まることから、村の予算、人員配置のお考えを伺います。

3番目に、厳しい財政は承知しておりますが、村民に直結する事業は削減することは大変厳しいと思っています。各課、工夫をこらしていることは感じていますが、村長も大きな決断をもって財政を立て直すお考えはないか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の令和3年度の当初予算について、3項目質問を頂いておりますので答弁をさせていただきます。

1点目の新型コロナによる事業の見直しなどどのように意識をして新年度予算編成をしたかについて、お答えをいたします。

予算編成に当たっては、基本の方針として、新型コロナウイルス感染症の対策を継続し、その感染症が村民生活や地域の経済に与える影響を可能な限り抑えることを意識をして、事業の選択においては、これまで以上に行政が行なうべき事業なのか、コロナ禍で行なうべき事業なのか、事業効果が上がっているものなのかという視点を重視をしながら予算編成に取り組みをいたしました。

令和3年度は、特に新型コロナウイルス感染症対策の経済対策に最優先で取り組まなければなりません。このため新型コロナウイルス感染症対策等の財源確保のため、令和3年度に予定をしている事業であっても、令和4年度以降において実施可能な事務事業を極力延期をすることといたしました。

令和3年度における枠配分方式は、令和2年度当初予算に対して97%、マイナス3%を乗じた額を要求限度額として設定をいたしました。各種施策の優先順位につきましては事業を執行している担当課が一番把握しておりますので、その課が主体性と自立性を発揮して事業の取捨選択を行ない、経費削減に努めた予算要求をしてまいりました。

その後に総務課予算査定及び各課予算調整会議、理事者予算査定を経て、今議会に提出をさせて

いただきました令和3年度当初予算案となりましたが、もちろん各課が自主的に事務事業を延期、中止しただけでなく、査定段階で削減をしたものもあります。「ざっくりわかる白馬村の予算」を見ていただければわかりますが、令和3年度は主な経費がのっていない、予算ゼロだけでも創意工夫を凝らして進めていくという事業も幾つかあります。

新型コロナウイルス感染症収束後も個性豊かで将来性のある村づくりのため、全職員が一丸となって英知を結集をし、村の行財政運営に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

2点目の新型コロナウイルスワクチン接種に関し、予算、人員配置について質問を頂戴しておりますが、昨日の田中麻乃議員の一般質問でも答弁をさせていただいておりますので重複する部分も多いと思いますが、ご了承を頂ければと存じます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、ファイザー社製のワクチンを使い、現在、医療従事者に対する先行接種が始まっております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の臨時予防接種に位置づけられ、16歳以上の住民を対象とし、市町村が接種を行なうものですが、期間は令和3年の2月17日から令和4年2月28日までとされています。

ワクチン接種は、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、対象者を4段階に分け、最初は医療従事者、次に高齢者、続いて基礎疾患等を有する者や高齢者施設等の従事者など、その後、それ以外の方というような順に実施をしていきます。

主な体制整備計画といたしましては、ワクチン接種に関する相談や予約の受付等を行なうコールセンターを会計年度職員2名を雇用し、3月中旬に開設する予定であります。

また、現在、使用しております健康管理システムの改修や予約システムの導入準備、接種券や案内通知の作成準備も進めており、3月下旬頃には高齢者に対して案内通知や接種券の郵送を開始をし、4月から接種が開始できるようにしたいと考えております。

具体的な実施方法といたしましては、村内の医療機関による個別接種と集団接種を併用して実施をしてまいります。

ワクチンの接種体制整備に関わる村の予算措置といたしましては、令和2年度予算では、2月の臨時議会の補正予算で承認を頂いた1,490万6,000円と、令和3年度分といたしましては、当初予算に2,156万9,000円を計上しております。このほか、医療機関で行なう個別接種の委託料、集団接種に派遣を依頼する医師や看護師の報酬等として2,413万6,000円を見込んでおります。

なお、これらワクチン接種に関わる費用につきましては、全て国が負担することとなっておりますので、最終的には村の負担はありません。

最後に、大きな決断をもって財政を立て直す考えはないかについてお答えをいたします。

地方分権が進展をしていく中において、地方自治体は、自己決定と自己責任の下、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進をしていくことが求められております。

また、少子・高齢化の進行などによる社会環境の変化や多様化・高度化する住民ニーズに適切かつ柔軟に対応していくためには、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行なっていくことが必要であり、私はこれまでも村民の視点に立った村政運営に努めてまいりました。

本年の予算編成の方針については、事業の効率化など総合的な観点から精査するよう指示をし、村が真に担うべき事業をしっかりと選択をして、限られた財政をこれらに集中していく方針に基づき予算編成作業を進めてまいったところであります。

その一方で、財政調整基金の確保や経常収支比率及び実質公債費比率の改善などを視野に入れた財政計画も考慮しなければならないことも事実であります。

太田伸子議員のおっしゃる財政の立て直しといった厳しい財政状況の点については、ご指摘のとおりであります。これまでも財政調整基金の確保やふるさと白馬村を応援する基金の活用などにより、厳しい中でも事業の取捨選択を行なうなど、常に中期的な展望を視野に入れた財政計画と事業執行について指示するとともに取り組んでまいりました。

今般のコロナ禍における歳入の減少からも鑑みますと、社会経済情勢の回復には時間を要することも考えられることから、大型事業などの先送りについても直接指示をしております。議員の大きな決断は何を指しているか分かりませんが、住民の信頼感と安定感を確保するとともに、財政運営の効率化を進め、これまで以上に財政の健全化、安定化に努める所存であります。

太田伸子議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと13分です。

質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） まず、いろんなことをお聞きしたかったんですけども、まず村長のお言葉の中から、コロナの感染を防ぐことが村の最重要課題。私は、それはもちろんでありますし、村民の皆さんが安心してこの村の生活、営めるためには、ワクチンの接種というものが多く期待されていると思います。

それで、先ほどコールセンターに2名を配置して対応される。コロナワクチンが摂取できるような体制を取っていきたいというふうにおっしゃっておられました。それで、このワクチンの接種というものが4月頃から始まって、7月、8月ぐらいまでに終わればとてもいいんじゃないかなというふうに思っているところであります。健康福祉課の皆さんが中心となって行なわれると思います。

健康福祉課の皆さんの人員配置はそのままであって、コールセンターが2名増えるというだけでは、私は、健康福祉課の皆さんは常に村民の皆様の健診やらその辺の手厚い施策もしていただいています。

そこで、この前半にコロナによってできなくなる事業などで、各課で手の空いてくる方たちなどで対策チームみたいなものを、この接種に対しての対策チームなどを立ち上げるというふうなお考えはないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かに、国家的というか、全市町村ともワクチンのこの事業については大変な、令和3年度の一大事業であるということは認識しております。

今、鋭意、健康福祉課の係長等が中心になって準備を進めているところはもちろん承知しております。

実際、そのワクチン接種の準備という段階の中で、もし人員が足りなければそこは柔軟にももちろん対応していきたいというふうに考えています。

ただ、ほかの業務、課の業務につきましても、会計年度職員の見直し等で今、鋭意配置については考えているところでありますので、一概に人が余るということはないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員。

第11番（太田伸子君） 人が余るという言い方はちょっと語弊があったかもしれませんが、少しでも重要なところに半年なら半年、私はかけてもいいのではないかと思いますので、柔軟にお願いしていきたいと思えます。

時間がないので、先日も、今、定例会の1日目の後ですけれども、もう予算委員会立ち上がりしました。予算委員会の委員長を拝命いたしましたので、これからしっかりと3年度の予算の審議に入っていきたいと思っています。

それで、1日目は概要をお伺いしたりして、委員会始まっています。明日から、また始まるんですけれども、その中で、同僚議員の中から、コロナが大変なんですけれども、コロナでやはり村の財政も厳しくなってきた。このコロナをよいきっかけにして、これまでの悪しきというか、何となく前例に従ってやってきた、前例を踏襲した予算というものを、予算編成を見直して、村の財政を立て直すということをしていかなければならないのではないかと。先日、大糸タイムスにも載りましたが、今混乱している池田町のように、村が崩壊しかねないような事態になったときに、私たち議会の責任も問われることになるというふうにおっしゃっています。

やはり、そこは私たちも村の予算に対して審議をさせていただき、認めて、皆さんが執行していただいているというところで、なるほどそこはしっかりと私たちも言うべきところは言わなければいけないのかなというふうに思っています。

それで、今回の当初予算についてであります。観光局の負担金として4,900万がついています。また、観光局のことか、観光のことかとおっしゃいますが、16期の決算書を見させていただいたときに、現金が8,900万、それから宿泊増進事業準備金として400万、そういうふうな資

産があります。それで、今回白馬の中でコロナ禍があり、財政が逼迫しているこの1年は別にこの4,900万、まだ審議して、審査していないのでどういう内訳か分かりませんが、大体が観光局の皆様の報酬とかのお金だと思うんですけども、今年、来年ぐらいは予算をつけなくてもいいんじゃないかなというふうに私は思っているのですが、その辺のところ、どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 議員さん、いつもおっしゃっていること、重々承知しておりますので、まず先ほどの関連もあります、事業のある程度と同じ趣旨での流用は、私はいいかと思うんですが、それでも議会に認められた予算の趣旨に沿って支出をするということはしっかり守らせる。残れば清算をさせる。それはやっていきたいというふうに考えています。

プラス、次18期になりますか。その予算づけにつきましては、うちとしても観光局の剰余金はしっかり活用しろという指示を出しております。ただ、うちの負担金をゼロにすると1年で終わるぐらいの規模でありますので、そこは段階的な取崩しというところでご理解をいただきたい。

あと、今年の4,900万余りについては、また予算特別委員会の中でぜひお認めいただくよう、説明を尽くしてまいりたいと思います。

全体的に、うちのほうもかなりの予算要求ベースからは削りました。そうした中で、どういった点を見直したかは各課長に指示をしておりますので、ぜひ予算特別委員会の中でご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） すぐ観光局というふうにおっしゃられると思いますが、別に観光局だけを目の敵にしているのでもありませんし、ただ、この観光局の負担金に関しては、私たち議員になって何回もこのいろんな話をしてくれて、どんどん抑えられてきているというのは分かります。

ただ、いつも全然減っていないところがあります。それは、観光局の職員の皆さんの報酬がほとんどこの負担金の中で見ているというところなんです。だから、その辺のところをまた、今ここにいる議員もどういうふうを感じるのか。そういうところはまた、審査の中で考えて、意見も出てくると思います。

私は委員長ですので、その場では発言できないと思いましたが、ここであえて言わせていただきました。

私は、観光局の事業に関して議会が口出すものではないというふうに思っています。

ただ、今年の観光局は、今年度というか今までの観光局の事業に関しては、やはりどうしてもインバウンドのことがあるのではないかなというふうに思っています。

先ほどの割引クーポンにしても、結局は索道事業者の皆さんのほうへシフトしているような感じがします。

ただ、県のレベルが下がった時点で、県の観光部は2月19日からもう県民割の負担として5,000円、3,000円の宿の負担をします。それから、登録していただいて出していただければ、県内のスキー場にリフト券の半額を補助するという施策をもう打ち出しています。

観光局からいまだに何も出てこないというのは、観光局の事業、何をしましたかって必ず聞くとFW、今年はQです、国内の。それを行なって海外に発信しました。海外に発信しても、今お客様は来ません。

だから、海外に発信してというけれども、もちろん今まで観光局の皆さんがインバウンドをされてきて、ここまで白馬村がインバウンドに頼ってきた村というふうに、私は観光局の事業に対しての成果はとて大きいと思っています。

そこで、もう今ここに、これだけの外国人の事業者の皆さんが増え、外国からお客様を呼ぶのはこの事業者の皆さんがやってくれています。観光局のやるインバウンドというのは、もう事業として私は役目は終わったのかな、白馬村のインバウンドとしての観光局の使命はもう終わっているのではないかというふうに思っています。

ぜひ、観光局の皆さんは、国内に向けた、それから村の底辺の宿に対しての手を差し伸べるような事業をしていていただきたいなと思っています。

外国人の事業者の皆さんは、HIBAの会とかいろんなことを立ち上げられ、また海外にも、自分のお国のほうにも発信していただいていますし、今回まだコロナで外国の皆さんが来れないならば、その辺のところはぜひ観光局としての事業としての見直しをお願いしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

時間がありませんので、先ほどから新型コロナウイルス感染症はワクチン接種が全国に行き渡ると終息への兆しが見えてくるかと思いますが、感染防止策として、白馬村の観光再生にはまだまだ時間を要する課題であります。

昨年の4月9日に、感染の終息を見極めつつ、適切な時期に適切な量で、適切な施策を打つと力強く発した村長メッセージを確実に実行していただき、コロナに打ち勝つ白馬村に導くために、強いリーダーシップと豊富な政治手腕を発揮されますことを大いに期待しております。

この任期の最後の一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第11番太田伸子議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 最後の議員の一般質問に入ります。

11回一般質問のチャンスがありまして、10回この席に立たしていただいているんですが、今まで大した質問をしてこなかったもんですから、また今日も似たようなもんで、同僚議員から最後だから早く終わらせろって言われてますんで、なるべくスピーディーにやりたいと思いますんで、よろしくお願いします。

今日は、私、2つの質問をさしていただく、まず、第1番です。

新型コロナ禍収束後の村の基本方針について。

全国的に新規感染者数が減少傾向にあり、県内、村内も落ち着きを取り戻しつつあります。精神的にもほっとしてるところではありますが、第4波も予想されるという専門家の話もあり、引き続き気を引き締めつつ、今後の対応をしていかなければなりません。ワクチン接種をすることで一つの区切りがつくのではないかと考えられるんですが、変異種も数多く見られるようで、気を許すわけにはまいりません。

発生から1年5か月、世界中が大混乱に巻き込まれ、医療の逼迫も喫緊の課題ですが、それ以上に経済の打撃は計り知れないものがあります。2月17日には商工会主催の白馬の現状を訴える緊急懇談会が開かれ、索道をはじめ、宿泊業、飲食業、関連するもろもろの事業者からの悲痛の叫びが聞こえてきました。特に12月に入って、GoToキャンペーンの中止により、上向き始めた村の景気は、一変して奈落の底に突き落とされました。国の施策であったGoToトラベル、GoToイート、GoTo商店街と全てが取りやめになり大打撃です。政府もできるだけの支援はしてくれているのですが、全ての人たちに手厚い支援が行き届いてるわけではありません。自助努力にも限界もあり、このまま行けば倒産・廃業は避けられないのではないのでしょうか。

そこで、これらを踏まえ、今後、村の基本方針としての考えをお聞きしたいと思います。

- 1、税収等の落ち込みが予想される中、財源確保については。
- 2、借入返済が迫る中、経済活動の維持継続の手だては。
- 3、環境保護をうたいながら、ゼロカーボンシティの宣言やSDGs目標をクリアすることが、財源不足の中、果たしてできるのか。

以上、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員から、新型コロナ禍収束後の村の基本方針について3項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、税収等の落ち込みに対する財源確保についてであります。議員がおっしゃるとおり、税収につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等を踏まえ、どの税目も減額を見込んでいるところでありますが、特に固定資産税は事業用家屋及び償却資産に対する特例措置により、昨年度、当初予算比で2億300万円の最も大きな減額となる見込みで、村税全体では2億

3,800万円余りの減額を見込むものであります。

そのうち、固定資産税の特例措置による減額分につきましては、全額国費で補填されますことから、新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金に1億9,600万円余りを見込んでおります。

財源の確保で重要であると考えているのは、ふるさと納税です。常に白馬村の地場産業に目を向けて、寄附者のニーズで合った返礼品を増やした結果、令和2年度一般会計補正予算（第7号）の時点で3億9,000万円の収入を見込んでおり、昨年度末と比較して6,500万円の増額となっています。このふるさと納税の需要は各自治体ともますます増しておりますし、今後もより一層PR活動を重視をし、全国の方に白馬村の魅力を感じていただき、寄附していただけるよう努力してまいりたいと考えます。

また、白馬クロスカントリー競技場の圧雪車やウイング21の除雪機の売却も進めましたし、土地を含めてこのような未利用財産の売払いを行なうことでも、自主財源の増加に図りたいと考えております。

特定財源においても国や県の動向に注視をし、今まで以上に補助金等の確保に努めてまいりたいと考えておりますし、地方債の発行につきましては、抑制を貴重とするものの財源とせざるを得ない場合は、地方交付税措置のある有利なものを活用できるように、庁内で情報を共有をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、借入返済が迫る中、経済活動の維持継続の手だてはとの質問についてお答えをいたします。

村内の中小企業及び小規模事業者を取り巻く経営状況については、冬季シーズンの入込客数の大幅な減少により、資金繰りを経営課題とする事業者数が大幅に増加しているものと推察をしております。

現に、今年度1月末現在の長野県制度資金融資及びマル経融資の取扱件数だけを見ても、あっせん件数は109件、融資総額は16億9,310万円に上り、昨年度同じ時期の47件、3億3,922万円を大幅に上回っています。これに制度資金等融資以外の民間対応資金の融資実績を合わせれば、過去最高水準規模の資金需要が発生しているものと思われまます。

こうした状況を踏まえて、本村では中小事業者の利子補給金制度の補充を図り、管内の事業者の資金繰り支援を行なってまいりました。

コロナ禍の経済活動縮小の影響が長期化しているため、先手を打って資金調達を行なった事業者の中には、据置期間の満了で返済負担が増加する、あるいは、新たな資金調達が必要となっている状況があることも承知をしております。

本村としては、引き続き村内金融機関や商工会との連携を密にし、事業者ニーズを踏まえた必要な施策の検討と、県をはじめとした関係各所へ管内事業者の経営状況の共有、そして、支援策の要

望を行なってまいります。

最後に、ゼロカーボンシティ宣言やSDG sの目標を財源不足の中クリアすることができるのかについてお答えをいたします。

気候非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言の具体的な行動計画につきましては、本年度、再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会を設立をし、現在、再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の開催に向け準備を進めているところであります。

長野県コロナウイルス感染症警戒レベルの引上げにより、第1回の開催が延期をされておりますが、この協議会の中で来年度、具体的な行動計画が策定される予定です。

ここで策定される目標や行動計画は、行政だけが行動するのではなく、事業者や村民と一緒に行動をしていく内容になる予定となっております。

SDG sに関しましては、予算をかけなくてもできることはたくさんあると考えます。まずは、SDG sを意識することからスタートをすることが大事と考え、この第5次総合計画後期計画も、その観点から策定をしているところであります。

何の事業に対して財源不足とおっしゃっているか分かりませんが、当然のことではありますけども、財政状況と照らし合わせながら、必要な事業については取捨選択をする中で、限られた予算を有効に活用できるよう事業を実施をしていきたいと考えております。

太谷修助議員の新型コロナ禍収束後の村の基本方針についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 答弁書が短くて、大変うれしく思います。

先日の予算編成の基本方針としての予算の概要を、先日、予算委員会の中で説明を受けまして、昨年に続いて枠配分方式ということで、とても、前年度の踏襲を極力抑えて3%抑えてっていうようなことで、非常に前向きな形で行政のほうは頑張ってるっていうのは、私も正直認めます。

そして、先ほど村長がおっしゃったように、やっぱり固定資産税の大きな減収っていうのも響いてきますので、そういったものをいろいろなもので組み合わせて予算をつくっていくんだと思っておりますし、また、そうしてほしいと思います。

それで、年度途中での補正っていうのは、災害発生だとか、それから、法律が変わるとか、特別な何かがない限りは補正は行なわないという姿勢が感じ取れてるっていうのは、私はとてもいいことだなと思ってるんです。

そこで、一つお聞きしたいんですが、災害がまた新たに、神城断層地震のようなことが突発的に、もしこのぎりぎりの予算の中で出た場合の対応の仕方を、村長、教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 災害が発生したときの予算措置というところがございますけども、当然のことながら原予算の中では対応できないというふうになりますので、先ほどの太谷議員の

説明にもありましたとおり、総計予算主義ではありながら、災害等突発的なものがあつたときには、補正予算、場合によっては専決というようなことを考えなければならないというふうを考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 6年前の神城断層地震のときもそうだったと思うんですけど、激甚災害に指定されたら、3年間ぐらいの間に対応すればいいというような、ちょっと私の素人的な考えで申し訳ないんですが、その辺りをちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 災害復旧に関しましては、激甚等関係なく、基本的には3年間で実施をするということで事業が組まれる。ただ、当然事業の規模によって終わらないようなものがあるとは思いますが、その場合には、国の予算の経手等を経て、場合によっては繰越しをしながら、さらに年度を追加するというところもあるかというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そんな特別な災害なんか起きないことは望んでるんですけども、今回の新型コロナウイルス禍っていうのは、もうとんでもなく、いつまで続くか分からないというような状況の中で、もう一つお聞きします。新型コロナウイルスがこのまんまもし収束しないという状態があと1年とか2年続く状態になったときの予算というのは、どういうふうに組み込んでか教えていただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、国の考える地方財政計画の中で、地方交付税として国が交付税、いわゆる地方に地方交付税として出す特別会計というのがありますので、それは法定交付税の中での収入を、いわゆる市町村の財政計画、いわゆる地財、地方財政計画に充てるという考えですので、この辺が示されないと、私どももちょっと何とも方針が見えないというところが正直なところではございます。

先ほど村長の答弁にもございましたとおり、令和3年度については、特例措置として固定資産税の減収分にかかる財政措置というのがなされているというのは、これは国のほうの制度で決まっておりますが、これが、じゃあ、来年がどうなるのかという部分については、またこの状況を見極めながら国の経済財政諮問会議等で図られることだと思いますので、現時点でどうなるのかということについては、ちょっとお答えができないという状況でありますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君）　そうですね。予想ができないことがどんどん続いてくると村も困るわけで、それに対応する国の制度とか、いろいろなものを使ってやってかなきゃいけないというふうには思うんですが、先ほど村長の答弁の中に、ふるさと納税が幸い白馬村はそういうファンの皆様がいらっしゃって、返礼品の質の高い、そういったものの問題もあると思うんですけども、やっぱり3億9,000万ものふるさと納税をしていただけるっていうのは、とてもありがたいことで、ただ、財政調整基金と一緒に、やっぱりきちんと、何でもかんでもここに財源があるから、ほれ、これだあれだっていうんじゃなくて、ある程度きちんと詰めて、これはもう最悪のときにしか使えないものだっていうくらいの考え方を、やっぱり危機感を持ってやっていただけたら、とてもうれしいというふうに一般の人たちみんな思ってると思うんですね。それはなるべくいろんなことに、サービスや何か質の落ちない程度にやりながらっていうことですが、例えば、大変かじ取りは難しいと思うんですけども、ぜひそういうことでやっていただければと思います。

3年度に計画した事業の中でも、もう4年以降に先送りできるものは極力っていうような、こういう考え方もとても大事ですし、今、緊急事態という状態ですので、そこはぜひ行政の皆さんも、村民の皆さんの考えてる考え方に沿ってやっていただければ大変ありがたいと思っております。

それでは、2番のあれに移りますね。

借入金を返済する中、経済活動の維持管理を、維持継続をどうするにっていうことで、先ほど村長のほうからは、県や何かのいろいろな制度資金だとか、中小企業の融資、利子の補給だとか、それから、信用保証協会の補給ですか。負担事業あると思うんですが、こういったものでカバーするというようなお話をされて、現在も元金の返済にもう回ってる方もいるし、昨年度、例えば金融機関から、まあ信用保証協会なんかから使ってお借りした方たちは、今度2度目にやろうと思ったら、なかなか借入れが難しい状態になってると思うんですね。既にちょっと難しいっていうお話もちらっと聞いたりするんで、そういう問題はいずれは出てくるだろうということで、昨年的一般質問の中でもちょっとさしていただいたんですが、それは、今、村がやってることは、県のそういうお金を使ったりしてあれなんですけど、村独自で何かやるっていうことは考えていませんか。非常に財政が厳しい中なんですけど、そういうお考えはないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

事業者の資金繰り支援という点でお答えさせていただきますと、先ほど村長答弁にありましたとおり、県の制度資金またはマル経資金を借り入れた方の2年分全ての利子を補給するという、これは村独自の支援策として実施しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君）　すいません。太田課長、ちょっとマスクをされているので、ちょっと今、私

も耳が遠いかもしれません。もう一回、すいません、お答えいただけますか。

観光課長（太田雄介君） 事業者の資金繰り支援という点からお答えさせていただきますと、先ほど村長の答弁にありましており、村独自の支援策としまして、事業者が県の制度資金であったり、中小企業、マル経資金を借り入れた場合、24か月分、2年分ですね。利子を全額補給するというものを昨年2月から実施しております。これは地方創生推進交付金か。コロナ対応のものを充当しつつ、そういう制度を独自に行なってるというふうにお答えしました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうですね。2年そういうように対応していただけるような、僅かでも村の中、独自の体制が取れば、村民の皆さんもある程度理解していただけるのではないかなというふうに思ってます。

先ほど村長がお話した中にも件数のこととか金額のことも出てて、大体私どもそんな数字あれしてるんですが、ただ、商工会なんかを通しての借入れをされてる方もそうですが、それ以外に直接金融機関だとかっていうところからお借りしてる方たちの数字がちょっと見えないんで、それは掛ける2くらいでの数字になるんじゃないかなというふうになんか心配してるんですが、いずれにしてもコロナが早く収束してもらわなきゃいけないと思ってます。

それで、そういう中で、G o T oがある程度うまくいったのに、12月辺りのところからコロナが出てきて、ストップしてしまったっていうことも、皆さん事業者の方たちはみんな大変ショック受けてるんですが、私もそういう立場で言っているのかどうか分かりませんが、G o T oが早く再開することを、最大のコロナ対策をしながらお客さんに来ていただきたいっていう姿勢を、この村の中から発信できる仕組みを観光課のほうでも何か考えているか、ちょっとそこだけお答えいただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 恐らく村内の事業者全ての方がG o T o再開を、長期再開を期待しているところだと思います。ただ、なかなかまだ1都3県でしたっけ、関東方面の緊急事態宣言が解除されるそれが2週間延期になったというような状況、それから、年度末年始にかけて感染状況、感染広がりが危惧されるという中では、すぐに昨年秋のような状態でG o T oが再開されるのっていうのは不透明な部分がありますので、村として、また県として身近な近県を含めた県内、身近な内需というものに焦点を当てて、そこでこれまでちょっと動いてたんですけれども、夏と冬に頼らない通年型観光、それに向けて取組を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうですね。一日でも早いG o T oの再開、それから、白馬割とか県民割とかいろいろなものを組み合わせて、業者、私どもも含めたスキー産業に携わってる人だけではなく

て、この村の全ての経済が回ってくような方法につないでいただければ、とてもありがたいなと思ってます。ぜひ私どもも期待してますし、村もそういう体制でやりたいということですので、ぜひぜひよろしく願いいたします。

それでは、3番目の項目に移りたいと思います。

環境保護をうたいながらゼロカーボンシティ宣言やSDGs目標をクリアすることが、財政不足の中、果たしてどこまでできるのかについて、村長のほうからの答弁も大体お図りいただいているんですが、SDGsについては、先ほど村長の答弁にありましたように、何もお金かけなくてもできることはたくさんありまして、今回は私もそこをちょっと使わせていただきたいんですが、先ほど同僚議員なんかも少子化問題のことだとかって言うようなお話で、村の人口がどんどん減ってて、移住者を受け入れるしか、今、体制がないみたいなお話もあったりするんですが、私は、SDGsの17の開発目標と、それから、169のターゲットっていうものの中には、細かくあれしてきましたら、先ほど村長が言ったように、お金をかけなんでもできること、少子化のことに関しては、子供さんが生まれてこなければなかなか人口も増えないんですが、この村で生まれ育った子供たち、まあこの村に限らず、ここへ移住された方たちも含めて、ここで白馬っていうものを理解して生活をしてきて生まれた子供たちが、また自分の生まれたふるさとに戻ってきたいなと思わせるような、何ていうんですか、自然環境を保全、保護するとか、それから、私どもの年代でいいましたら、兎追いしかの山、それから、小鮎釣りしかの川じゃないですけど、ふるさとというものに非常に愛着を持ってて、自分の生まれ育ったとこに錦を飾らなくても、帰ってきたいという気持ちになるような学校での教育っていうんですかね。地域が昔は子供を育てるっていうように言ったと私は思って、そういう中で生活を私どもはしてきたつもりです。今、白馬村の子供たちも、学校の中ではいろいろなものを、地域の人たちの交流を深めたり、それから、この前の計画の中、平成3年度の計画の中に、放課後子どもプラン事業なんていう非常にすばらしいものが出来上がってますので、そういうとこに地域のお年寄りなんか交流を深めて、この村の生い立ち、歴史、風土、習慣、生活様式、もろもろのことを、昔はこうだったんだよ、今はこうだけど昔はこうだったんだよねっていうとか、文化とか、そういったものを全部子供たちに教えてあげられるような、子供たちのふれあいていうんですかね。そういうものをもってして、子供たちが将来大学のとか、仕事とかでもいいんですが、外に出てった人たちがふるさとへまた帰ってきて住んでくれるというような仕組みを、私は、そのSDGsの何も、何ですか、気候変動のことだけではなくて、そういったもろもろの細かい小さなことがSDGsにつながっていくんだっていうことを、私はとても大事にしたいなというふうに思っております。

ちょっと突然であれして申し訳ない。教育長、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 子供たちには、現在のところ副読本を一応作成して、子供たちの学習のために、

村の文化財、あと資産と、白馬村にあるものをそこへ載せてく、現在やってます標本もそうですけれども、まだまだある程度このような形の中で副読本を作成し、学校で取り扱っていったらどうかということで現在考えております。

子ども教室については、生涯学習と合わせた中で、元気なお年寄りがたくさんいますんで、その方から、今のところ週2回でありますけれども、何かこんないい方法があるかどうか、そこらを含めた中で3年度やっていきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうですね。今、教育長言っていたように、地域の方たちが交代交代でもいいし、それからボランティアでも、あるいは、このことで名乗りあげて、ぼけ防止のために俺もぜひ子供たちと接していきたいなというふうな方がいたら、ぜひ前向きにそういう方たちもメンバーに加えていただいて、やってっていただければいいかなと思っております。

それで、SDGsに関してのことで言えば、小水力発電がまた予算がついて、いろいろ皆さんが真剣にお考えいただいたということ、これはとてもありがたいことで、えらい大きな金額をかけずして、ある資源を活用するっていうこと、私もこれも大事なことで、同僚議員も近くのソーラーパネルの設置が昨年ですか、されたところへ行ってみましたら、今年の大雪でソーラーパネルがみんな曲がってしまったりとか、高さがありませんので上に乗った雪が下へおって、全然その機能を果たしてないというような、そういう環境的な、あるいは、見苦しさみたいのもあると思うんですが、そういうものよりも、とりあえず今、手につけられるこれからの将来の自然環境や、何ていうんですか、風景を壊さないというような意味でも、小水力発電というのは、とても私、大事なエネルギーの開発につながってくと思います。今、幸いここには、酒井課長なんか非常にそういうこと詳しく、これからどうなさるかちょっと分かりませんが、ぜひ持ってるノウハウを村の中のエネルギー開発に残りの人生かけていただいたら、とてもいいんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺りあればありましたら、お話いただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 通告なく突然振られましてびっくりしてますが、小水力発電の研究会のほうのチームリーダーということで携わってきたということでお答えさせていただきますが、今回も農政課のほうの補助事業を使いながら、少しでも自然エネルギーができればいいかということで、私も側面のほうではお手伝いをさせていただいたという経過がありますので、来年から事業本格化になりますが、何らかの形で私も、まして私の地元の地区でございますので、地域の一人としてしっかり、こういったゼロカーボンを目指すような活動につきましては、しっかり協力をしていきたいというふうに考えてるところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 突然で、ありがとうございます。いずれにしても、この自然豊かな村が生き残ってくために、お金をかけずに、まあお金かかるんですが、すぐ莫大なお金をかけなくてもできる仕組みってあると思いますんで、それをみんなで模索しながら、協力し合ってやっていけたらいいと思います。

SDG s だけではないんですが、例えば、SDG s について言えば、まず、17の開発目標があるんですけど、一番今問題になってるのは、コロナで貧困がどんどん増えて、いわゆる3%以下に抑えようと思って、数字を下げようと思ってるのに、逆にどんどん上がってきて、また、この1年間で1億5,000万くらいの世界の人たちが貧困に苦しむ方向に向いてるそうです。それも特に中所得の国ですか。そういうとこに広がって、サハラ砂漠以下のアフリカとか、それから、南アジアと言われるカンボジアを含めたあの辺りのとこに、貧困が非常に深刻な状態になってるそうです。私ども日本人はまだそこまでいなくていいのかななんて勝手に思ってた、それこそきがついたら、とんでもないことになってるっていうことで、お互いにみんなが助け合って、世界中が幸せな道を選ぶために協力し合うことがとても大事だなというふうに思ってますので、引き続き私どもができることから、無駄なことをやめて、基本の原点に戻ってやっていければいいなって思ってますんで、行政のほうも協力して、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問、移ります。

公職選挙法改正に伴う選挙の在り方について。

公職選挙法が改正されて、4月の村議会議員選挙から適用されるんですが、メリット、デメリットというののどういうことが考えられるかご答弁いただきたいんですが、本当は村長にご答弁いただきたいと思ったら、村長も二元代表制の当事者の一人でありますので、ここは選挙管理委員長、中西さん、大変突然で申し訳なかったんですが、選挙管理委員長としてお答えいただけたらありがたいと思います。よろしく願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。中西選挙管理委員長。

選挙管理委員長（中西滋君） 太谷修助議員から、公職選挙法改正に伴う村議会選挙適用へのメリット、デメリットに関する質問について答弁いたします。

令和2年の公職選挙法改正により、大きく分けて3つの法改正がありました。1つ目として、町村議会議員選挙及び町村長選挙の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象になったこと。2つ目として、町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁。3つ目として、町村議会議員選挙における供託金制度の導入です。

総じて言えば、メリットは、立候補者の費用負担軽減です。デメリットは、村の財政負担増と候補者及び選挙管理事務局の事務量の増加だと考えます。

1つ目の、町村議会議員選挙及び町村長選挙に関わる選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公営については、全国的に地方では議員や首長の成り手が不

足しており、選挙に立候補しようとしても一定の費用がかかることから、選挙費用を公費負担することで立候補を喚起し、機会均等を図ることを目的とされております。

参考に、平成29年の村議選では、法定の制限費用は約158万円、候補者の平均選挙運動費用は約50万円でしたが、そのうち約20万円が公営対象となり立候補者の負担が減り、少しでも多くの人が立候補するきっかけになればと考えます。

2つ目のビラ頒布解禁については、経過として、町村長選挙は既に過去から頒布が可能でしたが、平成31年に市議会議員選挙でも頒布が可能になり、今回、町村議会議員選挙でもビラの頒布が解禁され、上限枚数は1,600枚です。

そもそも文書図画による選挙運動については、議員の皆様はご存じかと思いますが、掲示できるものとしてポスターや立て看板など、また、頒布できるものとしては郵便はがきやインターネットなどがありますが、いずれにしても公職選挙法にてその種類や大きさ、数量等が厳格に定められています。また、村議選は選挙運動期間が5日間しかないため、今回、ビラ頒布の解禁により、有権者に対して立候補者の政策を訴える手段が増えたこととなりますので、一定の効果を期待するものです。

3つ目の、供託金制度の導入ですが、供託金額は15万円です。

そもそもの制度の概要は、立候補者に選挙前の供託金寄託を義務づけ、一定の得票数に達した場合は供託金を払い戻し、達しなかった場合には没収する制度です。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様で、白馬村の場合は有効投票数の10分の1を議席数12で除した票数です。過去の村議選でいうと、おおむね30から40票程度となります。当選の可能性が極めて低い泡沫候補の乱立や、選挙を利用した売名行為を防ぐのが制度の目的とされています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 中西委員長、ありがとうございました。慣れないところで大変だったと思います。ありがとうございました。

それで、今、中西委員長がお読みいただいたものの中で、やはりメリット、デメリットっていう言葉を私使わしていただいたんですが、やはり議員の成り手不足というのが根底にあるということから発したことが、今回の選挙公営の拡大ということで、3つのものが公費で見てもらおうということになって、行政側にしてみたら逆に出費ですから、デメリットなんじゃないかな。そういうことで、デメリットとしては、供託金の導入がなされたというのは今ご説明いただいたとおりでありますが、このご時世に幾ら、国政選挙から始まって供託金制度があるっていうのは、意味は分らないんですが、今、委員長ご説明あったように、泡沫候補が出てきても選挙に名前を借りた売名行為をしても困るっていうことで、今どきそんな人もあまりいないと思うんですが、これも一つのルールだから、仕方がないかなと思います。

私、今回この質問をどうしてしたかっていいますと、今、公職選挙法の中では、立会演説会というのが昭和58年でしたかね、から禁止になってますよね。でも、私はいつも思うんですが、選挙に出る人の顔が見えないって言って、車に乗って名前を連呼するのはただうるさいというだけで、実際その方がどんな考えをされてる、あるいは、政治的なセンスだとか資質というものがどのくらいあるのか、それから、どういう考えをその人個人がしてる、その人となりも含めて、やはり臨場感あふれるところで、やはり討論をする、立会演説会でもいいんですが、そういったことで復活してもらえばというように私は常々思っていて、一般の方たちはなかなか人に、この人はこういう人だって言って、どんな考えをしてるかって、なかなか議論するチャンスなんてないと思うんですね。ですから、そこを立会演説会が今、法律で廃止になって駄目になったら、逆にそれに代わる、例えば公開討論会、こういったものを選挙管理委員会主導の下に第三者として立ち上げて、そこに選挙の、いわゆる啓蒙、たくさんの立派な多様性のある人たちがいろいろなところから出てきてほしいという啓蒙をするという意味では、多分選挙管理委員会も多くの人に声をかけていきたいと思ってると思いますんで、そこを少し柔らかくの感情で、公開討論会っていうようなものが催しできないか、そこをちょっとお聞きしたくて今回の一般質問をしたんですが、ご答弁はどなたでしょうか。すいません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。中西選挙管理委員長。

選挙管理委員長（中西滋君） 立会演説会について、以前は市町村長と都道府県議会議員等の選挙において開催できたと聞いており、昭和58年の公職選挙法の改正により廃止された経過があると伺っています。

廃止後40年ほど経過していますが、現在のところ立会演説会について再度法制化されていません。現状、法律の範囲内で可能なのは、公職選挙法第161条により定められている立候補届出受理後から実施できる選挙運動中の個人演説会です。公職選挙法の範囲内において、第三者でなく立候補者同士が主催して、合同の個人演説会を開催することも可能ですが、個人演説会を合同で行なうことができるということのみであるため、討論会形式では開催できません。

なお、同法164条の3第1項により、個人演説会以外の開催は、いかなる名義をもっても禁止されていること、また同条第2項により、候補者以外の者が2人以上の合同演説会を開催することも禁止されています。

議員の提案する公開討論会については、公選法上の政治活動の一種である政談演説会に該当するものと考えられます。政談演説会は、政治活動を行なう団体がその政治活動として政策の普及を図るために行なう演説会のことであるため、村や選挙管理委員会が開催、もしくは開催の指導をすることは法律上できません。

なお、余談ですが、令和3年4月の白馬村における選挙では、同法第201条の7に規定される選挙時における政治活動の規制に該当し、参議院補選の告示日4月8日以降は政談演説会等の政治

活動は制限されます。

また、魅力ある政治のための仕組みということですが、村選挙管理委員会が執行する地方選挙は、あくまでも村長や議会議員を選ぶための手段です。選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき選挙の適正な管理執行をするための機関であることから、立候補者に違反のない明るい選挙をするよう指導することや、有権者への投票を促すことが責務です。

そのために、村選挙管理委員会では、立候補予定者への説明会や、ホームページにて制度の説明、また大型店舗や保育園などでの有権者へのチラシ配布をはじめとする啓発活動を実施し、より多くの村民の意見が村政に反映されるよう努めています。

また、選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことをきっかけに、白馬高校の3年生を対象に主権者教育を実施しており、少しでも若い世代へ選挙に関心を持ってもらえるよう取組を行なっております。

近年、選挙を執行するたびに投票率が低下している状況ですので、今後も有権者へ投票への啓発活動は継続及び強化していく必要があると考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 立会演説会はだめにしても、今の個人演説会というのは選挙の告示をした村議会議員でしたら5日間は制約を受けるけども、その公示日の前に当たる時点では公職選挙法には公開討論は引っかけられないと思うんですが、ちょっと私の見解が間違っていたら、総務課長ですか、ちょっと聞いてみます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田選挙管理委員会書記長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、選管の書記長としてお答えをさせていただきます。

先ほど委員長も後段で触れましたが、今回の令和3年4月の本村における選挙については、公職選挙法第201条7に規定される、選挙時における政治活動の規制に該当し、参議院補選の告示日である4月8日以降は政談演説会等の政治活動は制限されますという、このとおりでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ですので、4月8日前のここでの公開討論会は、公職選挙法には引っかけられないんだと私は調べてきたんですが、そうじゃないんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田書記長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先般、選挙管理委員会を開きまして、細かい日程等を詰めているところであります。この場で間違った言い方をしてもいけないので、個別にご相談をいただき、どの日にどういう活動をするのかという内容までお示しをさせていただき、そこで判断をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員。

第1番（太谷修助君） お立場もありますので、しっかり、私もちょっと勉強不足というところがあって質問しているからいけないんですが、いずれにしても多くの村民の皆さんに、これだけ村がいろいろな問題を抱えてきて、もう地域から選ばれるとかという時代じゃなくて、全村的な中である問題をみんなで議論していい村につくっていかなくやいけないという意味では、私は多様化で老若男女を含めて、たくさんの方が立候補していただきたいと思っている。そのためには、やはり施策論争というものを含めて議論して、「この人はこういう考えをしているんだ」と、そこがとても私は大事なことで、この村にこれから与えられた使命じゃないかなというふうに思っています。

ですから、せっかく選挙公営の拡大によって、このかかる負担が公費で見えていただいくわけですから、供託金の問題は別にしても、そういうチャンスがあるときにたくさんの人が出て、やっぱり議論を戦わせた中からこの人に4年間託したいという人をぜひ選んでいただくためにこういうことを、前々から思っていたんですが、やってといただければということで考えていたわけですので、今、総務課長がよく調べて個々にということでありますので、私ももうちょっと勉強してやりたいと思います。

いずれにしても、繰り返すようですが、この村が本当にいろいろな意味で豊かな村になって、また子供たちが戻ってきて住みたいと言ってくれるような村にするために、私たちが今、与えられた仕事はそういう、この議会を、先ほどの太田伸子議員のお話の中にあつたように、議会の責任というものが後に残るようなことがあってはいけないので、そこを私どもは必死になって訴えているわけで、これは行政の皆さんも私どもも車の両輪とありますが、片方だけで勝手に走ってもいけないし、お互いが協力し合っている村をつくっていくというのが大前提にありますので、どうかその辺りのことはひとつお含みをいただきまして、前向きにやっていっていただきたいと思います。

私もちょっと、とりとめのないような話の中から、選挙管理委員長にもお越しいただいたりして、選挙管理委員長もたまにはこういったものに出てきてもいいかと思うんですけど、そういうことで、テレビでは皆さん見えていますので、こういう機会を与えていただいたというのはとてもありがたいなと思っていますし、今後も精進しているんなことに頑張っていきたいと思っています。

私、最後の質問者と同時に、これで終わらせていただきますけども、引き続き村のことについては協力してやっていきたいと思っています。よろしく願います。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終了いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり委員会等を行ない、3月18日午後1時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月17日までの間を休会とし、そ

の間、定例会会期日程表のとおり委員会等を行ない、3月18日午後1時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時56分

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月18日（木）午後1時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月18日(木)

(第4日目)

追加日程

日程第 1 発議第 1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯
決議について

令和3年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和3年3月18日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 1号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 発委第 1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を
求める意見書
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

令和3年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和3年3月18日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
農政課長	下川啓一	観光課長	太田雄介
税務課長	田中克俊	上下水道課長	酒井 洋
教育課長	横川辰彦	住民課長	山岸茂幸
生涯学習スポーツ課長	関口久人	子育て支援課長	下川浩毅
総務課長補佐兼総務係長	田中洋介		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

発議第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号及び同意第2号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第1号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第 1号 白馬村教育委員会委員の任命について
2. 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
3. 発委第 1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書

開議 午後 1時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

これより令和3年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より、審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第11号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。議案第11号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和3年度第1回白馬村議会定例会、総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案11件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてです。

同施設の指定管理者として、引き続き堀之内区長に指定管理したいものです。期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

質疑、意見では、いつまで村の財産かの決まりはあるのかに対し、実質は区が100%管理であるが、地縁団体なので登記ができない。補助金上の縛りは確認が必要との答えがありました。意見として、補助金の縛りがあれば仕方ないが、公共施設管理コスト削減上、ルールとして決めておいたほうが良いとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてです。

議案第2号同様で、同施設の指定管理者を、改めて白馬町区長として指定管理したいものです。期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第5号 白馬山麓事務組合理約の変更についてです。

4月から、北アルプス広域連合による白馬リサイクルセンター開設により、白馬山麓事務組合としてのごみ処理業務が終了するための規約の変更です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてです。

放課後における子供たちの安心・安全な居場所を提供するもので、名前は北小放課後子ども教室、位置は役場横の多目的ホール、対象は1年生から6年生まで、使用料は年間1,000円との説明でした。

質疑では、地域の大人との交流は大切だが、周知の方法はに対し、広報誌やホームページ、学校を通じて募集の周知を行なうとの答えでした。

南小での対応はに対し、南小保護者アンケートでは利用する回答が少なかった。北小をやってみて、南小でもとなれば開設する。

多目的ホールはコロナの集団接種の場所になるが、調整できているのかに対して、調整はできていない。多目的ホールが使えないようであれば、別の場所を探していきたいとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてです。

学校薬剤師の5万円を7万円に引き上げる。大北管内教育委員会の調整の中で一律7万円とした。地方交付税の算定基準の中にも含まれるとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

視能訓練士を月額9,000円以内で規定で定める額を追加した。視能訓練士は、目に関する治療、検査、リハビリの専門職。園児の視力検査を行なっていて、3歳児健診と年長で行なっている。大町市立総合病院の視能訓練士が来ていただくことになったとの説明でした。

質疑、意見としまして、子供の目が悪いのは全世界的である。子供の目を悪くしない取組を、この村が先進的に行なってもらいたい。庭で遊ばせることが目にいいようなので、課の横断的連携をして取り組んでももらいたいに対し、ユーチューブなどを見過ぎて目が動かず訓練を行なっている子

供もいる。外で遊ぶことをやっていきたいとの答えでした。意見としましても、とても良いことだ
と思うので進めてほしいとありました。

討論はなく、採決したところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきも
のと決定しました。

議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてです。

事業区分に「豊かな心を育てるための文化・芸術の振興に関する事業」を追加する。図書館など
を含め、新たにこの分野の寄附を募るものとの説明でした。

質疑では、特定名目基金ではなく、ふるさと納税の項目で財源を確保する考えかに対し、スター
トとしては、ふるさと納税の項目から始めたいとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきも
のと決定しました。

議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴う所要の改正で、新型コロナウイルス
感染症の定義を改めるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第10号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決
すべきものと決定しました。

議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の所管事項についてです。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,371万4,000円を減額し、予算総額を75億
9,044万円とするものです。

全般に年度末の精算減額があること、コロナ感染症による事務事業の未実施分の減や、交付金対
応のコロナ感染症対策による消耗品や備品購入などは、各課共通でたくさんありますが、これらの
報告は省略します。

総務課では、特別定額給付金事業で2,003万5,000円の減が、特出しすべきものです。

質疑では、特別定額給付金2,000万円減額は、給付を辞退ということかに対し、辞退もいるが、
当初これくらいの人数であろうという人数であったが、精算で減額したとの答えでした。

白馬村に住所があるとか、ないとか、外国人も含め全員に通知したということでもいいのかに対し、
賦課期日があり、基準日に白馬村に住所がある者の基準にのっとって支払いをしているとの答えで
した。

予算がないときにリースで買うが、リースの決めごとはあるのか。安易にリースの選択をしない
ほうがいいのかと思う。トータルでは高くなるとの問いに、車両は買取りとしている。パソコンは台数
が多く、また、OSの関係でサポートが終わるなどがあるため、今回はリースとした。明確な基準
はないが、金額が多く、平準化するのが目的。長期リース契約は、業者選定委員会を通さなくては
いけない。ご意見として承るとの答えがありました。

住民課では、債務負担行為補正は、清掃センター等用地賃貸借契約を廃止するもの。

戸籍住民基本台帳事業323万3,000円の減額は、住基電算委託料511万円を減額し、番号カード関連事務交付金187万7,000円の増額によるもので、これは、地方公共団体情報システム機構からの通知により増額という説明でした。

税務課では、繰越明許費、賦課徴収事業264万円は、令和2年度コンビニ収納業務として726万円で電算に委託したけれども、令和3年度からの開始に当たり、工期の延長請求があり、妥当とし、変更契約を行なったためとの説明でした。

質疑では、確定申告の日々の状況はに対して、予約制で実施した。1人の確定申告は15分として行ない、待合室の密は避けられている。15日目までの実績で、1,221人が申告。うまくいっているので、来年度も行なうとの答えでした。

健康福祉課では、高齢者移動支援事業タクシー券使用料780万円の減は、456世帯に1世帯2万円、40枚配布したが、411世帯36%、利用枚数は全体の12%にとどまった。

介護保険費、地域包括支援センター・地域支援事業262万5,000円の増は、高齢者施設の感染拡大防止のため、PCR検査の自主検査をした費用補助で、県が3分の2、残りを村が補助。白嶺を除く事業所の職員166名が対象。インフルエンザ接種補助金68万円の減は、子供と高齢者を除く2,480名に対し、1,000円補助を実施したが、実施者が1,869名であったので減額との説明でした。

質疑では、タクシー券使用料780万円の減額は、事業をやめるのが2月いっぱい、それが早かったのでは。1月初旬からコロナの感染症が多くなり、外出しなくなった。1か月延ばす考慮はできない事業だったのかに対し、地方創生臨時交付金を使っており、支払いを3月31日に完了しなければいけないため2月末としたとの答えでした。

小児夜間急病センターの利用者32人は、どんな人が利用しているのか。これがなくなっても支障がないかについて、利用人数は減ってきている。先生方の、コロナと小児夜間救急センター両方の対応が難しくなってきた。いつ再開になるか分からないとの答えでした。

教育課では、教育委員会事務局一般事業162万3,000円の減は、GIGAサポーターの応募者がなく減額。

学校環境整備事業572万6,000円の減は、GIGAスクール構想の小学校への1人1台のパソコンが1月末に納入された。共同調達により安く上がり、減額する。学校給食費、学校給食センター事業82万5,000円は、給食センターの消毒作業を2月5日に緊急実施した業者委託料との説明でした。

質疑では、GIGAスクールサポーターは応募なしでいいのかに対し、セッティングのサポーターだったが、今年度は運用までいかなかった。4月以降はめどがついているとの答えでした。

子育て支援課では、児童手当等給付事業590万円の減は、児童手当の不用額500万円と、家

庭的保育事業が2月からスタートしたため減額するものとの説明でした。

質疑では、放課後子ども教室の費用徴収は、半年でも1,000円は理解されているのかに対して、主なものは保険料であり、年度当初でも年度途中でも800円で変わらない。通しで1,000円としているとの答えでした。

生涯学習スポーツ課では、繰越明許費、スポーツ振興事業85万円は、聖火リレーに係る費用の繰越し。

ジャンプ台リフト使用料1,353万3,000円の減額は、新型コロナウイルスによる利用者の減。物品売払収入は、スノーハーブにある圧雪車139万円、除雪機を16万3,000円でそれぞれ売払った収入。

スキー大会推進事業290万円の減は、新型コロナ感染拡大のため、全日本ノルディックコンバインドの開催地の変更により、白馬村で開催しなかったための減額。

文化財保護事業の氷河調査委託料188万円減額は、県からの直接支払いになったための減額との説明でした。

全体を通しまして討論はなく、議案第11号の総務社会委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,176万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,368万8,000円とするもので、長野県への納付金額が確定したことによる減額補正と、財源の組替えを行なうものとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第12号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億323万2,000円とするものです。

歳入で普通徴収保険料の伸びを見込み、それを歳出で広域連合保険料等負担金とするものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情です。

提出者は、大北生活と健康を守る会会長、松島吉子さんです。

要旨は、75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情で、国に意見書の提出を求めるものです。

内容は、75歳以上の高齢者で単身者の場合年収200万円以上、複数世帯で後期高齢者の年収

合計が320万円以上の場合、医療機関の窓口で支払う自己負担額を現行の1割から2割に引き上げることを盛り込んだ医療制度改革関連法案が閣議決定され、通常国会での成立を目指している。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活している。後期高齢者の医療保険窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼす。高齢者の負担増は、介護に関わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世帯に多大な影響を及ぼすといった内容です。

質疑、意見では、まず意見としまして、高齢者は、年金だけでそのときの物価によるため目減りしてきている。2割ラインが200万円ちょっとになるから、値上げはやめてほしい。兵器爆買い表現は、それを止めれば福祉に金が回ると善意に取ってほしい。2年後には後期高齢者はますます増えていく。切り詰めるところが違うという意見でした。

2割に増えたところで、国が負担する財源がどのくらい減るのかに対し、2割引き上げると1,880億円の減額になる。今も全員が1割負担ではない。現在は2階層であるが、法案が通れば3階層になるとの答えでした。

別の意見では、国民皆保険であればしょうがないと思う。コロナで赤字国債のツケは将来の若い世代に行く。制度の維持上、収入に応じた負担はやむを得ない。

別の意見では、認めていいと思うが、意見書案の下から6行目、「兵器爆買い」云々の表現は関係ない。1割負担を求めるだけでいいと思う。

討論に入りまして、まず採択。後期高齢者制度ができたときは45%国庫負担で賄い、今は35%で、その分のしわ寄せが来ている。250万円で生活している人は生活に響く。若い時代にたくさん税金を払ってきた高齢者なのだから、政治の失政であり、地方議会から意見を言いたい。

別の討論としまして、若い人に負担をかけるのはかわいそうだが、弱者に寄り添うことは必要だから採択。

また、別の討論では、文章の書き方が問題。単純に1割維持を言えばいい。文章を直せば賛同する。

採決したところ、委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

これにより、最終日に意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬山麓事務組合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村放課後子ども教室設置条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

まずは、原案に反対の方の発言を許可します。第10番田中榮一議員。

第10番(田中榮一君) 10番田中榮一です。私は、この陳情第1号に対して反対の討論を行ないます。

団塊の世代が75歳以上になり始める2022年以降、日本の皆保険制度をどのように維持していくのか、高齢者の医療費増大は、日本の大きな社会問題の一つです。今日まで、国の発展に貢献してくれた高齢者たちは、病気やけがを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことは当然の権利でもあり、誰もが認めることだというように思います。

一方で、減り続ける現役世代に支えられている後期高齢者医療制度の内容を、高齢者ばかりでなく、全ての国民がよく熟知して、安心して老後を過ごせる環境を整えていくことも大事なのではないのでしょうか。

人生100年と言われる超高齢化社会、日本。世界に誇れる日本の皆保険制度を、何としても維持していかなければなりません。

そのためにも、年収200万円以上の後期高齢者が支払う医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる選択も、やむを得ないことと思います。

現役世代への配慮も必要です。よって、この陳情に対して反対するものです。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第7番加藤亮輔君。

第7番(加藤亮輔君) 7番加藤亮輔です。陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で発言します。

菅内閣は、2月5日、75歳以上で年収200万円以上の人の窓口負担を、現行1割から2割に倍増する医療制度を閣議決定し、今国会で提出しました。

まず、負担増になる対象者は、1、単身者で200万円以上から383万円未満の方、2、夫婦

で年収が320万円以上の方、約370万人が対象になります。

負担は、外来受診者の約6割が自己負担の2倍になると試算されています。

高齢者の生活実態ですが、総務省の2019年家計調査によりますと、世帯主が75歳から79歳の平均夫婦世帯の場合、月の収入23万3,000円に対し、月の支出は25万5,000円で、月2万2,000円の赤字。多くの高齢者が貯金を切り崩し、消費を切り詰めて生活しています。

これ以上の負担増になれば、体が悪くても病院に行くことをためらうと答え、受診抑制が働き、早期発見、健康悪化が懸念されています。

また、2割負担にすると、現役世代の負担軽減につながると菅首相は言っていますが、田村厚労大臣は、現役世代の負担増は年720億円、1人当たり年700円と国会で答弁しています。

保険料の半分は事業主負担ですから、本人の負担額は350円で、月に30円弱の話です。

試算によりますと、370万人の高齢者医療費負担は2倍になる一方、現役世代は月30円の保険料が減るだけです。

最も負担が減るのは国の公費で、980億円が減少します。

議員の皆さん、高齢者に負担を押し付ける、こんな制度は撤回すべきと思いませんか。

また、高齢者の医療費負担は、後期高齢者医療制度が導入以前は、国庫負担が45%でしたが、制度導入時に35%に減額したことが財源不足の最大の原因です。

政府は、リニア新幹線工事や沖縄辺野古の基地建設など、不要不急な支出を抑える、また、減らし過ぎた法人税の回復、証券優遇税制の是正などで財源確保を図ることなど、税金の集め方、扱い方を変えれば、窓口1割負担の継続は十分可能です。弱者に負担を強いるのではなく、国庫負担を元に戻すことが唯一の解決策です。

議員の皆さん、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 令和3年第1回白馬村議会定例会、産業経済委員会の審査報告をいたします。本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案4件、陳情1件です。付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

指定管理者として飯田区長を引き続き指定したいもので、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

討論はなく、採決したところ、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項であります。

まず、農政課関係であります。

主なものは農業振興費で、事業の利用がなかったため、経営体育成事業補助金300万円の減額、圃場整備北城南部地区64名、325筆、2,115aの農地が農業開発公社へ集積された協力金として462万2,000円を増額し、総額592万2,000円を交付。青年就農給付金交付事業で、1名が所得超過で不交付となったため150万円の減額。

農地費では、交付金の確定によるものと新規予定地区が活動団体設立を断念したため、多面的機能支払交付金事業324万9,000円を減額。

林業振興費の主なものは、資料策定を予定していた林業台帳を広域連携で行なうこととなったため、林業台帳システム改修委託料110万円を減額。この減額分は森林整備基金積立金へ積み立てるとのことでありました。

質疑、意見では、多目的機能支払交付金を断念した理由はの問いに、事務が煩雑でやり手がない。長野技研が事務を受託してやっていると聞いており、今後紹介できるようであれば紹介したいとの答えでした。

また、地区にとってはありがたい交付金だ。資料作りは大変だが、各地区で取組んでもらいたい。初めの導入段階で指導はやっていかなければならないのではないかとの問いに、県で説明会は行なっている。村も聞かれれば答えている。個別のやり取りや説明会は検討していく。以前よりは様式の簡素化はされているとの答えで、事務が煩雑なので地区は断念したとのことだが、こういうときのために地区集落支援員がいるのではないか。また、地区担当職員もおり、外部へお金を支払ってやる必要があるのかとの問いに、新年度は農政課の集落支援員を2人体制に戻したいと思っている。地区担当職員もこのようなことを担当すべきと考えるので、推奨していきたいとの答えでした。

また、意見として、事務受託を村が請け負うというのはどうか。担い手が多くの土地を運営しているが、地域絡みで満足いく管理はできていない。集落がきちっと申請して、農村の環境を守ることが大切だ。集落支援員が指導ではなく、村が事務受託することを検討してほしいという意見や、総務課の集落支援員はこういった提出物を専門にやっていると聞く。各課の垣根を取り払い、その集落支援員に集中させ、同時に新人も養成していくという形がいいと思うというものがありました。

また、農地集積金交付事業は、64名で462万2,000円だが、どこに協力金を支払うのかと

の問いに、地元の実行委員会へ支払うとの答えで、その後どうするのかについては、この補助金の使途は自由と聞いている。地権者地主会で検討し、木の伐採で使うとか、手直しをするとかに使ってもらう。1工区と2工区が対象であるとの答えでした。

1 担い手に農地を集積した協力金という理解でいいかに対しては、農地中間管理機構に農地を貸した実績に対して集積金が出る。農地中間管理機構が、農地を認定農業者に分配する形。担い手への貸し出す割合85%を目指しているとの答えです。

担い手は村内に何人かいるが、担い手は決まっているのかに対しては、計画の段階で人農地プランの計画を出しているので決まっているが、地域の話合いの中で参入が可能と聞く。地権者負担をゼロにするために集約率を80%にしなくてははいけない。1人の認定農業者が1ha以上のまとまった農地を借りなくてははいけないという制約がある。ある程度担い手を限定していかなくてははいけないとの答えでした。

討論はありませんでした。

続きまして、観光課関係であります。

観光施設整備費、平地観光施設管理事業241万6,000円の減額は、辺地対策事業債活用の落倉自然園遊歩道改修事業の工事請負額確定によるものであります。

特定財源である指定管理対象施設貸付収入の減額は、指定管理者の白馬村振興公社の厳しい経営状況に伴い、賃借料の支払免除の依頼があり、雇用維持と施設維持を優先すべきとの判断から570万円を減額。

観光費、観光宣伝振興費の減額の主なものは、地方創生推進交付金事業（観光）1,590万円の減額で、内容は、ドローン事業のハード事業で予定していた頂上宿舎トイレ改修が、ヘリの荷揚げができず、計画を令和3年度に行なうため減額。交付金事業負担金1,290万円の減額は、ドローン事業でアウトドアアクティビティのプロモーション活動費の事業確定による減額と、グランピング事業のソフト事業におけるオールシーズンアクティビティのプロモーション事業費、新たなグランピングアクティビティの追加開発支援経費の確定による減額が1,200万円であります。

観光割引クーポン発行支援事業900万円の減額は、6号補正においてリフト券付宿泊パック3,000万円を予算化したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年度の執行が不可能と判断し、減額。

商工振興費の新しい生活様式対応促進支援金100万円の減額は、泊食分離携帯促進の支援としてデリバリーを予定していたが、宿泊客の減少によりニーズが伸び悩み、これまでの実績から見て、年度内執行が不可能と判断したため減額。

事業継続緊急支援交付金96万円の増額は、村内タクシー3事業者へ緊急支援として交付するもので、1事業者10万円と所有台数1台3万円で、3事業者全部で22台分を予定しています。

質疑、意見では、観光割引クーポンの減額は900万円だが、6号補正では3,000万円だった

ので、差額の2,100万円は何かで執行したのかの問いに、2,100万円は大盤振る舞いキャンペーンで1万6,000人の応募があり、抽選で1万人に当選券を発送、3月1日から利用しているとの答えでした。

また、1日券は2,100円でいいのかに対しては、リフト券の精算は3,000円で、7,000人の利用を見込み、見込みより多くなった場合は観光局が負担するとの答えでした。

討論はありませんでした。

続きまして、建設課関係であります。

道路維持費、除雪事業委託料では、今年度の除雪費を2億5,000万円と見込み、現予算が2億円であるので、過去の実績を勘案し、5,000万円の増額。

道路新設改良費では、村道改良国庫補助金事業の実施設計等委託料178万8,000円を減額し、工事請負費へ組替え。道路改良起債事業1,313万8,000円の減額は、精算によるものであります。

住宅管理費、村営住宅管理事業、工事請負費では、調査の結果、吹きつけアスベストが検出されなかったため383万3,000円を減額。工事請負費を令和3年度に繰越し、5月までに解体を完了する予定とのことであります。

道路橋梁費、村道改良国庫補助事業では、橋梁の修繕工事で、通橋、中込橋、木流し2号橋の3か所、また、オオワデ踏切の設計委託も本年度と来年度に行なうため、総額で1億230万円の繰越しを予定しているとのことでありました。

質疑、意見では、残雪対策や除雪出動回数も、これからは経費節約を考えて住民に我慢してもらうことも必要ではないかとの問いに、除雪の要望や残雪対策の要望があれば担当が現場を確認する。残雪対策は重機が入るので、雪がたくさんあるときでないと田を荒らしてしまう。現場を確認してから取りかかるとの答えでした。

除雪に対する国からの特別交付税はどのくらいかに対しては、国からの交付金で1,900万円ほどを予定。今年は、福井等で降雪が多かったので分からないが、雪寒事業での増額の要望はしているとの答えでした。

また、道路改良起債事業の減額の内訳にはに対しては、どんぐりの雪崩防止柵の精算、ワカタ踏切の付け替え道路を予定していたが、JRと協議の結果延期し、合計で5,790万円ほど減額。用地費は、広域のセンター建設のための道路として共有地を買収したが、精算されたので減額との答えでした。

また、住宅は2棟なのに、工事単価は高い気がする。処理費も含め600万円くらいではないかに対しては、複数の業者から見積りを取って積算した。警備員、産廃処理分も含め100万円くらい安くなっており、ぎりぎりの契約。産廃は処分した後でないと金額が出てこないとの答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、上下水道課関係であります。

保健衛生費、環境衛生費の合併処理浄化槽整備事業で262万4,000円の減額。補助対象件数は35件で、うち国費対象とならない営業施設のものが7基。減額補正は交付決定通知が出ていたものの、実施に至らず取り下げたものが2件あったため。国費154万円、県費87万4,000円、ふるさと白馬村を応援する基金を30万円それぞれ減額しております。

全体を通して討論はなく、採決しましたところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出の収入では220万4,000円を増額し、合計で3億910万4,000円、支出では388万4,000円を減額し、合計で2億6,728万1,000円になります。

収入の主なものは、実績により加入分担金210万円を増額など。

支出の主なものは、配水量の減少による動力費300万円の減額などです。

また、資本的収入及び支出の収入では2,191万2,000円を減額し、合計4,567万8,000円に、支出では1,170万円を減額し、合計で1億3,882万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9,315万1,000円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

収入の主なものは、補償対象工事終了で補償額が確定したことによる1,881万2,000円の減額、借入予定工事の完了に伴い借入額が確定したため、企業債310万円の減額。

支出では、工事終了により額が確定したため、工事請負費1,120万円の減額などです。

討論はなく、採決したところ、議案第14号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正の主なものは3つありまして、1つ目、コロナウイルス感染症により下水の処理量が減少したことによる電気料や汚泥の処理料の減額、2つ目、白馬美麻線の反田橋の橋梁架け替えの布設工事に伴う精算、3つ目、一般会計繰入金3億5,000万円の一部を収益的収入から資本的収入に組み替えるものであります。

まず、収益的収入及び支出の収入では400万円を減額し、合計5億2,018万円。

支出では230万円を減額し、合計で5億2,016万6,000円です。

収入の主なものは、決算見込みから繰入金400万円を資本的収入へ組替え。

支出の主なものは、処理水量の減少等より130万円、動力費も同様の理由で100万円を減額しております。

資本的収入及び支出の収入では623万7,000円を減額し、合計3億7,730万3,000円。

支出では1,037万4,000円を減額し、合計5億1,101万7,000円とし、資本的収入

が資本的支出に対して不足する額1億3,371万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

収入の主なものは、数年度にわたる反田橋架け替えに伴う下水道管布設工事の今年度分が精算となり、下水道企業債770万円の減額、物件移転補償費386万4,000円の減額。区域外流入分担金、受益者負担金は各2件分で130万円余りを計上しております。

支出の主なものは、工事請負費の1,100万円の減額に、白馬駅前無電柱化工事で県の補償にならない工事に100万円が必要になったことから、合計で1,000万円の減額となっております。

質疑、意見では、受益者負担金は、賦課されてから5年、時効の中断が行なわれたところしか発生しない。猶予地を加入することによって受益者負担金は発生するが、それ以外は区域外流入分担金しかないが、あてはまるかとの問いに、猶予地になっているものが、住宅建設に伴い猶予地を解除したもののとの答えでした。

意見として、猶予地は更新していかないといけないので、猶予地を確認してほしいとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第15号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書であります。

提出者は、長野県労働組合連合会議長、細尾俊彦氏。

要旨は、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書で、内容は、1、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。2、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。3、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充し、中小企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

以上、早期実現を求め、国に対し意見書提出を求めるものであります。

質疑、意見では、長野県労働組合連合会はどのような団体かに対し、労働組合組織であるが、ホームページもあるし、全国組織もあるとの答えでした。

意見として、経営者側から見ると、本業の経営が厳しい中で一気に1,500円は厳しい。労働者側とすれば、上げてほしいということだが、一番高い東京が1,013円、長野県の最低賃金は849円で、全国的には700円台が東北、福岡を除く九州など。物価上昇率を考慮しても、全国一律700円を上げることは過去になく、中小企業が存続できるよう支援していく必要もあり、賛同しかねるというものであります。

また、同じく意見として、生活していくのに1,000円以下は苦しい。1,500円を目指す運動はしていると思う。今の経済状況は非常に困るというものであります。

討論に入りまして、不採択の討論として、個人事業主としてやっているが、時給だけでなく手当

で補うことが結構ある。事業が立ち行かなくなる可能性があるため不採択。

また、労働者側か経営者側かという論点だが、これから村内では、事業主が廃業するなど経営体質が変わり、雇われる側になっていくと考えられる。そうすると、最低賃金は保障されなくては行けないが、今の経営者が頑張っていくためには不採択でやむを得ないという不採択の討論がありました。

また、採択の討論では、労働者の要求であるので賛成。

また、労働者として働き、組合活動もしてきた。コロナ禍で大変な時期であるので、上げたほうがいいと思うという採択に賛成の討論がありました。

採決したところ、陳情第2号は、委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の報告は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。どちらですか。

第7番（加藤亮輔君） 原案採択すべきという意見です。

議長（北澤禎二郎君） まず、原案に賛成の方の発言を許可します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔。陳情2号に賛成の立場で意見を述べます。

この陳情書の要求は、1、現在、都道府県で差がある最低賃金を全国一律に改正すること。2、最低賃金額、1,500円以上を目指すこと。3、最低賃金引上げで経営継続に大変な中小企業は、政府が適切な支援策を行なうことの3点で、至極当然の要求です。

例えば、現在の長野県の時間給は849円で、8時間、20日働くとして計算すると、月13万5,840円、年収163万円で、200万円にも届きません。1,500円の場合、8時間の20日間で、月24万円、年収で換算すると288万円です。ここから健康保険、介護保険、雇用保険、年金、所得税、住民税などが差し引かれます。さらに、アパート、光熱費などの住居費、プラス食費も必要です。健康で文化的な生活を維持するには最低年収300万円は必要です。

ここにいる職員の皆さんの自分の給料は幾らか考えてください。議員の皆さんも自分が現役の頃、幾らの年収で働いていたかを考えてください。300万円以下で働いていなかったと思います。

また、この陳情の第3の要求に、時間給1,500円の支払いができない中小企業には、政府が税や補助金で支援して、経営と労働者の生活と命を守ることを訴えています。

さらに、1,500円以下、年収200万円以下で働く若い非正規労働者が約4割もいます。これらの底上げを図らない限り、消費の拡大、GDPの上昇も少子化問題も解決できません。

また、200万円労働者が増えれば、白馬へ訪れる観光客はさらに減少するでしょう。

議員の皆さん、白馬への観光客を増加させるためにも、1,500円を目指すこの陳情は採択すべきと考えます。議員の皆さん、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する方の発言を許可します。第6番松本喜美人議員。

第6番（松本喜美人君） 6番松本喜美人です。私は、陳情第2号について、採択反対の立場から討論をさせていただきます。

最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低賃金額を定め、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度です。

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審

議会に対し、金額改定の引上げ額の目安が示され、1、労働者の生計費、2、労働者の賃金、3、事業の賃金支払い能力等を総合的に勘案して決定されます。

今回の陳情趣旨は、1、全国一律の最低賃金の導入、2、最低賃金額1,500円以上の獲得を目指すものであります。

全国一律の最低賃金額の導入は、長野県の令和2年都市別消費者物価指数では、平成27年を100とすると102.9、対前年比0.2%上昇、全国平均101.8、対前年比0.2%の減少、東京都では101.7、対前年比0.2%減少で、際立った地方の消費者物価指数の上昇は見られないこと、また、現在、長野県の地域別最低賃金は849円で、これを1,500円にすると、増加率177%で、全国的には16の県が700円台で、最大増加率は189%に達し、産業界の混乱は明らかであり、コロナ禍における日本経済は深刻な危機に直面しており、到底賛同できる陳情ではないので、私は反対であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手少数です。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時10分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、先ほど報告がありました総務社会委員長より訂正の申出がありましたので、発言を許可

します。丸山総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 2番丸山総務社会委員長です。申し訳ございませんが、議案第2号の問い、いつまで村の財産かの決まりがあるのかの答えの中で、「地縁団体なので登記ができない」とありますが、正しくは、「地縁団体だけれども、村の財産なので登記ができない」ですので、訂正をお願いいたします。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第1 1番太田伸子予算特別委員長。

予算特別委員長（太田伸子君） 予算特別委員会の審査報告をいたします。

本定例会におきまして、予算特別委員会に付託された案件は予算審議6件です。5日間にわたり審査いたしました。

各会計の予算書、主要な施策の予算説明書、その他説明資料に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業を主眼に審査を行ないました。自由討議をはじめ、委員会日程を組み替え、慎重に審査いたしました。

議員の皆様には、予算委員会の報告書をお届けしております。金額の読み違いなどありましたら、ご指摘いただきますようお願い申し上げます。

初めに、議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算についてであります。

令和3年度当初予算編成に当たっては、長期的に健全財政を堅持するため、歳出の徹底した圧縮を行ないました。手法としては、昨年度と同様に一般財源の枠配分方式を用いました。各課は配分された一般財源の範囲内で創意工夫のもと、予算を組み立てることとして、予算要求します。また、地方債の新規発行額は、元金償還額以下とすることで、地方債残高をこれ以上増やすことのないように努め、財政調整基金の繰入れを前提としない予算編成を目標にしました。

今年度の予算規模は56億3,600万円で、前年度当初予算と比較して3億900万円の減です。村税は12億1,800万円で、昨年度比2億3,800万円の大幅な減です。個人住民税は2,400万円の減、法人村民税は100万円の減、特に、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する課税基準の特例措置から、2億300万円の最も大きな減で計上しています。

次に、各課の審査において質疑、意見は次のとおりです。主なものを課ごとに報告いたします。

総務課関係では、塩島コミュニティーセンターの総額と財源内訳はとの問いに、総額3,300万円、コミュニティー助成金1,500万円、村から500万円、残りは地元負担との答弁でした。

施設は、総務課所管施設になるかとの問いに、補助金として出すので、塩島区が事業主体で所有は塩島区となるとの答弁でした。

補助金の返還義務が切れたら、地元に移管すべき。ルールを決めていかないと、村の公共施設管

理のコスト削減になっていかないという意見がありました。

地球温暖化対策事業は、村民全体として取り組むことを啓発していかねばいけない。この村だからこそその取組は、役場職員が考えなければいけないと思うが、特定財源の範囲しかやらないのかとの問いに、委託は全部を丸投げにはしない、住民も入って令和3年度でまとめるとの答えでした。

国は、企業版ふるさと納税システムを市町村に呼びかけているがとの問いに、国では企業版ふるさと納税はコロナの関係なのか進んでいない。白馬村では企業版ふるさと納税は頂いている。白馬高校から地元に戻ってきた方に、奨学金を支給する助成制度に使用しているという答えでした。

税務課関係では、歳入について、固定資産税のコロナ減免の内容はとの問いに、固定資産税の減額は、評価替えがあり増えたものは据置きになる。中小企業等の事業用家屋と償却資産を売上げによって2分の1あるいは全額減免とする。これについては、国が全額補填するとの答弁でした。

歳出について、コロナによる徴収猶予は滞納につながっていくと思うが、倒産、廃業の情報はこの問いに、特例な猶予は終わるが、納税相談をしながら徴収率向上に向けていく。村内倒産の情報はないとの答弁でした。

建設課関係では、景観行政団体にならなければいけないのか、いま一度、考えてもらいたい。県の関与を失うことになるのではないのかという問いに対し、住宅の色など強制するには難しい。景観行政団体に移行することで、規制できるのではないのかということで取り組んでいるという答弁でした。

景観行政団体になって、村は指導体制を取れるのかとの問いに、村が独自の基準を設ける以上、村が主体的に行なっていかなければいけない。景観策定委員に業者も入っているのだから、体制を整備していくとの答弁でした。

都市計画マスタープランを2年で作成するとのことであるが、コンサル委託料だけで450万円かかるのかとの問いに、都市計画審議会主体に検討していきたい。都市計画審議会から作業部会をつくって、設計していく体系になると思う。コンサルに丸投げは考えていないが、専門的な知見がないと難しいため、国・県の機関と調整していくには必要であるとの答弁でした。

国は農地転用し太陽光発電を造ろうと言っているが、村はどう受け止めるのかとの問いに、県の景観条例でも一定規模の太陽光発電は届出が必要である。4月1日から地元と協議を先行していく予定であるとの答弁でした。

農政課関係では、中山間地域等直接支払事業だけでなく、平場の農地の管理をしっかりやってもらいたいとの問いに、認定農業者の方に委託をして草刈りをし、少しずつは改善しているが、県のいい助成金があればと探しているとの答弁でした。

本気で探してほしい。担い手が担い切れるのかとの問いに、中部地区は圃場整備が進んでいないので、大変だと聞いている。圃場整備をして条件をよくするためにということで取り組んでいる。

農振地域は簡単に外すことはできない。草刈りは多面的支払事業を使えるとの答弁でした。

犬川用水電動ゲートはどこに造るのかとの問いに、五竜スキー場の南ですとの答えでした。

松川についても、他の民間から問合せが来ていると聞かすが、村としてやっていくべきと思うがとの問いに、環境省の補助金は4割しかない。国でも、2050ゼロカーボンに取り組んでいるので、有利な補助制度や水源が確保できれば取り組んでいきたい。民間でもやりたいという意向もあるようだが、具体的にはなっていないとの答弁でした。

森林管理制度の令和3年度に積立金は幾らで、どんな事業を行なっていくのか。ペレットの管理は村でやらなくてもいいのではという問いに、昨年度270万、今年度で270万、令和3年度で330万円です。令和3年は、住宅周辺のナラ枯れ対策とシステム改修は毎年かかる。来年度以降は、森林管理制度に基づいた事業を推進していく。また、ペレットは、来年度は大北森林組合が直接村に出向いて、組合が販売する日を決めて行なうという答弁でした。

健康福祉課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種の概要説明がありました。死亡者や重症者の発生を減らし、新型コロナウイルスの蔓延を防止する。努力義務なので、本人の意思のもとに接種することになる。村は、接種の実施を行なう。接種者は、住所のある16歳以上が対象、例外的に住所がなくても、市町村長が認めれば接種は可能。

ワクチンが入荷の見通しが立たない状況で、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、それ以外の方の4段階で接種。大北管内の医療従事者の接種完了が4月22日になる見込み。ワクチン接種は令和4年の2月28日までとされている。接種費用は無料で2回接種。同じ会社のワクチン接種が原則。村の進捗状況はずれ込んでいるので、コールセンターは4月1日に立ち上げる予定。

接種方法は、個別接種と集団接種の併用で進めていく。集団接種は平日の昼休みの時間帯に1時間程度、5人の医師が並行して行なう予定。4月26日の週にワクチンが入って高齢者に接種となるが、初めに施設入所の方から行ないたいと思う。

医療機関から看護師2名も一緒に来てもらうようにする。

高齢者の接種は、5月連休明けから行なう予定。1日150名の方を実施できれば、10月をめぐりに終わらせることができるという説明がありました。

質疑に入り、コールセンターの場所と想定問答集等の回答の体制はどの問いに、庁舎内の相談室に設置する。コールセンター職員は、準備作業を進め、勉強する時間を充てて4月から入れるようにしたいとの答弁でした。

集団と個別の対応であるが、持病を持っている方は、集団より個別接種を希望されるのではないかと思う。かかりつけ医が白馬でない場合の説明は、十分に行なわないと混乱するのではとの問いに、先生方の意向は、住民の要望に合わせた接種は難しいと思われるため、住民に理解を頂いて、こちらで割り振りしていかないと回らないだろうということです。住民によく周知し、主治医に事前の予防接種の確認を各自行なうようにしていきたいとの答弁がありました。

シミュレーションをやったらどうかという問いに、小谷と共同で行ないたいと考えているという答えでした。

デマンドタクシー利用者は増えているのかとの問いに、コロナの影響があり、4月、5月は1日20人位しか利用がなかった。秋は増えたが1月から減って、1日当たり18人になり、コロナの影響とタクシーチケットの配布もあり利用者が減った。

小規模多機能型施設の計画はとの問いに、小規模多機能型施設は、第8期介護保険計画に北部地区に造るという計画。通所事業を行なっている方が土地と建物を借りているが、契約が切れるため小規模多機能型施設を造るとの説明がありました。

住民課関係では、白馬村のマイナンバー普及率はとの問いに、20%を超えているという答弁でした。

ごみ集積場の予定地区はとの問いに、白馬町区と塩島区との答えでした。

教育委員会子育て支援課では、施設型給付費委託料は、白馬幼稚園が新制度に移るためと言ったが、新制度移行に伴う幼稚園の特徴はとの問いに、補助制度が変わり、国・県・市町村で運営費を助成する。白馬幼稚園は新制度の幼稚園に移行。運営は変わらない。市町村のメリットは、助成金が入ってくるので長く安定してできる。市町村の負担金は普通交付税に算入されるとの答弁でした。

認定こども園に持っていけないのかとの問いに、白馬幼稚園と協議をしたが、幼稚園の事情でなれなかったとの答弁でした。

集落支援員が20万円であるならば、有資格者の保育士等の賃金はもっと多くなければ、市町村間の人材の奪い合いになるのではとの問いに、処遇改善として、非正規職員が担任を持っていたが、臨時的職員ということで正規職員と同等とした。延長保育の補助ということで白馬高校生を雇用している。保育士確保に向けて保育士に興味を持ってもらうこともやっているとの答弁でした。

白馬高校生の雇用はすばらしいという意見がありました。

教育委員会教育課では、学校建設基金づくりはどうするのか。学校のあり方検討委員会のスピード感がないがとの問いに、基金は財政的判断がある。箱物の減価償却分ぐらいは、毎年積んでいかなければと思うが難しかった。学校のあり方検討委員会は3月に行なうが、学校を理解していただいて10月くらいには答申に持っていきたい。教育委員会では答申を受けて基本方針を策定していく。その中で、学校はどうするか、財政はという別の話が出てくるので、新しく委員会を立ち上げるとか進めていきたいと思うとの答弁でした。

スクールバス試験運行は、議会でも意見が分かれて財政を心配している。コロナの厳しい財政の中でやらなければいけないのか。今回の予算も政治的意図を感じるがとの問いに、冬4か月の検証ができたが時期をずらしたほうが良いということで予算を認めたとの答弁でした。

今年の検証は、特に遠距離通学費を出していた保護者のアンケート。しろま保育園は通園バスを走らせたが、利用者がなく廃止した。めいてつや落倉は出す必要があるが、みそら野は必要か。

自家用車で送ったほうが楽という意見もあるのではないかと問いに、今アンケートを行なっている最中。様々な意見を聞く中で判断していきたい。路線バスとして使えるか地域公共交通会議にも図っていかねばいけない。今あるのは乗車率程度。まとめれば当然保護者にも知らせていくという答弁でした。

保護者は、中学を含めた要望をしていきたいと言っているので、保護者とともにつくってもらいたい。昔と今では観光地の白馬村は状況が違うという意見。

公共交通網形成計画を立てたが、6年先まで先送りし、6年後に検討するとなっている。スクールバスが先行していて、村民の足が置き去りにされているという意見もありました。

教育委員会生涯学習スポーツ課では、スノーハープクロスカントリー大会は、令和3年度の開催は中止になったが、地元は参加者の半分ぐらいは宿泊すると期待していると思うが、観光協会の了解は取れているのかとの問いに、常任委員会に佐野坂観光協会長、五竜観光協会長も入っていただけで判断したとの答弁でした。

B&G体育館、雨漏りは本当かとの問いに、結露と思っていた。1月に雨漏りがあり、その部分をテープで止めて雨漏りを止めた。

設計業者に瑕疵担保があるのでとの問いに、雨漏りは想定していなかったもので、瑕疵担保にはならない。

見抜けない責任はどこにあるのかとの問いに、契約者になるという答弁がありました。

観光課関係では、白馬駅前観光案内について、白馬館がやめたいとのことであるがとの問いに、白馬館から駅前支店を閉店するという話があった。駅前の観光案内業務は必要と考える。観光局が駅前の案内業務をやる考えでいるとの答弁でした。

道の駅の土地は村が買い上げるのかとの問いに、道の駅の土地は2名から借りている。契約が来年7月に切れるが、所有者から譲渡したいとの意向をお聞きしたので、そのための土地鑑定を行なうとの答弁でした。

意見として、庁内統一の不動産鑑定士を入れていただくことを検討してほしいという意見がありました。

コロナ感染に対し予想を立てて予算組みをしているのであるならば、観光地経営計画が修正になっていくのではないかと。外国からお客が来ないなど見えている部分がある。シビアな考え方を持っていたほうがいいのではないかと問いに、コロナ収束に関しては数年かかると見ている。危機感を持って臨み、秋から冬に向けて肝に命じて行なう。国内向けにプロモーションを行なっていくとの答弁がありました。

地方創生推進交付金事業は導入当時、事業の相手先が白馬観光開発と八方尾根開発であったが、現在は、ほぼ白馬スノーピークのための事業に思える。ソフト事業はどこに行くお金かとの問いに、国内プロモーションを想定している。観光局やスノーピークが行なうプロモーションを行なう。村

内広告代理店、県内テレビ、映像制作は村内・村外の事業者となるとの答弁でした。

観光局の負担金については、自由討議で議員間の意見を伺い協議したい、観光局の総会資料を提出していただきたいという動議が出されました。委員から、議案第16号の採決に向けて自由討議の動議が出され、委員全員の賛成により観光課の審査を中断し、3日目の他の課の審査が終わったところで自由討議を行ないました。

自由討議の意見としては、局の負担金は、事業経費と運営経費を分けるのは分かりやすくよいと思う。事業経費の中身が分からないので説明が必要。

また、観光は、先取りした運営をしていかなければいけない。冬には夏のものででき、行動しなければいけないができていない。今はコロナ禍であるが、観光局のビジョンが見えない。観光を推進していく気構えがあるのか。

コロナ感染確認時の対策は、シーズン前に観光局が考えることであった。コロナ危機において観光局は何もやっていない。

事業費は見えていいが、運営経費は対象経費から前年度の事業収入を引いた分が負担金となるが、人件費の8割を持って負担するとか。観光局を振興公社と一緒にしてもよいと思うという意見もありました。

また、別の意見では、人件費の80%で切る。修正案が一番いいと思うという意見もありました。

また、危機感、スピード感のなさで反対討論しようかなと思うが、産業経済委員がそう思うなら、修正するか否決しなきゃいけないと思うという意見もありました。

観光局と振興公社は一緒になればと一般質問でも言っている。持続可能な観光地づくりとして観光局ができた。村民がどう思っているのかという意見もありました。

また、産業経済委員会で考え方をまとめて修正案を出したいと思う。負担金を丸々認めるのは考えていない。修正案を出したいと思う。予算特別委員会5日目に案を出したいという意見がありました。

4日目の各課審査が終わったところで、緊急の産業経済委員会の緊急懇談会を開き、再度、観光係長から観光局の負担金について説明を受け、意見交換しました。

予算特別委員会最終日、観光課の審査を再開し、産業経済委員の懇談会から、村の負担金は、事業費に対し分担金と事業収入を充てて、事業費全体から引いた残り1,332万5,000円。人件費は、自助努力が必要で、上限額80%、商工会も補助金の団体で人件費のおよそ80%である。人件費は3,337万1,000円。合計4,669万6,000円で、村の予算から325万4,000円の減という案。しかし、すぐ修正案のようになるとは思っていないので、参考資料にしていきたい。令和3年度の観光局の運営は不安に思っている。令和2年度、社員の分担金をゼロにした。実態は来期のほうが厳しい状況で、1,550万円の分担金が納入されるか不安に思うという懇談会の意見が報告されました。

審議を再開し、ほかにグリーン期のシャトル運行事業を計上しているが、冬は一般財源で計上しており、統一したほうが良いと思うが。バスは空で走っている、予算をカットしてもいいのではという問いに、グリーン期は実証運行の取扱いである。この冬から白馬シャトルで行なっていくので、年間を通してのシャトルバスとして行なうことになるという答弁でした。

グリーン期とナイトシャトルバスで2,000万円。そのほかにスクールバスがあり、乗合タクシーがあり、公共交通網との関連はどうなっているのかとの問いに、グリーン期のシャトルバスは網計画ではない。令和4年度からの実施に向けて調整していくとの答弁がありました。

観光目線で言うのは分かる。村民の足も含めて公共交通網をつくり上げて、一緒に考えてもらいたいとの意見で、グリーン期のバスは、もともとは花三昧で運行。公共交通の中で、観光の足と住民の足とは違うということで、観光の足を特化した。交付金の5か年計画。行く行くは1本化の意見は、ごもっともですとの答弁がありました。

観光局の修正案はのめるかとの問いに、観光局を回していくには2,000万円は残していきたいので、このままでお願いしたいという答弁がありました。

令和2年度のコロナ対策で局が出したお金はどの問いに、コロナに限れば500万円という答弁がありました。

3年度以降もコロナの影響が続くと思うが、さらにコロナ対策のために負担が増えるのではという問いに、観光局ではコロナ対策を見据えていないと答弁がありました。

観光局の組織を改める時期が近づいている。2年後の地方創生交付金がなくなる時期、あしき前例踏襲はやめてこの機会を捉えて、代表理事が替わる時期に組織再編を考えていくべきとの意見が出されました。

各課の審査が終わり、全体を通しての討論に入り、賛成討論として、消極的賛成。観光局予算が昨年に比べ200万円しか減っていない。他の課では、頑張っていたので賛成。

反対討論として、3月2日の予算概要の説明のときから、コロナ禍の予算編成は、危機感を持って予算を編成するかと思ったら、そうではない。コロナ対策は臨時交付金で賄っているにもかかわらず、財政調整基金等を繰り入れている。財政の赤信号直前と思う。議会には指摘する義務があると思うので、予算は反対という討論でした。

また、賛成討論として、予算なので、職員の人件費も絡むので賛成したい。スクールバスの運行は同じ予算を組んだ。もろもろのところは反対しなければいけないし、これまでの延長線上の予算づくりという気がする。第5期総合計画後期計画がスタートするが、覚悟を持ってスタート地点に立っていない。賛成はするが、問題点は山積み。他の自治体の人口規模の同じ自治体と比べ、10億円ぐらい大きい予算で、方向転換するよう組織内であってほしいという討論がありました。

採決したところ、議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は、それぞれ10億5,389万円。国民健康保険税は2億2,136万3,000円。保険給付費等交付金、普通交付金6億7,937万5,000円、特別交付金1,603万6,000円は、保健事業の実績等によるものと新型コロナウイルス感染症による国保税減額分が含まれています。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第17号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は、それぞれ1億555万6,000円。後期高齢者医療保険料は8,155万9,000円。特別徴収5,170万3,000円、普通徴収2,908万3,000円、過年度普通徴収77万3,000円。一般会計繰入金201万円。保険基盤安定繰入金2,170万4,000円であります。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第18号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

歳入歳出総額は、それぞれ454万9,000円、維持管理を行なうための予算となります。使用料収入89万6,000円。一般会計繰入金359万1,000円。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第19号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益3億1,031万9,000円。水道事業費用2億5,804万1,000円。資本的収入6,789万7,000円、資本的支出1億6,090万6,000円を予定しています。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,300万9,000円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

主な建設工事として、反田橋橋梁工事、白馬駅前無電柱工事に伴う配水管布設替え工事、北城南部圃場整備に伴う配水管布設工事を行なう予定です。

質疑に入り、加入分担金の大型施設はどこかとの問いに、飯田地区で20棟ほど新設されているという答弁でした。

水道工事請負費は、有収水量率を向上していくということだが、水道計画の一環かとの問いに、更新計画で老朽管の洗い出しを行ない、向こう10年間の洗い出しをした。優先順位を決めて行なうという答弁でした。

討論はなく、採決したところ、議案第20号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出は、下水道事業収益5億1,233万3,000円、下水道事業費用5億1,233万3,000円、資本的収入3億4,185万2,000円、資本的支出4億5,692万3,000円です。

収益的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億1,507万1,000円は、損益勘定留保資金で補填するものです。

主な建設改良事業は、反田橋架け替え工事に伴う水管橋移設工事、白馬駅前無電柱化に伴う配水管布設工事を行なうものです。

下水道事業収益は、対前年比1,122万3,000円減額の5億1,233万3,000円で組んでいます。これは、下水道使用料と雑収益の減額が主な要因となりますが、下水道使用料はコロナウイルスの影響もある程度考慮して計上しました。

下水道会計は、水道会計のように積立金がないことから、今年のような想定もしない使用料収入の減少は事業に多大な影響を及ぼします。そのため、今年度の実績を鑑みて編成しました。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第21号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第16号の討論に入ります。討論ありませんか。どちらですか。

（「反対です」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） まず、原案に反対の方の発言を許可します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に反対の立場で討論します。

今回の予算は、近年再び悪化している財政状況の中で、未曾有の災害とも言えるコロナ禍に見舞われている年の最も心してかからなければならない新年度予算編成です。そのコロナ対策費用は、ほとんど国の地方創生臨時交付金で賄い、緊縮財政を意識してか、これといった目玉事業もないにもかかわらず、財政調整基金と減債基金で合わせて2億円、ふるさと基金で3億円など大きく基金を取り崩しての予算編成は、財政硬直化の顕著な表れであり、明らかに赤信号寸前の状態と言えます。私には、財政破綻の道をまっしぐらに進んでいるように思われます。

予算書全体を通じて、村長の思いが職員に浸透しての予算組みとは到底思えず、危機感とスピー

ト感が圧倒的に不足しています。理事者も職員もそして議員も、違う時代に入った、違うフェーズになったという認識を持たなければなりません。私は、平成10年代の白馬村財政の危機の時代を経験しましたが、その経験から言っても、コロナ災禍の今こそ数字的にも、行動的にも軌道修正しなければ、この先、健全財政に乗せるチャンスはありません。村民にも理解と協力を求め、前例踏襲を断ち、当初予算の段階から改革を断行し、壊滅的狀態になる前にそれをなさなければならず、逆に言えば、今般のコロナは、そのためのチャンス、ピンチをチャンスに変える絶好の機会と言えます。それを怠ったならば、報道されているような池田町の財政危機と同じことがこの村でも近い将来に起きます。その池田町は、今見事に機敏に対応している最中です、ただし、痛みを伴いながら。

平常時の新年度予算案であるなら人件費や扶助費などの義務的経費を含むものであり、通過させることが慣例です。賛成する議員も多いとは思いますが、今回の予算案に、もろ手を挙げて賛成する議員はさすがにいないのではないのでしょうか。いわゆる消極的賛成のはずです。しかし、消極的賛成という判断は議会のする判断でしょうか。十分納得した上で自信を持って認めるか、さもなければ認めないかではないかと私は思っています。議員が忖度などすべきではありません。

前述の池田町においても、昨年3月の予算議会で財政危機を察したある議員は、勇気を持って一人だけで当初予算に反対したそうです。私は、義務的経費を含んだ大切な予算であることは百も承知です。その上で、3月末までに再度組み直し、4月に間に合わせることはできないことはないとの判断から、そして心を鬼にして苦言を呈することが議会の責務、議員の責務であるとの思いから、上程された令和3年度一般会計予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 私は、議案第16号 令和3年白馬村一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和3年白馬村一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、村税や交付金、施設使用料等が大きく減少する見込みと想定され、各種事業の財源にふるさと納税の基金の繰入れや村債発行を充てており、不足する一般財源を補うため、財政調整基金や減債基金から繰り入れており、苦しい財政状況であることは事実です。しかし、この新型コロナウイルス感染症の対策は継続し、村民の生活や地域経済は守っていかなければなりません。

予算編成の方針は、前年踏襲主義を廃して、行政が行なうべき事業かコロナ禍で行なう事業かを見極めながら、昨年度から行なわれている枠配分方式により編成されました。具体的には、令和2年度当初予算に対して97%を乗じた額を最低限度額とし、地方債の新規発行額を元金償還額以下とすることで、地方債残高をこれ以上増やすことのないよう基本とされています。さらに、令和4年度へ実施可能な事務事業を延期しています。

予算の中には、村民の生活を支える福祉、教育などの予算や、新型コロナウイルス感染症のワク

チン接種や「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく小水力発電建設費が予算化されています。行財政改革について課題がたくさんありますが、特に観光局と振興公社の事業見直しや統廃合、山小屋の運営の在り方など、コスト管理と経営感覚を持って十分検討し、新たな自主財源の確保などさらなる行財政改革を進めることを望み、この令和3年度白馬村一般会計予算には賛成するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対の方の討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 原案に反対の方の討論がありませんので、次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に、賛成の立場で討論を行ないます。

昨年から1年以上も続いている新型コロナウイルス感染症は、世界経済を混乱の渦に巻き込み、私たちに今までの考え方、生活様式を改めることを余儀なくさせています。当然、この村の予算もこの未曾有の経済危機に沿った形で組み立てられるべきであるにもかかわらず、そういった危機感、この予算編成からは伝わってこないというのが大方の議員の見方であります。

特に、今回の予算委員会で問題になったのは、観光局への負担金で、かなり精査した金額とのごとでありましたが、蓋を開けてみれば、昨年の負担金よりたった200万円減額されただけで、大幅な減額予想の期待があっただけに、落胆は非常に大きいものでありました。

一番問題だと思われるのは、この1年間、執行部が豪語していた、この村を牽引する観光のトップランナーとしての役割を観光局は本当に果たしていたのかという点であります。私が見る限り、この1年は、静かな教会の片隅でじっとしているチャーチマウスのように鳴りを潜め、自ら考え会員のために必要な行動を取り、トップランナーとして観光業者を牽引するといった動きは残念ながら見られませんでした。ゆえに、議会の中では、単独での観光局は不要との意見が多く出され、振興公社との一体化などを望む声が主流となっております。

しかし、代表理事交代まであと1年4か月ほどあり、その間に、私が予算委員会で提案した、観光局職員を白馬駅前、道の駅、各ゴンドラ駅や八方のバスターミナルなど主立だった観光拠点に配置する。そこでこの村が必要としている観光客の統計データを地道に取るなど、今までコンサルに任せていた業務をやるなどして、FWTのような派手なパフォーマンスで存在感を示すのではなく、ただひたすら会員の利益の追求のために黒子となり、自ら考え、組織を改革できる可能性もまだ残っています。令和3年度の予算にはほかにも多くの不満と異論がありますが、特に観光局にはそういった自らのイノベーションの機会を与えるべく、消極的ですが賛成したいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） ただいま令和3年度の一般会計予算が成立したことを受け、動議を提出したいと思います。

動議の内容は付帯決議。3名の連名の上、提出をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 津滝俊幸議員から発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議が提出されました。

この動議は、ほかに2名以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午前 3時05分

再開 午後 3時13分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第1 発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議 について

議長（北澤禎二郎君） 議会運営において提出されました発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを追加日程第1として、直ちに審議することにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配布）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

追加日程第1 発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。したがって、委員会付託を省略し、質疑等の採決をすることにいたしました。

追加日程第1 発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番津滝俊幸議員。

第8番(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。それでは、議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議について、上記の議案を白馬村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議。

令和3年度白馬村一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、村税や交付金、施設使用料等が大きく減少する見込みと想定され、各種事業の財源にふるさと納税の基金の繰入れや村債発行を充てており、不足する一般財源を補うため財政調整基金や減債基金から繰り入れており、苦しい財政状況であることは事実です。しかし、この新型コロナウイルス感染症の対策は継続し、村民の生活や地域経済を守っていかねばなりません。そこで、予算執行に当たり、以下を決議するものであります。

記。1、財調整基金の取り崩しや過度なふるさと納税基金への依存、村債発行による財政運営に不安が見られる。前例踏襲を廃して、行政が行なうべき事業か、コロナ禍で行なう事業かを見極めながら、熟慮して事業執行を図ってほしい。

2、行政財政改革の推進として、観光局と振興公社の事業見直しや統廃合、山小屋の運営の在り方や少子化や老朽化による小学校校舎建設について方針決定、老朽化による子育て支援ルーム建て替え並びに図書館複合施設の一体的検討と方向性の確立、スクールバス・ナイトシャトル・グリーン期シャトルバス・デマンドタクシーなどの運行を一元的にした効率的な公共交通網の早期実現を要望する。

以上を決議する。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第1号 議案第16号 令和3年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号 令和3年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 令和3年度白馬村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第5 発委第1号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 同意第1号から日程第5 発委第1号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1号から日程第5 発委第1号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第4 同意第2号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第1号から同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、同意第1号から同意第2号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命について、次の者を白馬村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。氏名、幅下守、住所、北安曇郡白馬村大字神城25365番地、生年月日、昭和27年10月25日。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

△日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、北安曇郡白馬村大字北城16126番地、氏名、松沢薫、生年月日、昭和25年2月27日。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第5 発委第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 発委第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書、陳情第1号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

後期高齢者の医療費窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼし、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えることから、75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求め、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求め
る意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長(北澤禎二郎君) 賛成多数です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所
管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続
調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた
します。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に
関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、
議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣するこ
とに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。
村長（下川正剛君） 令和3年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月3日に開会をして以来、本日まで17日間にわたり、令和3年度一般会計予算をはじめ条例改正などに慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様から頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、いずれも厳正に受け止め、対応してまいりたいというふうに思います。

特に、議決を頂きました新年度の各予算につきましては、村民の生活、福祉の向上のため、重点事業を中心に適正に執行させていただきたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、村民の皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

本定例会会期中の3月11日には、2011年の東日本大震災という未曾有の大震災から10年という月日が過ぎました。この震災でどれほどの被害があり、それをどのように乗り越えてきたか、徐々に記憶が薄らいでいることではないでしょうか。神城断層地震により被災を受けた本村においても、これからも発生し続けるであろう多様な災害に備え、住民の生命を守っていくことは、規模は違うとはいえ、震災を体験した私たちの責務であり、経験や教訓を未来へ伝えていかなければならないと思いを返しました。

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備の進捗状況につきましては、国の指示に基づき県と調整を図りながら、迅速に接種が開始できるよう2月の第7号補正で認めていただき、予算に基づき接種会場等で必要となる各種物品の購入、コールセンターへの専用電話の設置など、ワクチン接種の体制整備を進めております。

県からの最新の情報では、高齢者向けワクチンが県内全ての市町村に配布されるのは、来月26日以降の予定で、その数も1箱約487名分と少なく、その後の配布については、今のところ示されておりません。したがって、本村での高齢者への接種開始は、早くても5月の連休明けにずれ込む見込みであり、明日、北部地区医療機関との2回目の打合せで、スケジュール等実施体制について確認をさせていただき、詳細については、随時ホームページ等でお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様方にとりましては、この定例議会が任期最後の議会となりますが、これまで4年間のご支援、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。皆様方におかれましては、引き続き立候補をされる方、また今期をもって後進に道を譲られる方もいらっしゃるわけですが、引き続き立候補される皆様には、ご当選されますことを心からご祈念を申し上げます。また、勇退される皆様方におかれましては、今後とも在任中と変わることなく、白馬村発展のためご指導とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶と

させていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、令和3年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時39分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 3月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員